

令和元年 第97回定例会

あわらし市議会会議録

令和元年6月6日 開会

令和元年6月28日 閉会

あわらし市議会

令和元年 第97回あわらし議会定例会 会議録目次

第 1 号 (6月6日)

議事日程	1
出席議員	3
欠席議員	3
地方自治法第121条により出席した者	3
事務局職員出席者	3
議長開会宣告	4
市長招集挨拶	4
開議の宣告	4
諸般の報告	5
行政報告	8
会議録署名議員の指名	11
会期の決定	11
特別委員会の継続審査中の調査事件について	11
報告第2号から報告第5号の一括上程・提案理由説明	15
議案第29号及び議案第30号の一括上程・提案理由説明	
・総括質疑・討論・採決	16
議案第31号の上程・提案理由説明・質疑・委員会付託	18
議案第32号から議案第35号の一括上程・提案理由説明	
・総括質疑・委員会付託	19
議案第36号の上程・提案理由説明・質疑・委員会付託	20
議案第37号から議案第52号の一括上程・提案理由説明	
・総括質疑・討論・採決	21
散会の宣言	26
署名議員	27

第 2 号 (6月18日)

議事日程	28
出席議員	29
欠席議員	29
地方自治法第121条により出席した者	29
事務局職員出席者	29
開議の宣告	30
会議録署名議員の指名	30
一般質問	30
吉田太一君	30
一般質問	38

堀田 あけみ 君	38
一般質問	47
八木 秀雄 君	47
一般質問	59
仁佐 一三 君	59
一般質問	66
山口 志代治 君	66
一般質問	74
平野 時夫 君	74
延会の宣言	82
署名議員	83

第 3 号 (6月19日)

議事日程	84
出席議員	85
欠席議員	85
地方自治法第121条により出席した者	85
事務局職員出席者	85
開議の宣告	86
会議録署名議員の指名	86
一般質問	86
室谷 陽一郎 君	86
一般質問	98
卯目 ひろみ 君	98
一般質問	107
山川 知一郎 君	107
散会の宣言	120
署名議員	121

第 4 号 (6月28日)

議事日程	122
出席議員	124
欠席議員	124
地方自治法第121条により出席した者	124
事務局職員出席者	124
開議の宣告	125
会議録署名議員の指名	125
議案第31号から議案第36号の委員長報告・総括質疑・討論・採決	125
議案第53号の上程・提案理由説明・質疑・討論・採決	130
発議第1号の上程・趣旨説明・質疑・討論・採決	131

発議第 2 号の上程・趣旨説明・質疑・討論・採決	133
発議第 3 号の上程・趣旨説明・質疑・討論・採決	134
議長辞職の件	136
議長の選挙	136
副議長の選挙	138
常任委員の選任	140
議会運営委員の選任	141
広報編集特別委員の辞任	142
広報編集特別委員の選任	143
議会活性化特別委員の辞任	143
議会活性化特別委員の選任	144
環境対策調査特別委員の辞任	144
環境対策調査特別委員の選任	145
総合交通まちづくり調査特別委員の辞任	146
総合交通まちづくり調査特別委員の選任	146
坂井地区広域連合議会議員の選挙	147
福井県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙	148
嶺北消防組合議会議員の選任	149
福井坂井地区広域市町村圏事務組合議会議員の選任	150
議案第 5 4 号の上程・提案理由説明・採決	150
議会運営委員会閉会中の所掌事務調査の件	151
閉議の宣告	152
市長閉会挨拶	152
議長閉会挨拶	152
閉会の宣告	153
署名議員	153

第97回あわら市議会定例会議事日程

第 1 日

令和元年6月6日(木)

午前9時30分開議

- 1.開会の宣告
- 1.市長招集挨拶
- 1.開議の宣告
- 1.諸般の報告
- 1.行政報告

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 特別委員会の継続審査中の調査事件について
- 日程第 4 報告第 2号 平成30年度あわら市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第 5 報告第 3号 平成30年度あわら市水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- 日程第 6 報告第 4号 平成30年度あわら市公共下水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- 日程第 7 報告第 5号 平成30年度あわら市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について
- 日程第 8 議案第29号 専決処分の承認を求めることについて(あわら市税条例等の一部を改正する条例の制定について)
- 日程第 9 議案第30号 専決処分の承認を求めることについて(あわら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について)
- 日程第10 議案第31号 令和元年度あわら市一般会計補正予算(第1号)
- 日程第11 議案第32号 あわら市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第33号 あわら市森林環境譲与税基金条例の制定について
- 日程第13 議案第34号 あわら市営駐車場条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第35号 芦原温泉上水道財産区水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第36号 市道路線の変更について
- 日程第16 議案第37号 あわら市農業委員会委員の選任について
- 日程第17 議案第38号 あわら市農業委員会委員の選任について
- 日程第18 議案第39号 あわら市農業委員会委員の選任について

日程第19	議案第40号	あわら市農業委員会委員の選任について
日程第20	議案第41号	あわら市農業委員会委員の選任について
日程第21	議案第42号	あわら市農業委員会委員の選任について
日程第22	議案第43号	あわら市農業委員会委員の選任について
日程第23	議案第44号	あわら市農業委員会委員の選任について
日程第24	議案第45号	あわら市農業委員会委員の選任について
日程第25	議案第46号	あわら市農業委員会委員の選任について
日程第26	議案第47号	あわら市農業委員会委員の選任について
日程第27	議案第48号	あわら市農業委員会委員の選任について
日程第28	議案第49号	あわら市農業委員会委員の選任について
日程第29	議案第50号	あわら市農業委員会委員の選任について
日程第30	議案第51号	あわら市農業委員会委員の選任について
日程第31	議案第52号	あわら市農業委員会委員の選任について

(散 会)

出席議員（17名）

1番	堀田 あけみ	2番	室谷 陽一郎
3番	山口 志代治	4番	仁佐 一三
5番	平野 時夫	6番	毛利 純雄
7番	吉田 太一	8番	森 之嗣
9番	杉本 隆洋	10番	山田 重喜
11番	三上 薫	12番	八木 秀雄
13番	笹原 幸信	14番	山川 知一郎
15番	北島 登	16番	向山 信博
18番	卯目 ひろみ		

欠席議員（0名）

地方自治法第121条により出席した者

市長	佐々木 康男	副市長	城戸橋 政雄
教育長	大代 紀夫	総務部長	笹井 和弥
市民生活部長	糠見 敏弘	健康福祉部長	藤井 正浩
経済産業部長	後藤 重樹	土木部長	小嶋 範久
教育部長	西川 佳男	会計管理者	青池 憲恭
経済産業部理事	伊藤 隆信	土木部理事	伊藤 裕一
土木部理事	永井 宏昌	芦原温泉上水道財産区管理者	高橋 啓一

事務局職員出席者

事務局長	島田 俊哉	事務局長補佐	早見 孝枝
主査	坂井 真生		

◎議長開会宣告

- 議長（森 之嗣君） ただいまから、第97回あわら市議会定例会を開会いたします。
(午前9時30分)
-

◎市長招集挨拶

- 議長（森 之嗣君） 開会に当たり、市長から招集のご挨拶がございます。
(「議長」と呼ぶ者あり)
- 議長（森 之嗣君） 市長、佐々木康男君。
- 市長（佐々木康男君） 本日ここに、第97回あわら市議会定例会が開会されるに当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

6月に入り、吹く風が次第に夏めいて、暑さも日ごとに増して参りました。議員各位におかれましては、何かとご多忙中にもかかわらず本定例会にご参集をいただき、厚くお礼を申し上げます。

さて、「平成」から新たな元号「令和」へと、新たな時代の幕が開けました。「令和」という元号には、「厳しい寒さの後に春の訪れを告げ、見事に咲き誇る梅の花のように、一人一人の日本人が明日への希望とともに、それぞれの花を大きく咲かせることができる。そうした日本でありたい」という願いが込められているそうです。あわら市におきましても、人々が心を寄せ合いながら心豊かに、また明るく希望に満ちた生活を送ることができるよう市民の皆様と力を合わせ、笑顔で元気に生きる「誰もがときめくあわら市」の実現に向け引き続き全力で頑張って参ります。

一方、県政におきましては、あわら市合併の折から長きにわたり市勢発展にご尽力をいただいた西川知事から杉本知事へとバトンが引き継がれました。本市では、北陸新幹線県内延伸や新幹線芦原温泉駅開業など大きな転換期を迎えております。今後、各種施策やさまざまな課題解決に向けた取り組みや県との連携を一層強化し、杉本知事とともに力強く推し進めていきたいと考えております。

ご案内のとおり、本定例会では、繰越計算書の報告に関するもの4件のほか、専決処分の承認に関するもの2議案、補正予算に関するもの1議案、条例の制定に関するもの4議案、市道路線の変更に関するもの1議案、人事に関するもの16議案の計24議案の審議をお願いするものです。

各議案の内容につきましては、後ほどご説明を申し上げますが、何とぞ慎重なご審議をいただき、妥当なるご決議を賜りますようお願い申し上げます。招集の挨拶といたします。よろしく申し上げます。

◎開議の宣告

- 議長（森 之嗣君） 本日の出席議員数は、17名であります。
よって、会議の定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
- 議長（森 之嗣君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎諸般の報告

○議長（森 之嗣君） 諸般の報告を行います。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（森 之嗣君） 事務局長。

○事務局長（島田俊哉君） 諸般の報告をいたします。

本定例会までに受理いたしました請願等につきましては、お手元に配付してあります請願・陳情等文書表のとおりであります。

次に、本定例会に市長より提出されました付議事件は、報告4件、議案24件であります。

本定例会の説明出席者は、市長以下14名であります。

以上でございます。

○議長（森 之嗣君） 次に、一部事務組合等の議会報告を関係議員に行っていただきます。

○議長（森 之嗣君） 初めに、福井県後期高齢者医療広域連合議会について、11番、三上 薫君、報告願います。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（森 之嗣君） 11番、三上 薫君。

○11番（三上 薫君） 平成31年3月28日開催の福井県後期高齢者医療広域連合議会の定例会の概要について報告いたします。

平成31年第1回定例会が、去る3月28日に開催され、議案6件が上程されました。

議案の主な内容と審議結果について報告いたします。

第1号議案、監査委員の選任につき議会の同意を求めることについては、平成31年3月28日付で監査委員が欠けることに伴い、田本光三氏を監査委員に選任することについて、同意を求めるものであります。全員賛成で同意することに決しました。

第2号議案、平成30年度特別会計補正予算については、歳入歳出それぞれ5億6,102万4,000円を増額し、歳入歳出総額を1,050億1,579万5,000円とするものです。全員賛成で可決しました。

第3号議案、平成31年度一般会計予算については、歳入歳出総額を4億7,026万5,000円とするものです。これは前年より6,375万円の減となるものです。全員賛成で可決しました。

第4号議案、平成31年度特別会計予算については、歳入歳出総額を1,045億322万5,000円とするものです。これは前年より24億6,266万5,000円の増となるものです。全員賛成で可決しました。

第5号議案、後期高齢者医療に関する条例の一部改正については、法律施行令が改正され、平成31年度以降における被保険者均等割額を軽減する基準及び特例措

置の見直しに伴い、所要の改正を行うものです。全員賛成で可決しました。

第6号議案、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正については、国家公務員が超過勤務命令を行うことができる上限を人事院規則で定める等の措置が講じられ、平成31年4月1日から適用されることから、国家公務員との均衡を図るため、所要の改正を行うものです。全員賛成で可決しました。

以上、福井県後期高齢者医療広域連合議会の現況報告といたします。

○議長（森 之嗣君） 次に、嶺北消防組合議会について、11番、三上 薫君、報告願います。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（森 之嗣君） 11番、三上 薫君。

○11番（三上 薫君） 嶺北消防組合議会における審議状況について報告いたします。

平成31年3月22日に第1回定例会が開催されました。提案された議案は、平成30年度嶺北消防組一般会計補正予算（第3号）、平成31年度嶺北消防組一般会計予算、嶺北消防組合火災予防条例の一部を改正する条例について、嶺北消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についての4件です。

初めに、議案第1号、平成30年度嶺北消防組一般会計補正予算（第3号）につきましては、北陸新幹線建設に伴う坂井市春江町中筋の耐震性貯水槽の移設工事を翌年度へ繰り越しとするものであります。

続きまして、議案第2号、平成31年度嶺北消防組一般会計予算につきましては、概要としまして、平成31年度一般会計の予算総額は20億8,930万円で、前年度当初予算と比較いたしますと2,050万円の減額となっております。

歳出予算の主な内容につきましては、平成32年度更新予定の高機能消防指令システムの実施設計委託料、石油コンビナート火災用の泡原液搬送車や消防団車両などの更新費用として、合わせて9,812万円を計上しているものであります。

次に、議案第3号、嶺北消防組合火災予防条例の一部を改正する条例につきましては、国からの通知を受け、施設を利用する者に消防機関が保有する重大違反對象物の情報を公表する制度が導入されたことに伴い、嶺北消防組合火災予防条例について所要の規定を整備するものであります。

次に、議案第4号、嶺北消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、国からの通知を受け、時間外労働の上限規制等が導入されたことに伴い、嶺北消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例について所要の規定を整備するものであります。

以上の議案につきまして慎重に審議した結果、原案どおり可決しました。

以上、嶺北消防組合議会の報告といたします。

○議長（森 之嗣君） 次に、福井坂井地区広域市町村圏事務組合議会について、5番、平野時夫君、報告願います。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（森 之嗣君） 5 番、平野時夫君。

○5 番（平野時夫君） 福井坂井地区広域市町村圏事務組合議会の概要について報告いたします。

平成31年3月26日、第174回組合議会定例会が開催され、補正予算に関するもの1件、当初予算に関するもの1件、条例改正に関するもの1件、計3件が上程されました。

初めに、議案第1号、平成30年度福井坂井地区広域市町村圏事務組合一般会計補正予算については、補正前の予算額23億3,010万円から、補正予算額1億150万円を減額し、補正後の予算額を22億2,860万円にするものです。

歳入予算については、分担金及び負担金で1億150万円を各構成市町の負担金から、それぞれ減額補正するものです。なお、それに伴うあわら市分の減額としては、2,207万円となります。

歳出予算については、総務費において、職員の構成変更による職員給与等の不用額及び電算システム改修等による不用額で7,000万円を減額補正するものです。また、清掃費においては、各種機器修繕及び業務委託等に係る入札差金等で3,150万円の減額補正をするものです。

次に、繰越明許費では、総務費において1,648万1,000円を次年度へ繰り越しをするものです。

次に、議案第2号、平成31年度福井坂井地区広域市町村圏事務組合一般会計予算の概要ですが、歳入歳出ともに22億1,488万6,000円で、歳出については、議会費90万5,000円、総務費5億9,750万2,000円、衛生費15億4,429万7,000円、公債費6,718万2,000円、予備費500万円で、合計額は22億1,488万6,000円であります。

歳入については、分担金及び負担金20億5,770万6,000円、使用料及び手数料1億5,011万3,000円、財産収入20万円、繰越金1,000円、諸収入686万6,000円で、合計額は22億1,488万6,000円であります。前年度と比較して、1億1,026万2,000円、率にして4.7%の減額となっております。

債務負担行為については、新たに平成32年度から平成38年度まで6億5,443万7,000円の債務負担を設定するものです。

次に、議案第3号、福井坂井地区広域市町村圏事務組合一般廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正については、清掃センターを取り巻く環境は非常に厳しい状況であり、処理原価がごみ処分手数料を改定した20年前と比べ、約2倍以上に高騰しています。また、法律の改正による水銀対策の追加費用、電気料金の値上げや今年の10月からの消費税率改定により、さらに処理原価が高騰することから、各構成市町の負担が年々多くなるため、一般廃棄物処分手数料の見直しをするものであります。

可燃ごみの家庭系では、10kgまでごとに55円に、同じく事業系では110円

に改正をするものです。また、粗大ごみの家庭系では、10kgまでごとに110円に、同じく事業系では330円に改正するものです。さらに、フロンガスが含まれる機器1台につき550円に改正し、粗大ごみの料金に加算するものです。そして、スプリング入りマットレスについても、1台につき550円を粗大ごみの料金に加算するものです。

上程された3議案については、いずれも原案どおり可決されました。

以上、福井坂井地区広域市町村圏事務組合議会の現況報告といたします。

○議長（森 之嗣君） 以上で、諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○議長（森 之嗣君） 次に、市長の行政報告を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（森 之嗣君） 市長、佐々木康男君。

○市長（佐々木康男君） 行政報告をさせていただきます。

去る5月1日に、「平成」から新たな元号「令和」へと新たな時代の幕が開けました。平成の時代、常に国民に寄り添ってくださった上皇・上皇后両陛下に対しまして、謹んで感謝の意を表するとともに、天皇陛下のご即位に当たり、心からお慶びを申し上げます。

まず、4月21日に開催した「まち・むらときめきシンポジウム」について報告いたします。

このシンポジウムには、区長をはじめとして約280人に参加いただき、一般社団法人、持続可能な地域社会総合研究所所長の藤山浩先生による「地元を創り直す時代～持続可能な地域社会へ～」と題した講演の後、昨年度策定をいたしました「まち・むらときめきプラン」や、新たな補助制度である「集落ときめき活動事業補助金」の説明を行いました。

参加いただいた皆様からは活発な質問をいただき、人口減少や少子高齢化が急速に進行する中、改めて各集落の皆様がこれからの集落のあり方について不安や課題を抱えておられることを感じました。今回のシンポジウムを「誰もがときめく集落」づくりの第一歩として、各集落の活力ある豊かで魅力あふれる主体的な集落づくりへの支援に取り組んで参ります。

次に、下妻市との姉妹都市交流について報告します。

4月13日から14日にかけて、私は森議長らとともに姉妹都市であります茨城県下妻市を表敬訪問して参りました。

まず、13日には、下妻市役所で菊池市長、原部市議会議長などと、教育・文化交流に加え、両市において生産が盛んな梨などの農産物とのコラボレーションや、生産者などの交流について意見交換して参りました。

翌14日には、「多賀谷左近三経公奉賛会」や「金津祭保存会」の皆様と一緒に、「第13回多賀谷時代まつり」に参加して参りました。また、滞在中は、菊池市長

に、多賀谷氏の菩提寺であります「多宝院」をはじめとする下妻市内の案内をいただき、大変温かい歓迎を受けて参りました。

なお、今回の訪問を経て、7月の金津まつりに合わせて、下妻市長と市議会議長があわら市を訪問する予定と伺っております。私といたしましては、今後とも、このご縁を大切にしつつ、さらに姉妹都市交流を発展させ、ひいては本市の活性化につなげて参りたいと考えております。

次に、昨年11月に自然再生推進法に基づき設立されました「北潟湖自然再生協議会」について報告します。

この協議会は、北潟湖及びその周辺地域の自然環境の保全、再生、創出等の自然再生事業の推進を目的とした法定協議会であり、全国では4年ぶり26番目、県内では三方五湖に続いて2番目の設置となります。

法定協議会が設立されますと、自然再生の目標及び対象区域、協議会参加者の役割分担などを定める、全体構想の作成が義務づけられます。このため法定協議会設立と同時進行で「北潟湖自然再生全体構想」の策定作業を行い、平成31年3月23日の第3回北潟湖自然再生協議会におきまして、全体構想が承認されました。

全体構想の核となる北潟湖の自然再生の目標には、五つの活動方針が定められております。一つには、水環境の検討と管理の推進、二つ目に生物多様性の保全・再生、三つ目に湖の伝統文化・産業の保全・再生、四つ目に湖の新たな活用と地域経済への貢献、五つ目に環境教育（学習）の普及と推進であり、この五つの活動方針を柱として自然再生を行って参ります。

また、この五つの活動方針に対し、自然再生に向けての17の目標を設定しております。この目標につきましては、地元住民、環境団体、研究者などが参加したワークショップの意見をもとに取りまとめるものとなっており、目標を達成するため、これまで取り組んできた事業や調査研究をもとに、今後実施すべき施策が定められております。

今年度はこれらの施策を進めていくため、4月には協議会に三つの部会が設置されました。今後はこの三つの部会を中心に調査研究や議論を深め、具体的な自然再生実施計画を作成し、事業を推進して参ります。

次に、「ちはやふる」を活用した知名度向上事業について報告いたします。

去る3月31日に、漫画・アニメ「ちはやふる」の聖地となっており、地元の人にも愛されているレンゴグラウンド横の桜の並木道を「あらた坂」と命名し、石碑建立イベントを開催いたしました。

当日は、朝から雨模様でしたが、イベント開催中は一転して好天となり、地元の山室区及び桜ヶ丘区の区民をはじめ市内外の多くのファンなど200人以上が参加し、石碑の建立を祝っていただきました。

また、4月27日から「ちはやふるの世界～末次由紀原画展～聖地あわら篇」を、多くの地元企業や市外の事業所から協賛をいただき、金津創作の森財団とあわら市、FBCの3社による実行委員会形式で開催しております。

この原画展は、昨年、東京・大阪・名古屋の三大都市で順次開催し大好評を博したもので、日本海側で、さらに地方都市では初めての開催となるものです。美術館ならではの空間や高さを生かした展示とし、多数の新作を加えた過去最大規模での内容となっております。末次先生の色鮮やかな生原画をゆっくりと堪能できるようになっており、6月2日現在では、約6,000人の来場者となっております。

また、今月23日までの原画展開催期間中には、末次先生のサイン会や全国競技かるた女流選手権大会、声優トークショーなどを企画しているほか、本年度も市内全域を対象とした通年型のまち歩きスタンプラリーを実施しております。今後も更なる来訪者を予定しており、市の知名度の向上と地域の活性化につなげて参りたいと考えております。

次に、石塚橋の開通式典について申し上げます。

平成27年度から進めて参りました石塚橋のかけかえ工事が、このほどようやく完成いたしました。石塚橋は、供用開始後47年が経過し、落橋につながる損傷が確認され、修繕による機能回復が困難なことから、かけかえ工事を行ってきたものです。あわせて市道瓜生・石塚線の改良も進めており、本線に位置する石塚橋は、東側は旧国道8号や国道8号福井バイパスに通じ、西側は工業団地「古屋石塚テクノパーク」にアクセスする重要な路線となります。

市では、地元実行委員会と共同で橋の完成を祝い、6月8日に開通式典をとり行います。式典では、「世代を超えて長く受け継がれる橋に」という願いを込め、夫婦三世代による渡り初めをはじめ、劔岳わかば太鼓の演奏や、地元金津東及び伊井こども園の園児たちの踊りを披露して橋の完成を祝う予定です。議員各位におかれましては、何かとご多用とは存じますが、開通式典に出席いただきますようよろしくお願いいたします。

次に、5月19日に開催いたしました「トリムマラソン」について報告します。

第16回目となるトリムマラソンには、市内外1,753組、1,970人のランナーに参加をいただきました。議員各位にも出席をいただき、開会式に花を添えていただきました。ありがとうございました。

当日は、強風であったものの、晴れ渡った中、健康増進を目的とする方、目標タイムクリアを目指す方、また親子のきずなを深める方など各世代男女を問わず、さまざまな目的を持って参加した人たちが沿道の声援を受けながら、旧金津市街地や緑鮮やかな並木道を、それぞれのペースで爽やかな汗とともに駆け抜けていただけたものと思っております。

また、今大会には10km、一般女子の部門に稲田朋美国會議員も参加され、私自身も5km、60歳以上男子の部門に参加いたしました。爽やかな初夏の日差しのおかげ、ランナーの皆さんとともに健脚を競い合えたことは、私自身もよい経験となり、引き続き皆様に愛されるマラソン大会となるように努めて参りたいと考えております。ご協力いただいたあわら市スポーツ協会をはじめ、関係者の皆様に厚くお礼を申し上げます。

以上で行政報告を終わります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（森 之嗣君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、5番、平野時夫君、6番、毛利純雄君の両名を指名します。

◎会期の決定

○議長（森 之嗣君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から6月28日までの23日間といたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 之嗣君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は本日より6月28日までの23日間と決定しました。

なお、会期中の日程は、お手元に配付しました会期日程表のとおりであります。

◎特別委員会の継続審査中の調査事件について

○議長（森 之嗣君） 日程第3、特別委員会の継続審査中の調査事件についてを議題とします。

○議長（森 之嗣君） お諮りします。

環境対策調査特別委員会並びに総合交通まちづくり調査特別委員会の中間報告を求めたいと思えます。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 之嗣君） 異議なしと認めます。

したがって、各特別委員会に付託中の調査事項について、委員会の中間報告を求めることに決定しました。

○議長（森 之嗣君） まず、環境対策調査特別委員会の報告を求めます。委員長、14番、山川知一郎君。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（森 之嗣君） 14番、山川知一郎君。

○14番（山川知一郎君） 環境対策調査特別委員会の中間報告を申し上げます。

当委員会は、平成29年9月議会において、市民の健全な生活環境を守ることや自然環境を適正に保全することなど、総合的な環境対策に関し調査を行うことを目的に設置されました。これまで、県外への行政視察を含め3回の委員会を開催し、市内の環境保全に関する現状やその対策について協議を行って参りました。

以下、その経過と結果について申し上げます。

第1回目の委員会は、平成29年11月29日に開催いたしました。協議事項の主なものとして、1、砂利採取等の現状について、2、産業廃棄物処理施設の現状について、3、不法投棄防止パトロールの状況について、4、不法投棄箇所の経過について、5、北潟湖における水質汚濁の現状について、6、北潟湖の自然再生に関する協議会の取り組み状況についてなどがございます。

項目ごとの主な質疑について申し上げます。

まず、砂利採取等の現状について、委員からは、市内における採取地の一部に、道路面より低く感じる箇所があるが、どう対応しているのかとの問いがあり、理事者からは、県から良好な土砂による埋め戻しを指示されている。ただし、水がたまるほどの掘り下げは確認されていないとの答弁がありました。また、別の委員からは、計画以上に採取されている箇所があるのではないかと疑問視する意見がありました。

次に、不法投棄防止パトロールの状況について、委員から、市姫地係の不法投棄は、解散した法人によるものであり、改善は見込めないだろう。定期的にパトロールしながら、周辺環境に被害が出ることをないよう対応すべきとの意見がありました。

続いて、不法投棄箇所の経過について、当該案件は、平成24年度に原因者から県へ改善計画が提出されて以降、いまだ改善には至っておりません。委員からは、原因者と十分に協議しなければならないとの指摘があり、今後もその進捗状況の報告を求めました。

続いて、北潟湖における水質汚濁の現状について、理事者からは、水質分析調査の結果の報告がありました。委員からは、その経年変化をグラフ化するなど、見やすいように工夫すべきとの指摘がありました。

最後に、北潟湖の自然再生に関する協議会の取り組み状況について、理事者から、平成31年度以降、国の交付金事業を活用し、自然再生事業を継続実施するとの説明を受けました。委員からは、交付金事業を十分に活用し、北潟湖の水質を少しでも改善してほしいとの意見がありました。

また、理事者退席後において、委員から、現地を訪れ、現状を把握することが必要であるとの意見があり、次回は管内視察を実施することに決定しました。

第2回目の委員会は、平成30年9月21日に開催いたしました。第1回目の決定事項を踏まえ、管内視察を行い、視察後はその総括を行いました。視察先としては、砂利採取場1カ所、不法投棄箇所2カ所、産業廃棄物処理施設2カ所の計5カ所を現地視察いたしました。

まず、砂利採取場について、委員からは、事業者が適正に掘削・埋め戻しを行っているか確認していく必要があるとの意見があり、今後も継続して監視していくよう求めました。

次に、不法投棄箇所について、委員からは、地域による撤去・処分を支援するなど、地域で不法投棄を解消し、防止することも検討すべきであるとの指摘がありま

した。

最後に、産業廃棄物処理施設について、当該案件も事業者に適正な処理を行わせるため、今後も継続して監視していくよう求めました。

続いて、今年に入り、2月12日から13日にかけて行政視察を行いました。1日目は京都府福知山市を訪れ鳥獣害対策についての研修を受け、2日目は滋賀県琵琶湖政策課で琵琶湖の水質保全及び環境保全についての研修を受けました。詳細な内容については、前回の3月議会で報告しておりますので、割愛させていただきます。

当委員会を設置してからの約2年間、委員会としては、土砂採取や不法投棄、産業廃棄物処理施設などに関して、主に監視体制の強化を求めてきました。違法な行為に及ぶすきを与えないことが、その抑止につながると考えています。

また、北潟湖における自然環境の再生や保全に関しまして、平成30年11月24日に自然再生推進法に基づく「北潟湖自然再生協議会」が設立されたことは、評価すべき案件であります。今後の経過に期待するとともに、できる限りの支援をして参りたいと考えているところでございます。

環境保全に関する対策は、継続することが何より大切であり、継続するためには、行政だけでは限界があります。地域住民などから協力を得る必要があります、今後の課題だと考えております。

以上、環境対策調査特別委員会の中間報告といたします。

○議長（森 之嗣君） 次に、総合交通まちづくり調査特別委員会の報告を求めます。
委員長、9番、杉本隆洋君。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（森 之嗣君） 9番、杉本隆洋君。

○9番（杉本隆洋君） 総合交通まちづくり調査特別委員会の中間報告をいたします。

この特別委員会は、平成29年の9月議会で総合交通まちづくりに関する調査研究を行うために、9人の委員をもって設置されました。この委員会の主な調査事項は、1、新幹線まちづくりに関すること、2、並行在来線に関すること、3、国道8号バイパスの整備促進に関すること、4、その他交通・まちづくりに関することです。これらのことを踏まえ、これまでに行政視察を含め4回の委員会を開催し、総合交通まちづくりについて種々協議をして参りました。

その経過報告を申し上げます。

第1回目の委員会は、平成29年11月10日に開催しました。委員会では、1、北陸新幹線の現状と今後のスケジュールについて、また、2、並行在来線の現状と今後のスケジュールについて、それぞれ概要と進捗状況の説明を受けました。

主な質疑について申し上げます。

芦原温泉駅周辺整備について、委員からは、賑わい空間関係や土地活用検討街区の活用計画についての実施主体は誰かとの問いがありました。理事者からは、観光案内所、飲食店等の事業主体には第3セクター、またはPFI手法による民間活用

が考えられる。継続的に実施していけるような体制づくりが大切であり、プロの視点でも検討してもらい、意見を柔軟に取り入れたいとのことでした。

続いて、委員から、県道の幅員や街路樹、西口や東口のアクセス道路の進捗状況についての問いがあり、理事者からは、県道や街路樹については、詳細な内容はこれからになる。西口、東口のアクセス道路については、市道から県道に出るところの安全面も考慮しながら県と協議し、計画どおり工事が完了できるよう可能な範囲で精いっぱい取り組んでいるとのことでした。また、委員からは、国庫補助金要望について、必要であるなら議会も前向きに協力するとの意見がありました。

次に、並行在来線の現状と今後のスケジュールについて、委員からは、並行在来線の開業に伴い運賃の値上げが予想されるが、大幅な運賃値上げとならないよう慎重に協議してほしいとの意見がありました。また、市の負担額について問いがあり、理事者からは、平成30年度から「経営基本方針」を策定し、その後の「経営計画」が策定され、その中で負担割合等が決まってくるとの答弁がありました。別の委員からは、相互乗り入れについて住民に対して十分に周知すべきである。また、在来線の利用促進策の検討を行ってほしいとの意見がありました。

第2回目の委員会は、平成30年11月19日に開催しました。協議内容は、1、並行在来線について、2、市の総合交通についてであります。

まず、並行在来線について委員からは、並行在来線の経営について、沿線市町の負担割合の算定方法についての問いがありました。理事者からは、まだ具体的なことは示されてなく、県には早急に情報を開示するよう求めていくとの答弁でした。また、別の委員から収支予測での運賃についての問いがあり、理事者からは、他県を参考にしながら、詳細についてはこれから試算していくことになるとのことでした。

次に、市の総合交通について、委員からは乗合タクシーにおいて高齢者による運転免許証の自主返納を促進するため、どのような周知を行っているのかとの問いがあり、理事者からは、交通出前講座などで周知し促進しているとのことでした。続いて、委員から、京福バス北潟線廃止に伴い、北潟地区での乗合タクシーの利用者が増えたかとの問いがあり、理事者からは、詳細なデータがないため、調査し報告するとのことでした。委員からは、地域別の集計をとると今後の参考になるとの意見がありました。また、別の委員からは、乗合タクシーが、利用しやすくなったとの市民の声もあるので、今後、市民の生活圏を考慮し、市境を越えた利用も必要ではないかとの意見もありました。

続いて、今年に入り、2月12日から13日にかけて行政視察を行いました。1日目は、あいの風とやま鉄道（株）を訪れ「第3セクターの運営状況について」研修を受け、2日目は、新潟県糸魚川市において「並行在来線開業に伴うまちづくりについて」の研修を受けました。詳細な内容については、前回の3月議会で報告しておりますので、割愛させていただきます。

また、平成31年2月19日に3回目の委員会を開催し、不在となっていました

委員長の互選を行い、それに伴って、副委員長が欠けましたので、副委員長の互選も行いました。

以上、当特別委員会では、2年間、調査事項であります北陸新幹線整備に伴う芦原温泉駅周辺整備に関する事、並行在来線について、また市の総合交通に関する事など、精力的かつ慎重に協議を重ねて参りました。しかしながら、まだまだ解決しなければならない課題が山積しており、今後も、引き続き当委員会でこれらの課題について議論していくことが必要であります。

また、当委員会は、北陸新幹線関連の大型プロジェクトを検討するに当たって、議会における非常に重要な調査機関でもあると認識いたしております。あわら市のよりよい将来の実現に向けて努力したいと考えておりますので、関係者各位の更なるご協力をお願いするものであります。

以上、総合交通まちづくり調査特別委員会の中間報告とさせていただきます。

○議長（森 之嗣君） これから、各委員長の報告に対する質疑を許します。

○議長（森 之嗣君） 質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 之嗣君） 質疑なしと認めます。

○議長（森 之嗣君） よって、各特別委員会の中間報告は、これをもって終了いたします。

◎報告第2号から報告第5号の一括上程・提案理由説明

○議長（森 之嗣君） 日程第4、報告第2号、平成30年度あわら市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、日程第5、報告第3号、平成30年度あわら市水道事業会計予算繰越計算書の報告について、日程第6、報告第4号、平成30年度あわら市公共下水道事業会計予算繰越計算書の報告について、日程第7、報告第5号、平成30年度あわら市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について、以上の報告4件を一括議題とします。

○議長（森 之嗣君） 報告に対する提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（森 之嗣君） 市長、佐々木康男君。

○市長（佐々木康男君） ただいま上程されました報告第2号、平成30年度あわら市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、報告第3号、平成30年度あわら市水道事業会計予算繰越計算書の報告について、報告第4号、平成30年度あわら市公共下水道事業会計予算繰越計算書の報告について及び報告第5号、平成30年度あわら市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告についての4件について、提案理由を申し上げます。

報告第2号につきましては、一般会計繰越明許費繰越計算書に記載のとおり、総務費において、公共施設再配置計画策定事業など2事業で、764万7,496円、民生費において、プレミアム商品券給付事業で、196万9,000円、農林水産業

費において、強い農業づくり交付金事業補助金など7事業で、1億1,595万4,600円、土木費において、芦原温泉駅周辺整備事業など9事業で、1億9,997万9,700円、教育費において、指定文化財管理・復旧等補助金で、190万1,000円、災害復旧費において、道路橋りょう災害復旧事業で、1,227万9,000円の合計21事業で、3億3,973万796円を令和元年度への繰越額として決定したものであります。

これらの財源といたしましては、国県支出金1億259万3,500円、地方債1億1,360万円、諸収入3,601万1,000円、一般財源8,752万6,296円を計上しております。

報告第3号につきましては、水道事業会計において、資本的支出の建設改良費で、配水設備改良1,663万5,240円を令和元年度への繰越額として決定したものであります。

この財源といたしましては、企業債1,300万円、損益勘定留保資金363万5,240円を計上しております。

報告第4号につきましては、公共下水道事業会計において、資本的支出の建設改良費で、公共下水道整備事業4,776万2,800円、九頭竜川流域下水道事業建設負担金1,452万2,000円を、下水道事業費用の営業費用で、下水道施設修繕工事991万8,840円を令和元年度への繰越額として決定したものであります。

これらの財源といたしましては、資本的支出では、交付金2,200万円、企業債3,890万円、損益勘定留保資金138万4,800円、下水道事業費用では、既収入特定財源991万8,840円を計上しております。

報告第5号につきましては、一般会計事故繰越し繰越計算書に記載のとおり、消防費の園芸・水稻育苗ハウス雪害復旧支援事業補助金において、施工業者の不足により補助事業者の事業着手がおくれたため1億5,141万6,000円を、令和元年度へ事故繰越するものであります。

これらの財源といたしましては、国県支出金1億2,402万1,000円、一般財源2,739万5,000円を計上しております。

以上、ご報告いたします。

○議長（森 之嗣君） 報告第2号から報告第5号までは、これをもって終結いたします。

◎議案第29号及び議案第30号の一括上程

・提案理由説明・総括質疑・討論・採決

○議長（森 之嗣君） 日程第8、議案第29号、専決処分の承認を求めることについて（あわら市税条例等の一部を改正する条例の制定について）、日程第9、議案第30号、専決処分の承認を求めることについて（あわら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）、以上の議案2件を一括議題とします。

○議長（森 之嗣君） 上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（森 之嗣君） 市長、佐々木康男君。

○市長（佐々木康男君） ただいま上程されました議案第29号及び議案第30号の専決処分の承認を求めることについて、申し上げます。

議案第29号につきましては、あわら市税条例の一部を改正することについて、3月29日付で専決処分を行ったものであります。

主な改正内容といたしましては、地方税法等の改正に伴い、個人住民税では、非課税の対象者に「単身児童扶養者」を追加するほか、ふるさと納税に係る寄附金控除の対象の見直し、住宅ローン控除の期間延長、また軽自動車税では、税率の軽減や軽減期間の延長を行うものであります。

議案第30号につきましては、あわら市国民健康保険税条例の一部を改正することについて、3月29日付で専決処分を行ったものであります。

主な改正内容といたしましては、国民健康保険法施行令の改正に伴い、国民健康保険税額の算定に用いる基礎課税額について、課税額の上限を引き上げたこと、また低所得者に対する軽減措置の判定に用いる被保険者数に乗ずる金額を引き上げたことであります。

以上、2議案につきましてよろしくご審議をいただき、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森 之嗣君） 上程議案に対する総括質疑を許します。

○議長（森 之嗣君） 質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 之嗣君） 質疑なしと認めます。

○議長（森 之嗣君） ただいま議題となっております議案第29号、議案第30号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに採決したいと存じますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 之嗣君） 異議なしと認めます。

○議長（森 之嗣君） これより討論、採決に入ります。

○議長（森 之嗣君） 議案第29号、専決処分の承認を求めることについて（あわら市税条例等の一部を改正する条例の制定について）討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 之嗣君） 討論なしと認めます。

○議長（森 之嗣君） これより議案第29号を採決します。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（森 之嗣君） 起立全員です。

したがって、議案第29号は、原案のとおり承認することに決定しました。

○議長（森 之嗣君） 議案第30号、専決処分の承認を求めることについて（あわら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 之嗣君） 討論なしと認めます。

○議長（森 之嗣君） これより議案第30号を採決します。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（森 之嗣君） 起立全員です。

したがって、議案第30号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

○議長（森 之嗣君） 暫時休憩いたします。再開は10時40分といたします。

（午前10時26分）

○議長（森 之嗣君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時40分）

◎議案第31号の上程・提案理由説明・質疑・委員会付託

○議長（森 之嗣君） 日程第10、議案第31号、令和元年度あわら市一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

○議長（森 之嗣君） 上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（森 之嗣君） 市長、佐々木康男君。

○市長（佐々木康男君） ただいま上程されました議案第31号、令和元年度あわら市一般会計補正予算（第1号）について、提案理由を申し上げます。

本案は、歳入歳出それぞれ7,731万円を追加し、歳入歳出予算の総額を147億7,731万円とするものであります。

それでは、歳出の主なものからご説明いたします。

まず、総務費では、企画費で、並行在来線準備会社出資金1,500万円、地域活性化推進費で、移住就職等支援金380万円、公共交通対策費で、市営駐車場管理委託料97万6,000円を計上いたしております。

民生費では、プレミアム商品券給付事業で、3,490万円を計上いたしております。

農林水産業費では、農業振興費で、農業用ハウス強靱化緊急対策事業補助金380万8,000円、中山間集落農業支援事業補助金687万円、林業振興費で、森林整備構想作成業務委託料250万円を計上いたしております。

土木費では、住宅管理費で、委託料519万5,000円、市営住宅解体工事297万8,000円を減額いたしております。

諸支出金では、森林環境譲与税基金費で、積立金650万円を計上いたしております。

次に、歳入の主なものをご説明いたします。

まず、地方譲与税では、森林環境譲与税650万円を計上いたしております。

使用料及び手数料では、総務使用料で、市営駐車場使用料227万6,000円を計上いたしております。

国庫支出金では、民生費国庫補助金で、プレミアム商品券給付事業費補助金など3,490万円を計上する一方で、土木費国庫補助金で、社会資本整備総合交付金455万8,000円を減額いたしております。

県支出金では、総務費県負担金で、県U・Iターン移住就職等支援事業負担金285万円、農林水産業費県補助金で、農業用ハウス強靱化緊急対策事業費補助金380万8,000円、中山間集落農業支援事業費補助金528万5,000円などを計上いたしております。

寄附金では、民生費寄附金で金津雲雀ヶ丘寮整備寄附金313万7,000円を計上いたしております。

繰入金では、金津雲雀ヶ丘寮基金繰入金313万8,000円、森林環境譲与税基金繰入金250万円を計上いたしております。

繰越金では、前年度繰越金693万6,000円を計上いたしております。

よろしくご審議をいただき、妥当なるご決議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森 之嗣君） 上程議案に対する質疑を許します。

○議長（森 之嗣君） 質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 之嗣君） 質疑なしと認めます。

○議長（森 之嗣君） ただいま議題となっております議案第31号は、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

◎議案第32号から議案第35号の一括上程

・提案理由説明・総括質疑・委員会付託

○議長（森 之嗣君） 日程第11、議案第32号、あわら市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について、日程第12、議案第33号、あわら市森林環境譲与税基金条例の制定について、日程第13、議案第34号、あわら市営駐車場条例の一部を改正する条例について、日程第14、議案第35号、芦原温泉上水道財産区水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について、以上の議案4件を一括議題とします。

○議長（森 之嗣君） 上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（森 之嗣君） 市長、佐々木康男君。

○市長（佐々木康男君） ただいま上程されました議案第32号、あわら市税条例等の

一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についてから議案第35号、芦原温泉上水道財産区水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についての4議案について、提案理由を申し上げます。

議案第32号、あわら市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定については、日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲を明確化するため改正を行うものであります。

議案第33号、あわら市森林環境譲与税基金条例の制定については、間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発などの森林整備及びその促進に要する費用の財源として交付される森林環境譲与税を積み立てるため、新たに基金を設置するものであります。

議案第34号、あわら市営駐車場条例の一部を改正する条例については、芦原温泉駅周辺整備に合わせ、「芦原温泉駅前駐車場」を廃止し、駐車場不足の解消のため「芦原温泉駅東口交通広場駐車場」及び「芦原温泉駅東口仮設駐車場」を追加するものであります。

議案第35号、芦原温泉上水道財産区水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定については、水道料金等について税込表示を税抜表示に改め、これに消費税及び地方消費税相当額を加えた額と規定するものであります。

以上、4議案につきましてよろしくご審議をいただき、妥当なるご決議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森 之嗣君） 上程議案に対する総括質疑を許します。

○議長（森 之嗣君） 質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 之嗣君） 質疑なしと認めます。

○議長（森 之嗣君） ただいま議題となっております議案第32号から議案第35号の4議案は、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託します。

◎議案第36号の上程・提案理由説明・質疑・委員会付託

○議長（森 之嗣君） 日程第15、議案第36号、市道路線の変更についてを議題といたします。

○議長（森 之嗣君） 上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（森 之嗣君） 市長、佐々木康男君。

○市長（佐々木康男君） ただいま上程されました議案第36号、市道路線の変更についての提案理由を申し上げます。

本案は、市道387号線の南側に、バイパス路として整備を進めてきた道路の供用を6月に開始するため、当該路線の一部を変更するものであります。

よろしくご審議をいただき、妥当なるご決議をいただきますようお願い申し上げます。

ます。

○議長（森 之嗣君） 上程議案に対する質疑を許します。

○議長（森 之嗣君） 質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 之嗣君） 質疑なしと認めます。

○議長（森 之嗣君） ただいま議題となっています議案第36号は、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、産業建設常任委員会に付託します。

◎議案第37号から議案第52号の

一括上程・提案理由説明・総括質疑・討論・採決

○議長（森 之嗣君） 日程第16、議案第37号、あわら市農業委員会委員の選任について、日程第17、議案第38号、あわら市農業委員会委員の選任について、日程第18、議案第39号、あわら市農業委員会委員の選任について、日程第19、議案第40号、あわら市農業委員会委員の選任について、日程第20、議案第41号、あわら市農業委員会委員の選任について、日程第21、議案第42号、あわら市農業委員会委員の選任について、日程第22、議案第43号、あわら市農業委員会委員の選任について、日程第23、議案第44号、あわら市農業委員会委員の選任について、日程第24、議案第45号、あわら市農業委員会委員の選任について、日程第25、議案第46号、あわら市農業委員会委員の選任について、日程第26、議案第47号、あわら市農業委員会委員の選任について、日程第27、議案第48号、あわら市農業委員会委員の選任について、日程第28、議案第49号、あわら市農業委員会委員の選任について、日程第29、議案第50号、あわら市農業委員会委員の選任について、日程第30、議案第51号、あわら市農業委員会委員の選任について、日程第31、議案第52号、あわら市農業委員会委員の選任について、以上の議案16件を一括議題とします。

○議長（森 之嗣君） 上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（森 之嗣君） 市長、佐々木康男君。

○市長（佐々木康男君） ただいま上程されました議案第37号から議案第52号のあわら市農業委員会委員の選任についての提案理由の説明を申し上げます。

本案につきましては、6月30日に現在の農業委員会委員の任期が満了するため、新たな農業委員会委員16名の選任について、議会の同意をお願いするものであります。

議案第37号につきましては、牛山第13号18番地の澤田宗男氏を、議案第38号につきましては、重義第24号1番地の竹内和之氏を、議案第39号につきましては、上番第50号31番地の伊藤守男氏を、議案第40号につきましては、角屋第6号16番地の坪田清孝氏を、議案第41号につきましては、赤尾第8号38番地2の長谷川太佑氏を、議案第42号につきましては、北潟第151号69番地

2の辻下義雄氏を、議案第43号につきましても、波松第27号8番地の南坂覚則氏を、議案第44号につきましても、花乃杜五丁目4番8号の森 雅規氏を、議案第45号につきましても、矢地第30号11番地の吉村重夫氏を、議案第46号につきましても、熊坂第58号18番地1の上田幸治氏を、議案第47号につきましても、東山第42号15番地の北 廣見氏を、議案第48号につきましても、山室第36号11番地の森川嘉昭氏を、議案第49号につきましても、細呂木第26号24番地の丸谷浩二氏を、議案第50号につきましても、北潟第41号30番地の長田奈津子氏を、議案第51号については、畝市野々第14号93番地の林 恵子氏を、議案第52号につきましても、大溝二丁目13番14号の谷川聡志氏をそれぞれ委員に選任したいので、この案を提出するものであります。

なお、議案第52号の谷川聡志氏においては、農業委員会等に関する法律第8条第6項に規定する「農業委員会の所掌に属する事項に関し、利害関係を有しない者」として選任するものであります。

以上16名につきましても農業委員会委員に適任であると思われまますので、よろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（森 之嗣君） 上程議案に対する総括質疑を許します。

○議長（森 之嗣君） 質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 之嗣君） 質疑なしと認めます。

○議長（森 之嗣君） ただいま議題となっております議案第37号から議案第52号につきましても、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに採決したいと存じますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 之嗣君） 異議なしと認めます。

○議長（森 之嗣君） これより討論、採決に入ります。

○議長（森 之嗣君） 議案第37号、あわら市農業委員会委員の選任について討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 之嗣君） 討論なしと認めます。

○議長（森 之嗣君） これより議案第37号を採決します。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（森 之嗣君） 起立全員です。

したがって、議案第37号は、原案のとおり同意することに決定しました。

○議長（森 之嗣君） 議案第38号、あわら市農業委員会委員の選任について討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 之嗣君) 討論なしと認めます。

○議長(森 之嗣君) これより議案第38号を採決します。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(森 之嗣君) 起立全員です。

したがって、議案第38号は、原案のとおり同意することに決定しました。

○議長(森 之嗣君) 議案第39号、あわら市農業委員会委員の選任について討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 之嗣君) 討論なしと認めます。

○議長(森 之嗣君) これより議案第39号を採決します。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(森 之嗣君) 起立全員です。

したがって、議案第39号は、原案のとおり同意することに決定しました。

○議長(森 之嗣君) 議案第40号、あわら市農業委員会委員の選任について討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 之嗣君) 討論なしと認めます。

○議長(森 之嗣君) これより議案第40号を採決します。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(森 之嗣君) 起立全員です。

したがって、議案第40号は、原案のとおり同意することに決定しました。

○議長(森 之嗣君) 議案第41号、あわら市農業委員会委員の選任について討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 之嗣君) 討論なしと認めます。

○議長(森 之嗣君) これより議案第41号を採決します。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(森 之嗣君) 起立全員です。

したがって、議案第41号は、原案のとおり同意することに決定しました。

○議長（森 之嗣君） 議案第42号、あわら市農業委員会委員の選任について討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 之嗣君） 討論なしと認めます。

○議長（森 之嗣君） これより議案第42号を採決します。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（森 之嗣君） 起立全員です。

したがって、議案第42号は、原案のとおり同意することに決定しました。

○議長（森 之嗣君） 議案第43号、あわら市農業委員会委員の選任について討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 之嗣君） 討論なしと認めます。

○議長（森 之嗣君） これより議案第43号を採決します。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（森 之嗣君） 起立全員です。

したがって、議案第43号は、原案のとおり同意することに決定しました。

○議長（森 之嗣君） 議案第44号、あわら市農業委員会委員の選任について討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 之嗣君） 討論なしと認めます。

○議長（森 之嗣君） これより議案第44号を採決します。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（森 之嗣君） 起立全員です。

したがって、議案第44号は、原案のとおり同意することに決定しました。

○議長（森 之嗣君） 議案第45号、あわら市農業委員会委員の選任について討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 之嗣君） 討論なしと認めます。

○議長（森 之嗣君） これより議案第45号を採決します。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（森 之嗣君） 起立全員です。

したがって、議案第45号は、原案のとおり同意することに決定しました。

○議長（森 之嗣君） 議案第46号、あわら市農業委員会委員の選任について討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 之嗣君） 討論なしと認めます。

○議長（森 之嗣君） これより議案第46号を採決します。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（森 之嗣君） 起立全員です。

したがって、議案第46号は、原案のとおり同意することに決定しました。

○議長（森 之嗣君） 議案第47号、あわら市農業委員会委員の選任について討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 之嗣君） 討論なしと認めます。

○議長（森 之嗣君） これより議案第47号を採決します。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（森 之嗣君） 起立全員です。

したがって、議案第47号は、原案のとおり同意することに決定しました。

○議長（森 之嗣君） 議案第48号、あわら市農業委員会委員の選任について討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 之嗣君） 討論なしと認めます。

○議長（森 之嗣君） これより議案第48号を採決します。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（森 之嗣君） 起立全員です。

したがって、議案第48号は、原案のとおり同意することに決定しました。

○議長（森 之嗣君） 議案第49号、あわら市農業委員会委員の選任について討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 之嗣君） 討論なしと認めます。

○議長（森 之嗣君） これより議案第49号を採決します。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(森 之嗣君) 起立全員です。

したがって、議案第49号は、原案のとおり同意することに決定しました。

○議長(森 之嗣君) 議案第50号、あわら市農業委員会委員の選任について討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 之嗣君) 討論なしと認めます。

○議長(森 之嗣君) これより議案第50号を採決します。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(森 之嗣君) 起立全員です。

したがって、議案第50号は、原案のとおり同意することに決定しました。

○議長(森 之嗣君) 議案第51号、あわら市農業委員会委員の選任について討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 之嗣君) 討論なしと認めます。

○議長(森 之嗣君) これより議案第51号を採決します。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(森 之嗣君) 起立全員です。

したがって、議案第51号は、原案のとおり同意することに決定しました。

○議長(森 之嗣君) 議案第52号、あわら市農業委員会委員の選任について討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 之嗣君) 討論なしと認めます。

○議長(森 之嗣君) これより議案第52号を採決します。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(森 之嗣君) 起立全員です。

したがって、議案第52号は、原案のとおり同意することに決定しました。

◎散会の宣言

○議長(森 之嗣君) 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

なお、6月18日は、午前9時30分から会議を開きます。

本日は、これにて散会します。

(午前11時04分)

地方自治法第123条の規定により署名する

令和元年 月 日

議 長

署名議員

署名議員

第97回あわら市議会定例会議事日程

第 2 日

令和元年6月18日(火)

午前9時30分開議

1.開議の宣告

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

(延 会)

出席議員（17名）

1番	堀田 あけみ	2番	室谷 陽一郎
3番	山口 志代治	4番	仁佐 一三
5番	平野 時夫	6番	毛利 純雄
7番	吉田 太一	8番	森 之嗣
9番	杉本 隆洋	10番	山田 重喜
11番	三上 薫	12番	八木 秀雄
13番	笹原 幸信	14番	山川 知一郎
15番	北島 登	16番	向山 信博
18番	卯目 ひろみ		

欠席議員（0名）

地方自治法第121条により出席した者

市長	佐々木 康男	副市長	城戸橋 政雄
教育長	大代 紀夫	総務部長	笹井 和弥
市民生活部長	糠見 敏弘	健康福祉部長	藤井 正浩
経済産業部長	後藤 重樹	土木部長	小嶋 範久
教育部長	西川 佳男	会計管理者	青池 憲恭
経済産業部理事	伊藤 隆信	土木部理事	伊藤 裕一
土木部理事	永井 宏昌	芦原温泉上水道財産区管理者	高橋 啓一

事務局職員出席者

事務局長	島田 俊哉	事務局長補佐	早見 孝枝
主査	坂井 真生		

◎開議の宣告

○議長（森 之嗣君） これより、本日の会議を開きます。

○議長（森 之嗣君） 本日の出席議員数は、16名であります。

毛利純雄君は遅刻の届けが出ております。

よって、会議の定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

○議長（森 之嗣君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

（午前9時30分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（森 之嗣君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、5番、平野時夫君、7番、吉田太一君の両名を指名します。

◎一般質問

○議長（森 之嗣君） 日程第2、これより一般質問を行います。

◇吉田太一君

○議長（森 之嗣君） 一般質問は通告順に従い、7番、吉田太一君の一般質問を許可します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（森 之嗣君） 7番、吉田太一君。

○7番（吉田太一君） 皆さん、おはようございます。通告順に従い、7番、吉田、一般質問を行います。

けさのテレビでも流れていましたが、最近、高齢者による事故が全国的に多くなってきています。4月19日に、87歳の運転する車で母子がなくなった東京池袋の交通事故など、原因として歳とともにとっさの判断力が衰えてきたことやブレーキとアクセルの間違いなどがよく聞かれます。最近は、暴走を防ぐ制御装置のついた車も出てきていますが高額です。

事故を防ぐためにも、ある程度の年齢になった場合、免許の自主返納をしていかなければいけないと思いますが、都会と地方では生活圏が違い交通の便がよくないことから、病院や買い物などへ行くにも車が必要になってきています。また、畑や田んぼに行くのも車が必要です。一概に年齢で免許の強制返納についての考えは、私は反対ですが、事故を起こしてからでは遅いと思います。

そこでお伺いいたします。

あわら市には乗合タクシーという便利なものがありますが、乗合タクシーの利用状況についてお伺いいたします。年代別の登録者数と利用件数を教えてください。

次に、先ほども言いましたが、高齢者の事故が多発していることから、高齢者の運転免許自主返納を家族で相談されている方も多いためと思われませんが、昨年度の自主

返納の数は把握されていますか。

あわら市では自主返納された方の支援、特典はありますか。

乗合タクシー・デマンドには日曜日や休日の利用ができません。市外への移動もできません。そこで、ICTを活用し、マイカーを使った公共交通空白地有償運送事業というものがありますが、ご存じでしょうか。この事業をあわら市に導入する考えはあるかどうか、お伺いいたします。

1回目の質問といたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(森 之嗣君) 市民生活部長、糠見敏弘君。

○市民生活部長(糠見敏弘君) まず、年代別の登録者数と利用件数についての質問にお答えします。

乗合タクシーの登録者数及び利用件数は、平成31年3月末現在で、登録者数は4,353人、30年度の利用件数は3万7,401件となっています。その年代別内訳は、50歳未満の登録者が721人(全体の17%)、利用件数が1,416件、50歳代218人(5%)、1,243件、60歳代が480人(11%)、3,259件、70歳代が1,013人(23%)、1万618件、80歳代以上が1,921人(44%)、2万865件となっております。なお、70歳以上の登録者の割合は67%、利用件数の割合は84%を占めています。

登録者数の推移といたしましては、運行当初の平成24年度の登録者数は2,280人で、29年度には3,930人となり、この6年間では、平均275人程度の増加で推移してきました。しかし、平成30年度はブロック制の廃止や料金区分に3人以上を追加したこと、また運転免許証自主返納者に対する割引を3年間から無期限へ拡大するなどの見直しにより利便性が向上したことに伴い、登録者数は一気に423人、前年比11%の増加、利用件数は2,527件、前年比8%の増加となっています。特に高齢者の方々からは、料金も安く、乗りやすくなったとの声も多数いただいています。

次に、昨年度の運転免許証の自主返納の数は把握されているのかとのご質問にお答えします。

高齢のドライバーにつきましては、加齢とともに視力や聴力といった体力や適正な状況判断の低下等により、標識の見落としやアクセル・ブレーキの踏み間違いなどにより事故につながるケースも多く見受けられ、全国的に交通事故が多発しております。しかしながら、免許証更新時の認知機能検査の厳格化の効果もあり、全国的に返納者の数は増加傾向にあります。

本市における過去3年間の自主返納者は、平成28年度が69人、29年度が122人、30年度が130人と年々増加しております。

次に、自主返納者への支援、特典はあるのかとのご質問にお答えします。

返納者の支援は、福井県の高齢者免許返納者サポート制度において、バス、電車、タクシーなどの交通事業者による運賃の割引のほか、県内約270事業所の施設の

利用料や買い物代金の割引、配送サービスなどの支援を受けることができます。

本市における支援、特典としては、乗合タクシーの利用において、自主返納日から3年間という期限つきで100円の割引を行っておりましたが、昨年4月に乗合タクシー制度の見直しを行い、割引期限を廃止し無期限で100円の割引を行うことといたしました。

なお、返納者割引制度の対象者は、5月末現在で239名であり、昨年度の実績といたしましては、104名の方が4,957回のご利用をいただいております。

しかしながら、まち・むらときめきプラン策定時の集落聞き取り調査では、「乗合タクシーの制度や仕組みを詳しく知らない」とのご意見をいただきました。このことも踏まえ、運転免許証の自主返納は高齢者事故防止対策の一つであることから、今年度は各地区で開催される「健康長寿のつどい」など、高齢者が集う場所に出向き、乗合タクシーの利用と自主返納を促して参ります。

また、交通安全協会の各分会におきましては、高齢者ドライバーを対象に、最新の安全装置を装備したサポートカーを用いた講習会を行っています。

なお、先般、75歳以上の免許証更新の際には、安全機能がついた車種のみを運転できるといった新たな運転免許証が創設されると報道されましたので、今後はこれらの動向も注視して参ります。あわせて、昨年度、市・警察署・交通安全協会と共同で作成した「交通安全かるた」を用いたかるた大会を開催するなど、関係機関と連携しながら、高齢者ドライバーへの安全運転の啓発を図るとともに、これまで以上に自主返納を促進して参りたいと考えております。

最後に、ICTを活用してマイカーを使った公共交通空白地有償運送事業を導入する考えはないのかとのご質問にお答えします。

公共交通空白地有償運送事業は、バスやタクシーなどの公共交通機関が少ない過疎地域において、国が平成18年度に自家用車を用いて有償で輸送できる自家用有償旅客運送を例外的に認めた制度であります。公共交通空白地における地域住民の生活維持に対する有効な手段の一つであり、NPO法人等が主体となった運行が全国の多くの自治体で導入されています。

ご質問のICTを活用した公共交通空白地有償運送事業につきましては、京都府京丹後市の「ささえ合い交通」がございます。ここでのシステムは、スマートフォンのアプリを使用し配車の予約から決済までを行うもので、利便性の高い配車サービスとして世界中で導入されているシステムです。

しかしながら、京丹後市では、高齢の利用者が多いことから、スマートフォンを使えない人は、利用者から「代理配車サポーター」が電話を受けて、配車を依頼する仕組みや現金決済を取り入れざるを得ないなど、多くの課題が残されているとのことであります。なお、運賃につきましては、最初の1.5キロまでは480円、以後は1キロ当たり120円と、タクシー料金の半額程度となっております。

本市では、タクシー事業者が75台を登録して営業しており、このうち12台が市内全域をカバーするデマンド型乗合タクシーとして運行していることから交通空

白地域はなく、国が例外的に認めるこの事業は本市には適用されません。

しかしながら、将来的な公共交通の方向性は、さまざまな手法が検討されています。市といたしましても、多様化する市民のニーズを踏まえながら、地域にとって最適な公共交通のあり方について、今後とも調査研究して参りたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(森 之嗣君) 7番、吉田太一君。

○7番(吉田太一君) 再質問をいたします。

まず最初に、まだ乗合タクシーの利用をしていない人のために料金体制をちょっと教えてください。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(森 之嗣君) 市民生活部長、糠見敏弘君。

○市民生活部長(糠見敏弘君) 一般の利用者の方で1人乗り乗車で600円、2人での乗車で300円、3人以上の乗車では200円、65歳以上の高齢者、身体障害者手帳をお持ちの方、小学生につきましては、1人での乗車は400円、2人での乗車は200円、3人での乗車は100円となっております。

先ほども答弁させていただきましたが、高齢者の免許返納者に対しましては、65歳以上の高齢者の料金を適用いたしまして、400円が300円、2人乗りの乗車、3人での乗車が100円というような具合になっております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(森 之嗣君) 7番、吉田太一君。

○7番(吉田太一君) 先ほど部長がお答えいただきました乗合タクシーの70歳以上の登録者割合が67%、利用者件数割合が84%と、改めて高齢者の方の利用が多いことに少しびっくりいたしているところですが、乗合タクシーがあわら市に根づいていることのあかしだと私は思います。

そこでお伺いしますが、免許返納者がわかるような証明など、乗合タクシーを利用時に何か提示をするのでしょうか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(森 之嗣君) 市民生活部長、糠見敏弘君。

○市民生活部長(糠見敏弘君) お答えいたします。

まず、乗合タクシーは登録時におきまして、登録番号と氏名、それから予約電話番号などを記載しました登録証を最初にお渡しいたします。そして、65歳の運転免許の返納者は、運転免許証センターまたは警察署におきまして自主返納手続をとりますけれども、その際に申請による運転免許証の取り消し通知書及び運転経歴証明書というものを交付されます。その証明証を生活環境課の窓口で確認をさせていただき、あらかじめお渡ししていた登録証に免許返納者100円引きのシールを貼付させていただきます。そこで一般の登録者と区分をさせていただきます。免許返納者は、利用後の降車時にドライバーにその登録証を提示しまして、100円割引

きを支払うということになります。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(森 之嗣君) 7番、吉田太一君。

○7番(吉田太一君) デマンドの方はわかりました。

高齢者の免許自主返納への支援を県が行っていることを私は初めて知りまして、大変勉強不足でした。バス、電車、タクシーの運賃割引はどれくらいですか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(森 之嗣君) 市民生活部長、糠見敏弘君。

○市民生活部長(糠見敏弘君) 県が窓口となっています高齢者免許返納者サポート制度でございますけれども、市内を運行するバス等でご紹介をさせていただきますと、まず京福バスでございますけれども、1カ月定期券でいきいき定期券というものを発行しております7,000円で、京福バスが走っております一般路線の全線で利用可能ということになっております。また、えちぜん鉄道では普通乗車券及び1日フリー切符の運賃の2割引きとなっております。それから、タクシーにおきましては、75歳以上で運賃の1割引きの特典というふうになっております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(森 之嗣君) 7番、吉田太一君。

○7番(吉田太一君) タクシーの運賃の割引は75歳以上でしたっけ、これは自主返納していなくても1割引きということですか。自主返納者だけですか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(森 之嗣君) 市民生活部長、糠見敏弘君。

○市民生活部長(糠見敏弘君) 自主返納者75歳以上に1割の割引ということになっております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(森 之嗣君) 7番、吉田太一君。

○7番(吉田太一君) あわら市のタクシーの運賃割引も一緒ということですよ。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(森 之嗣君) 市民生活部長、糠見敏弘君。

○市民生活部長(糠見敏弘君) 1割引きであわら市内でも同じでございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(森 之嗣君) 7番、吉田太一君。

○7番(吉田太一君) 事例として、運転免許証自主返納者に対する支援では、タクシーの利用券では群馬県高崎市、新潟県佐渡市、北海道北竜町など6,000円から5万円までの補助を行っています。公共交通機関では、岩手県三陸鉄道全線で乗車料金半額、熊本県では一般路線バスの乗車料金半額などありますが、あわら市では県にプラスして何かというのは、そういうお考えはございませんか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(森 之嗣君) 市民生活部長、糠見敏弘君。

○市民生活部長（糠見敏弘君） 今までの答弁をさせていただいていますとおり、本市におきましては、乗合タクシーを市内全域で運行いたしております。昨年の4月からブロック制を廃止するというので、市内全域をカバーしているということですので、現在のところは、市独自あるいは県にプラスした支援につきましては考えていません。

以上でございます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（森 之嗣君） 7番、吉田太一君。

○7番（吉田太一君） 車の運転免許自主返納となると、デマンドタクシーなんかを利用しなさいということなんですけれども、代用車購入費補助として、例えば電動アシスト自転車購入2万円補助、これは島根県松江市、シニアカーを購入した人には商品券2万円を出しています。あわら市ではどうでしょうか。病院とかスーパー、そういうところへ行くのにはデマンドを使いますが、田んぼとか畑へ行くのにはデマンドは使えません。それに代用車が必要と思いますが、こういう考えはないでしょうか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（森 之嗣君） 市民生活部長、糠見敏弘君。

○市民生活部長（糠見敏弘君） 運転免許の返納に当たりましては、返納後の交通手段の確保が一番本人にとって迷いになるのではないかなというふうに思っております。こうした中で、シニアカーで代用するという事は免許返納のきっかけになるというふうなことも考えられます。今ほど紹介のあった松江市の電動自転車等、またシニアカーの購入補助につきましては、タクシー券やバスカードなどの選択性ということで、おおむねどれを選択しても2万円相当というような助成ということ聞いております。

本市におきまして、田んぼや畑に出かけて仕事をするということは、健康や長寿、あるいは生きがいとされている高齢者の方も多いたと思いますけれども、先ほどもご紹介させていただいたとおり、本市の乗合タクシーは非常にお安く、200円、300円程度で乗れるというように割引もきいております。現在のところ、多岐にわたって補助制度をつくるのではなくて、多くの市民が利用できる公共交通機関として乗合タクシーの維持、充実を考えていきたいというふうに考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（森 之嗣君） 7番、吉田太一君。

○7番（吉田太一君） 部長の言うのもよくわかるんです。公共交通としてのデマンドの利用はわかるんですけれども、僕が最初にも申しましたが、都会と地方とは違って生活圏が違うんですね。ここ、あわら市においても、やはり田んぼとか畑をつくっている方が高齢者の方で大変多くいます。そういう人たちの足のかわりになるもの、だから病院とかデパートはデマンドで十分なんですけれども、田んぼ、畑へ

行くのに遠いから自主返納をちょっと渋るというか、考えてしまう。自主返納を促すためにも、そういうなのをちょっと考えた方がいいと思うので、今は即答なんて無理やと思うので、今後検討していただきたいと思います。

それと、県、各市町、いろいろな企業、団体が返納者に対する割引サービスをしています。あわら市では幾つの企業、団体が協力していますか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(森 之嗣君) 市民生活部長、糠見敏弘君。

○市民生活部長(糠見敏弘君) 現在のところ、あわら市が行っています乗合タクシー、それ以外には紹介させていただきましたタクシー業者が4社、それから携帯電話の事業者が1社ということで該当いたしております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(森 之嗣君) 7番、吉田太一君。

○7番(吉田太一君) タクシー会社と携帯会社だけということで、例えば一般企業、個人商店、うちなんかもそうなんですけれども、そういう自主返納者に対しての割引制度というか、例えば10%引きとか8%引きとかそういうふうなのをあわら市独自で、あわら市内の商店の方に協力を求めるようなあれは考えていませんか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(森 之嗣君) 市民生活部長、糠見敏弘君。

○市民生活部長(糠見敏弘君) これらの対応といたしまして、県内一覧表がございますけれども、市の施設ということで指定管理者ではありますけれども、金津創作の森の体験料や入館料であったり、セントピアあわらとか余熱館ささおかなど、それに類似するような施設も登録されておりますので、それにつきましては、担当課を経由いたしまして、お声がかけられるものであればということで検討させていただきたいと思います。あわせまして、今ご指摘がありました商工会、お店さんなんかにつきましても、相談サポート制度の登録ということにつなげていきたいということから、自主返納者の支援と返納の推進という観点から担当課を通じまして協議をさせていただきたいというふうに考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(森 之嗣君) 7番、吉田太一君。

○7番(吉田太一君) 再度お伺いしますが、ようやく政府も高齢者運転手の事故が相次ぐ中、専用免許の検討に入り、今月末に閣議決定する成長戦略に高齢者専用免許をつくることを盛り込む方針を発表しました。東京都では、安全機能つき事故防止に効果的な装置の取り付けに9割の補助を出すことを検討していると発表いたしました。事故を防ぐための対策をいろいろ模索しています。あわら市では、財政的にも安全機能取り付け補助などは大変厳しいと思います。

そこで再度お伺いしますが、自主返納をどうやって高齢者の方に促していくのか、お考えをお聞かせください。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（森 之嗣君） 市民生活部長、糠見敏弘君。

○市民生活部長（糠見敏弘君） 先般、県におきましても担当課長会議というのが開催されております。福井県におきましても高齢者の交通事故防止の一環といたしまして、免許返納を促進する広報活動を充実させたいというふうに聞き及んでおります。また、限定運転実施者に対し自家用の後づけ装置、ペダルの踏み間違い時に加速を制御する装置等の設置についての検討も行っているというふうに伺っております。まずは県とともに広報活動を行い、自主返納に踏み切れない運転者につきましては、安全運転の講習会や安全装置の設置などを促して参りたいというふうに考えております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（森 之嗣君） 7番、吉田太一君。

○7番（吉田太一君） ICTを活用し、マイカーを使った公共交通空白地有償運転事業についてですが、確かにあわら市は公共交通空白地ではないのですが、この制度をもし発展的に利用できれば市外の病院等にも安く行けるし、ドア・ツー・ドアになり、利用者、特に高齢者の方にとってより便利になります。これから調査研究、検討する価値はあると思いますが、どうお考えでしょうか。再度お伺いします。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（森 之嗣君） 市民生活部長、糠見敏弘君。

○市民生活部長（糠見敏弘君） 先ほども答弁させていただいておりますけれども、本来、道路運送法では営業権を持った事業者が第二種の免許を持ったドライバーが運転して有償で運送することが認められております。その特例として、公共交通空白地に有償運送事業という特例を国が認めているということでございますので、あわら市については、その事業認可はおりないであろうということは、まずご理解をいただきたいというふうに思います。

そういった中でも、人口減少であったり高齢化の時代の中で、バス、タクシーの事業者間でもドライバー不足というような課題も出てきておりますし、今後も地域の公共交通機関のあわら市が行っている乗合タクシー等の維持管理につきましても、安泰であるというふうには考えておりません。

したがいまして、議員がご提案されていますように、ICTの活用など新しい技術や手法の導入につきましては、利用者の利便性の向上を図っていく上でも、そして地域公共交通手段を確保していく上でも重要であると認識いたしております。今後も、さらに調査研究をしていかなければならない課題だと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（森 之嗣君） 7番、吉田太一君。

○7番（吉田太一君） 最後に、他市のコミュニティバスに比べると、デマンド乗合タクシーの利用状況、運用状況など利用者にとって快適な公共交通だと思います。ぜいたくを言っては切りがありませんが、利用者も増えていることから、デマンドタ

クシーは市民向けの最適な公共交通だと思いますが、あと少し見直しをと思います。

また、公共施設やあわら市内の飲食店関係、個人の店や企業などの協力を得て、高齢者の免許返還を促していくべきだと私は強く思います。是非、市が主導して協力を求めているようお願いいたします。事故を起こしてからでは遅いと思います。ICTを活用し、マイカーを使った公共交通は大変難しいと思いますが、調査研究していく価値はあると思います。私も引き続き勉強していきます。市も一緒に取り組んでいただきたいと思います。最後に、安心安全な市を目指していくためにも、事故ゼロを目指した政策を強く望みます。

これにて私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

◇堀田あけみ君

○議長（森 之嗣君） 通告順に従い、1番、堀田あけみ君の一般質問を許可します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（森 之嗣君） 1番、堀田あけみ君。

○1番（堀田あけみ君） 通告順に従いまして、1番、堀田あけみ、一般質問をさせていただきます。

まず、第2次あわら市総合振興計画の中にもあります交通安全の推進について質問いたします。

近年、幼い子どもたちが巻き込まれる交通事故が発生しております。滋賀県で起きました事故では、園児13人のうち2人が死亡するという事故が起き、また昨日も、東京都町田市で歩道に車が突っ込むという歩道を巻き込む事故が起きております。園児や小学生たちは、本来、安全である歩道を歩いていた、それにもかかわらず事故に遭ってしまいました。当然ではありますが、交通事故ゼロはみんなの願いです。現実的には、この目標をすぐに達成できるものではありません。今できることは、一つ一つの事故の危険性が高い箇所から安全対策を行っていくことだと私は思っております。

そこで、その中の一つとしまして、あわら市でも以前から多くの児童・生徒が通学する横断箇所などの安全対策についてお尋ねいたします。

安全対策は、ハード面・ソフト面の双方がございます。IKOSSA前の横断歩道は多くの生徒が通る場所です。この安全対策について、平成29年9月議会で質問させていただきました。ソフト面では、安全教育や先生方、そして地域の方々が見守り隊として活動いただいていることなどをご答弁いただきました。また、警察署の方においても、横断歩道の一旦停止の交通指導がなされてきております。

一方、ハード面においては、大きな変化は見受けられていません。全国で道路の整備が早ければ事故は起きなかったのではないかとという事例を耳にいたします。このIKOSSA前の交差点ですが、駅前通りとIKOSSAの間の道路幅が狭いままの状態です。この部分が狭いためにIKOSSA前の交差点の見通しが悪くなっています。

そこでお尋ねいたします。

この駅前通りとIKOSSAの間の道路を広げる計画はないのでしょうか。計画はあると思いますが、なぜ取り組んでいないのでしょうか。重ねて言いますが、道路整備が早ければ事故は回避できたと言われるような場所にならないのでしょうか。危険に思っている、事故が起きないことをただ祈るだけで、それでいいのでしょうか。

また、29年9月にIKOSSA前の交差点に信号機が設置できないのかと質問させていただきました。問題は交差点が連続することと、予算を理由に信号機設置はできないとの回答でしたが、これも事故が起きてからでは遅いのにと、ずっと今でも不安を抱いております。信号機が連続する交差点は全国にあります。連動して動いているようです。私は、この駅前通りとIKOSSAの交差点の間の道路を広げ、信号機をつけることがハード面の安全対策の一つだと思っております。これは私ができないことはないのではないかと思う考えですが、あわら市としまして、計画、理想像、そしてその整備をいつやりたいかについてお聞かせください。

また、二つ目、歩行者の安全対策について、どの程度整備されているかという質問につきまして、「事故が起きてからでは遅い」ということは同じだと思います。あわら市では、まだまだ道路整備をする箇所がたくさんあると思います。通学路や児童・生徒が横断する交差点など、安全対策として整備するべき箇所もたくさんあると思います。IKOSSA前の交差点についての質問と連動しますが、あわら市の歩行者の安全対策はどのような計画になっているのでしょうか。

例えば、歩道を整備する年次計画のようなものはあるのでしょうか。また、古い歩道や消えかかっている横断歩道の白線、いろんな道路のマークや標識、これらの修繕も早急にするべきではないでしょうか。修繕も整備も限られた予算の中でやっていくとなれば、危険度の高い箇所からやっていくと思いますが、年次計画のようなものは、またこれについてもあるのでしょうか。年次計画があれば、例えばIKOSSA前の交差点の安全確保のための整備は、優先順位としてはどの程度なのでしょう。また、見通しをお答えください。

3番目に、高齢者や障がい者などに対応した歩行者の安全対策はどのように行っていくのでしょうか。

今ほどは、IKOSSA前に集中して質問させていただきましたが、東区通りや天王通りなどは狭いながらも歩道の整備がなされました。これから一層の高齢化社会を迎えます。また、障がい者に優しいまちづくりが求められます。当然、足腰の弱い人や車椅子に対応した道路の整備が必要になります。本来、歩行者、交通弱者を守る歩道が高齢化社会を迎えた今、逆に車椅子にとって障害となっている場所もあります。あわら市として障がい者にとって安心して利用できる歩道は、どの程度整備されているのでしょうか。

歩道は、県道と市道といろいろありますが、市民にとっては管轄がどちらかは関係ありません。利用しやすい道路か利用しにくい道路かのどちらかです。私は、そ

れこそ今、杉本知事がおっしゃっているように、県と市が一緒になって、あわら市の歩行者を守るための道路整備を進めていくべきではないかと思えます。また、このことは、あわら市の掲げる観光振興戦略の中にもあります。安心安全なまちづくりも大きくかかわってくると思っております。あわら市として、高齢化を迎え、また障がい者に優しいまちづくりとして、歩道をどのようにしていくか考えをお聞かせください。

私の最初の質問とさせていただきます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(森 之嗣君) 土木部長、小嶋範久君。

○土木部長(小嶋範久君) まず、金津本陣 I K O S S A 前から南に向かう市道の改良計画はあるか、あるなら、この計画になぜ取り組まないのかとのご質問にお答えします。

I K O S S A 前から県道芦原丸岡線の現在の道路状況ですが、延長約 60 m の区間は車道幅員 7 m の二車線で両側に歩道は設置されておりません。この路線は、昭和 41 年 3 月に都市計画道路市姫線として決定し、現道の両側に歩道を整備し幅員を 12 m とする計画となっております。ただ、都市計画道路として決定された路線の整備については、期間を定めていつごろまでに整備しなければならないというのではなく、総合振興計画にも明記してあるように、社会情勢の変化に応じて効率的かつ効果的に事業を進めていくとされております。

ご質問の区間の北側で、現在 I K O S S A の駐車場に隣接する区間につきましては、旧商業施設を I K O S S A にリニューアルするのに合わせて平成 22 年に歩道を新設し、高塚区方面の児童が通学路として利用しているところでございます。

ただ、今回ご質問の区間は、密集した建物が道路に近接しており、歩道を整備するに当たっては、用地の確保や現在生活している建物を一部取り壊す必要があるなど、地権者のご理解と多額の事業費を要することとなります。このため現時点において、早急に整備することは困難であると考えております。

次に、歩行者の安全対策はどのような計画になっているかとのご質問にお答えします。

I K O S S A 前の交差点から県道芦原丸岡線までの区間は道路幅員が狭いため、道路標示としての区画線や視線誘導標(デリネーター)を整備し、歩行者の安全対策に努めております。また、県道との交差点付近については、県の道路管理者に対して歩行者の安全対策を講じるよう引き続き要望を続けて参ります。

区画線につきましては、中心線や路側帯など道路管理者が整備するものと、横断歩道やはみ出し禁止など県の公安委員会が整備するものがございます。このため市道の区画線で道路管理者が整備するものについては、優先順位を決めて対応していくとともに、県公安委員会が整備するものについては、摩耗等の情報を提供し対応を求めて参りたいと考えております。

次に、高齢者や障がい者などに対応した歩行者の安全対策はどのように行ってい

くのかとのご質問にお答えします。

市道における障がい者歩道の整備については、国は平成17年度に歩道の一般的構造に関する基準を定めております。その中での歩道の形式は、高齢者や視覚障がい者、車椅子利用者等を含む全ての歩行者にとって安全で円滑な移動が可能となる構造とすることとされました。これを受けて、あわら市では平成17年度以降の歩道整備について、歩道面を車道面より高く、かつ縁石天端高さより低くする構造、いわゆるセミフラット形式を採用しております。したがって、この基準を満たす市道の歩道は、歩道総延長約31kmのうち、2割に当たる約6.2kmとなっております。

ちなみに、昨年あわら市で、障がい者の支援団体による「東海北陸バリアフリー交流集会 in ふくい」が開催されました。これは車椅子などで駅や道路、トイレといった観光施設等を散策しながら、バリアフリーの状況をチェックする取り組みで、障がい者に優しいまちづくりに寄与することを目的とするものです。

今後、歩道を整備する際には構造基準に準じるのはもちろんのこと、こうした障がい者の目線に沿った考え方も取り入れながら、全ての人に優しいまちづくりに努めて参りたいと考えております。

なお、信号機の設置に関するご質問については、市民生活部長からお答えします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(森 之嗣君) 市民生活部長、糠見敏弘君。

○市民生活部長(糠見敏弘君) 信号機の設置についてお答えいたします。

信号機の設置につきましては、平成29年9月の一般質問においても答弁させていただいていますが、車道幅員や1時間の往復交通量が原則300台以上であること、さらに隣接する信号機との距離が原則として150m以上離れていることなど、さまざまな必要条件がございます。これらの条件をクリアした上で、管轄する警察署は、交差点・道路の条件や事故発生状況などを総合的に判断し、設置が必要と判断されれば警察本部へ上申し、最終的に公安委員会で設置の決定がなされます。

本市といたしましては、当該交差点は通学路という観点からさまざまな実情を踏まえ、あわら警察署に対し横断歩道の一旦停止取り締まりや信号設置などの相談をいたしておりますが、信号機設置につきましては実現には至っておりません。

最近、高齢者による交通事故で子どもさんが亡くなる悲しいニュースが報道されており、再度あわら警察署に対し信号機設置の要望をして参ります。あわせて、今後も、あわら警察署や交通安全団体と十分に連携し、子どもや運転者への交通安全教室と街頭での啓発活動を継続し、交通事故防止に努めて参りたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(森 之嗣君) 1番、堀田あけみ君。

○1番(堀田あけみ君) では、再質問させていただきます。

まず一番初めの、41年度に都市計画道路市姫線として決定したということであ

りますが、昭和41年といいますともう半世紀もたっております。その53年間の間に何か市としてアクションはしているのでしょうか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(森 之嗣君) 土木部長、小嶋範久君。

○土木部長(小嶋範久君) 都市計画道路と決定した部分につきましては、新たに建築物を建築する際には、行政庁の許可を必要としております。このため都市計画道路決定以降に、ここに建築物を建てようとするときに道路敷からはセットバックするような指導をして許可しております。ただ、既存の建築物については、都市計画道路決定以前からそこにある建築物ということで、強制的にこれを排除するということとはできません。

以上でございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(森 之嗣君) 1番、堀田あけみ君。

○1番(堀田あけみ君) 例えば、あの場所でいきますと北陸銀行さんが今は駐車場になっておりますね、後ろの方。あこのところもそういう話はしているということで理解すればよろしいんですかね。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(森 之嗣君) 土木部長、小嶋範久君。

○土木部長(小嶋範久君) 都市計画道路上に建築できるものについては、木造2階建ての建築物は許可することができるということになっています。したがって、あそこは駐車場でございますので、都市計画道路上の設置は可能となっております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(森 之嗣君) 1番、堀田あけみ君。

○1番(堀田あけみ君) 再度お尋ねします。

ということは、今あこはまだ何軒か残っていますが、それが空き家もあります、正直なところ。そこらを取り壊すとなった時点で、またその話を市としてするということですね。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(森 之嗣君) 土木部長、小嶋範久君。

○土木部長(小嶋範久君) 取り壊して新たな建築物をその土地に設置するという申請が出てきた場合に、市として検討するということになります。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(森 之嗣君) 1番、堀田あけみ君。

○1番(堀田あけみ君) この都市計画道路市姫線や都市計画に対しましては期限が決められてないということですので、この先、何年たつか何十年たつかはわかりませんが、今後それに対してどのような計画というのは持っているのでしょうか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(森 之嗣君) 土木部長、小嶋範久君。

○土木部長（小嶋範久君） 先ほどもお答えをさせていただきましたが、都市計画道路として整備を行うということになりますと、今現在こちらにお住まいの方、あるいは空き家も含めまして、用地の提供をしていただいたり、建物を取り壊していただいたりと、多額の事業費を要することが考えられます。したがって、現時点におきましては、事業化は少し難しいのではないかとこのように考えております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（森 之嗣君） 1番、堀田あけみ君。

○1番（堀田あけみ君） はっきり言って、計画的なものはつukれないという答えだと受け取ります。

ちょっと時間の関係もありますので、次に2年前の一般質問で信号機という話が出まして、今、部長の方からそれについて信号機の設置を要望していると。いろんな条件が重なる上で、これからもそういう運動を続けていきたいというお答えをいただきました。

ちょっと視点を変えて質問させていただきますが、このことにつきまして、IKOSSAの駐車場からIKOSSAの入り口ですね、行くまでの渡りについて、IKOSSAの管理者とはお話ししたことはありますか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（森 之嗣君） 市民生活部長、糠見敏弘君。

○市民生活部長（糠見敏弘君） 以前に、29年度に私は教育部長をしておりましたときに、その観点からIKOSSAの館長、職員につきましては、子どもたちに交通は気をつけてくださいねというような声かけはしているというような形で答弁させていただいた記憶がございます。道路構造上あるいは信号機に関しましては、相談はいたしておりません。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（森 之嗣君） 1番、堀田あけみ君。

○1番（堀田あけみ君） その時点で、信号機の設置が難しいという答弁の後に、先ほどではありませんけど、具体的に、ではどうすればいいかというような考えはなかったのでしょうか。また、管理者の方と話して、あこの事情はおわかりだと思うんですけど、ほとんどの方はIKOSSAへ行くときには本当はだめなんですけど、直接道路上を渡ってしまうんですね、横断歩道まで行かずに。そういうことについての対策というものを考えていますかね。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（森 之嗣君） 市民生活部長、糠見敏弘君。

○市民生活部長（糠見敏弘君） 横断歩道は見えていて横断歩道を渡らないというのは、歩行者のマナーの違反、そして歩行者が横断歩道で待っているのに車が停車して歩行者を渡らせないというのは、運転者の交通違反ということで認識をしておりますので、その辺は子どもさんであれば、交通ルールを守るようにというような交通安全教室の指導等は学校や交通安全協会の方でやっておりますし、そこら辺のルール

は守っていただくというのが原則でありまして、IKOSSAの職員、館長がその辺のことについてというのは、気をつけて渡れよというようなお話はしますけれども、なかなかそこまでの指導はしていないということでございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(森 之嗣君) 1番、堀田あけみ君。

○1番(堀田あけみ君) 市民の意識も当然求められることなんですが、例えば制限速度を30キロにするとか、駐車場の前のところを黄色い色を塗るとかというふうに、道路管理者は市のはずなので、そういうことはできるのではないかなと思うんですが、そのところはいかがでしょうか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(森 之嗣君) 土木部長、小嶋範久君。

○土木部長(小嶋範久君) こちらは公安委員会も関係して参りますので、また警察公安委員会に報告して協議いたして参りたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(森 之嗣君) 1番、堀田あけみ君。

○1番(堀田あけみ君) 先ほど何回も吉田議員の方からも言いましたが、事故が起きてからでは遅いので、今これだけ全国で事故が多発しております。園児、それから小学生、ましてあこは金津保育所もありますし、よく通る道でございます。また、老人もIKOSSAをよく利用しております。そういうことを踏まえて、これは早急にそういう対策、信号ができないから信号ができるまで待つという体制ではなくて、市としてできることをどんどん進めていってほしいと思います。

それでは、次の質問に行きたいと思います。

歩行者の安全対策として、優先順位を決めて対応していくとの答弁をいただきましたが、まず優先順位というのはどのように決めていくのでしょうか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(森 之嗣君) 土木部長、小嶋範久君。

○土木部長(小嶋範久君) 区画線の補修等につきましては、優先順位を決めて整備をして参るということでお答えをさせていただきました。これは市道の幹線道路をまず優先して改修、整備をしたいということでございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(森 之嗣君) 1番、堀田あけみ君。

○1番(堀田あけみ君) 一番冒頭に言いましたが、第2次あわら市総合振興計画の中で、交通安全の推進で、「安全で快適な交通環境を確保するため、道路施設の定期的な点検や危険箇所の改良を行うとともに、ガードレールやカーブミラー、区画線などの交通安全施設の整備と維持管理に努めます」と記載されております。定期点検とか危険箇所の改良は行っていますかということと、行っているとすれば頻度、その上での優先順位というのを決めていくかということをお聞きさせていただきます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（森 之嗣君） 土木部長、小嶋範久君。

○土木部長（小嶋範久君） 定期点検に関しましては、担当課でございます建設課が毎月4班体制で、月2ないし3回の割合で市内一円をパトロールいたしてございます。その際に、不良箇所、道路の陥没等を発見した場合、簡易なものにつきましては、職員が穴埋め等の簡易の対応をいたしておりますし、大規模な改修が必要なもの等を覚知した場合は、道路改良工事として発注してその対応を行っているところでございます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（森 之嗣君） 1番、堀田あけみ君。

○1番（堀田あけみ君） さっき、幹線を優先順位の1位としてというお答えをいただきましたが、その中で幹線でなくても、今言った危険箇所とかそういうことがあれば、こちらの方は優先順位が上がってくるということですね。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（森 之嗣君） 土木部長、小嶋範久君。

○土木部長（小嶋範久君） 幹線を優先して補修していくといいますのは、区画線の整備でございます。区画線の摩耗等が著しい場合、幹線から順に優先順位を定めて改修をしていくということでございます。道路の不良部分につきましては、幹線、幹線でないもの、1級、2級にかかわらず、不良箇所については対応をして参ります。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（森 之嗣君） 1番、堀田あけみ君。

○1番（堀田あけみ君） 毎月2回から3回、パトロールを行っているということですが、その中でお気づきだとは思いますが、停止線、白線、今言われた区画線、それから横断歩道の白線といいますか、消えている箇所がたくさん見られます。また、ガードレールが壊れたままになっているところも何箇所も見られます。これは調査の計画やこれからの修繕の計画の中に入っていることでしょうか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（森 之嗣君） 土木部長、小嶋範久君。

○土木部長（小嶋範久君） 区画線のうち、市の道路管理者が担当する分ですね、中心線ですとか路側帯につきましては、先ほども申し上げましたように、道路の摩耗部分等を確認しながら発注していくという体制をとっております。また、横断歩道あるいは停止線等につきましては、公安委員会の方にその旨を通知するというような体制でございます。

それから、不良部分につきましては、順次改修はしていきたいところでございますが、どうしても財源につきましては国・県の支援がございません。したがって、先ほど申し上げましたように、計画的に順次これを進めて参りたいというふうに考えております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（森 之嗣君） 1番、堀田あけみ君。

○1番（堀田あけみ君） 停止線とか白線とか区画線、横断歩道の線などは、交通安全の対策で最も重要なことだと思っております。優先順位は高い方だと思います。これをまた優先順位を間違わないように、十分にやっていっていただきたいと思えます。公安委員会の方にも市の方からも十分にプッシュしていただきたいと思えます。

次に、歩道の設置率は、国土交通省、労働局の調べでは国道で6割、県道で4割弱、市町村の道では9%となっております。その中で基準を満たす歩道が2割という答弁だと思います。他の市町もそうでしょうが、安全で安心なまちづくりにはまだまだという感じが否めないんですが、ちょっと私の思い違いかもしれませんが、具体的に障がい者の目線、高齢者の目線に沿ってとは、どのようなものを考えているか、お聞かせください。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（森 之嗣君） 土木部長、小嶋範久君。

○土木部長（小嶋範久君） 基本的には車椅子で移動する際に段差があるかないか、あるいは目の見えない方のためのブロックが設置されているか、それから施設に入る際に段差があるかどうか、その辺を重点的に見るものと考えております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（森 之嗣君） 1番、堀田あけみ君。

○1番（堀田あけみ君） そうですね、基本的なことだと思います。ちょっとまちを歩いてみてお気づきだとは思いますが、これは今言ってどうのこうのと、本当に難しい問題だとは思いますが、路肩帯というのは、線の内側というか外側という言い方をするんですか、歩行者のための道だという位置づけがありますが、その幅が本当に障がい者の車椅子が通れるような道幅でないところもたくさんあります。それも大きい道路であってもそういうところがあるんです。それは歩道がとれないから路肩の線を引くんだと思うんですが、それをまちづくりということの意味で考えますと、そういう点では、市はこれから先どのように考えておりますか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（森 之嗣君） 土木部長、小嶋範久君。

○土木部長（小嶋範久君） 確かに、総合振興計画の方でもユニバーサルデザイン、全ての人が暮らしやすいまちを目指すというふうに掲げてございます。道路管理者といたしましても、そのような道路整備に心がけておりますけれども、確かにご指摘いただいたように、道路構造上、幅員が十分にとれないものもございます。こちらに関しましては、いつ幾日までということはちょっとこちらで明言はできませんけれども、例えばその付近に道路改修をする計画があった場合、建物等をセットバックするような動きがあった場合に、その部分の道路の幅員確保を検討できないか努めて参りたいと考えております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（森 之嗣君） 1番、堀田あけみ君。

○1番（堀田あけみ君） 是非お願いしたいと思えます。

また、新幹線開業を迎えた駅周辺整備が進められています。今クローズアップされているのは、駅舎であり、駐車場であり、駅に隣接する施設など駅周辺に集中しております。また、これは当然であります。まち歩き、まちづくりを考える際には市民だけでなく、観光客にも優しいまちづくりが必要だと思います。まちづくりは歩道だけでなく、他のことでもハード面がしっかりしていればソフト面はいろんな方向に伸びていく可能性が出てくると思います。最後、観光振興戦略とあわせて一緒に優しいまちづくりを検討していく考えはおありでしょうか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(森 之嗣君) 土木部長、小嶋範久君。

○土木部長(小嶋範久君) 観光振興戦略は、観光振興課だけのプランではございません。あわら市全体の振興プランでございます。当然、まちづくりを進めるに当たっては、この観光振興戦略を念頭に置きながら関係部署と連携しながら進めて参りたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(森 之嗣君) 1番、堀田あけみ君。

○1番(堀田あけみ君) 是非あわら市のためにそうしていただきたいと思っております。

予想ができない事故が多発している現在、子ども、お年寄り、障がい者、そして観光客が安全に歩けるようなまちづくりを考えて実行していただきたいと思っております。

これで私の質問を終わらせていただきます。

○議長(森 之嗣君) 暫時休憩いたします。再開を10時45分といたします。

(午前10時32分)

○議長(森 之嗣君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時45分)

◇八木秀雄君

○議長(森 之嗣君) 通告順に従い、12番、八木秀雄君の一般質問を許可します。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(森 之嗣君) 12番、八木秀雄君。

○12番(八木秀雄君) 通告順に従い、12番、八木秀雄が一般質問を行います。

平成から令和へと新しい時代を迎え、1カ月と18日がたちました。国内では大きな事件が起きています。川崎市ではバス停でスクールバスを待っていた児童に、大人がナイフで無差別に襲う事件がありました。また、大津市では車両同士が衝突し、散歩中に交差点で信号待ちしていた近くの保育園児の列に車両が突っ込み、16人の園児が死傷し痛ましい事故が起きました。両事件とも、あわら市で起きてもし不思議ではない事件であると、恐怖感を感じます。

さて、佐々木市長は、就任後1年と3カ月がたちましたが、国や地方を取り巻く環境は、人口減少や高齢化が一段と進み、これにより今後の国、地方の財政状況は

ますます厳しくなり、国や地方自治体ができることも限られてくると予想されます。このような状況下においては、地方自治体や市民の自立が今後の成長の可否を握ることになると考えます。

あわら市は、市民にとって最重要事項である安心で安全なまちづくりに加え、100年に1度の大事業と言われる北陸新幹線整備及び関連事業、さらには少子高齢化の状況下において、持続可能な財政運営を図る必要があるなどの大きな課題が山積みしていると思います。今こそ市長のチャレンジ精神と巧みなフットワークで、山積みしている市の課題を一つ一つ解決してほしいと思います。

そこで、一つ目の質問を行います。子どもの安全対策について。

一つ目、子どもの見守り活動状況はどのようになっているのか。

二つ目、突発的な不審者から身を守る対策はできているのか。

三つ目、通学路の安全点検と対策の状況はどのようになっているのか。

以上、3点について詳しく伺います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(森 之嗣君) 教育長、大代紀夫君。

○教育長(大代紀夫君) 八木議員のご質問にお答えする前に、他市で発生いたしました事件について、一言申し上げます。

大津市での園児16人が死傷した交通事故や川崎市でのスクールバスを待つ児童への包丁を持った男の襲撃事件など、幼い子どもたちを巻き込む大変痛ましい事件が続いており、本当に残念でなりません。お亡くなりになられた方々のご冥福をお祈りするとともに、ご遺族の皆様にご心からお悔やみを申し上げます。

また、八木議員におかれましては、通勤、通学時に街頭に立ち、児童・生徒の安全をお守りいただき、誠にありがとうございます。

それでは1点目の見守り活動の状況についてお答えいたします。

議員ご承知のとおり、見守り隊は県の「子ども安心県民作戦」の旗印のもと各学校に設けられ、主にPTA、学校関係者、子ども110番の家、事業所、地域のお年寄りの方々などで構成されております。主として集団登校時の随行者や登下校時に交差点に立ち、子どもたちの事故防止や不審者から守る活動を行っていただいております。

平成30年度のあわら市における見守り隊の参加人数は、小学校で890人、中学校で45人となっております。しかしながら、この中で実際に見守り活動に日々参加している隊員は限られているのが現状であります。また、見守り隊の人数は学校ごとに差があり、見守り隊がない行政区があったり、高齢化が進んでいたりするなど、担い手の育成が課題となっております。

今後、市といたしましては、区長をはじめとする地域の皆さんやPTA、青少年健全育成あわら市民会議など、関係機関にいま一度協力を呼びかけ、担い手の確保に努めるとともに、現在参加されている見守り隊を対象に、警察を招いた講習会を開催するなどして、意識の向上に努めて参りたいと考えています。

また、今回の川崎市での事件を受け、見守り隊の方々や保護者が見守り活動の重要性を感じ、街頭に立ったり、子どもの集団登校に加わったりするなど自発的な見守り活動が増えてきているように見受けられます。

一方、見守り隊の方々には大変な負担がかかっていることも事実であります。日ごろから見守り活動の大切さを保護者に認識していただくとともに、児童・生徒や保護者が見守り隊への挨拶や感謝の気持ちを届けることは、見守り隊員の皆様の善意に報いるためにも、極めて大切なことであると考えております。

このように子どもたちの安全確保は、地域ぐるみの取り組みなしには、なし得るものではありません。今後も保護者や地域の皆さんにご協力をいただきながら、次世代を担う子どもの安全を守るために取り組んで参ります。

次に、突発的な不審者の対応は出来ているのかとのご質問にお答えいたします。

川崎市での事件を受け、市といたしましては、まずは児童・生徒へ不審者対応の指導を再度徹底いたしました。指導の内容は、不審者を見かけた場合、「子ども110番の家」を含め、近くの民家や商店に駆け込む、周囲の大人に大声で知らせる、危険を感じたらすぐに防犯ブザーを鳴らすなど、みずからの力で周囲に助けを求めるとともに、危険な場所から逃げることの重要性を指導したところです。また、外出する際は、行先や帰宅時間を保護者に必ず伝えるなど、家族ぐるみの対策を強化するよう指導いたしました。

これまでの不審者対応は「児童・生徒を極力1人にしない」ということを重点に置いた対策をとってきましたが、今回の事件は徒歩通学よりも安全と考えられてきたスクールバスを利用する児童が狙われており、想定外の事件と言えます。今回のような無差別殺傷事件を防ぎ切るとは、極めて難しいと思われまます。

今後の方策としましては、警察署との合同パトロールの強化が重要であると考え、先日、あわら警察署の方と会議を持ったところです。この中で、パトロールについてはスクールバス乗り場など、通学時に子どもたちが集まる場所も重点箇所とするとともに、警察官や交番相談員に立っていただくなど警察による警備を強化していただき、市と関係機関、警察が一体となり、犯罪の未然防止に全力で取り組むことといたしました。

また、昨年6月に、「登下校時の子どもの安全確保に関する関係閣僚会議」の中で「登下校防犯プラン」が示されております。そのプランに基づき、犯罪の危険性が高く子どもが1人で歩くことになる場所や、周囲の目が届きにくい場所での防犯についても、「子ども110番の家」の活用を徹底し、警察と連携しながら犯罪の未然防止を図っております。

さらには、不審者情報が入った場合には、即座に子どもたちや保護者に伝達できるよう、SNSの確かな活用を徹底したいと考えております。そのほか市の防犯隊による巡回強化や警察のパトカーによる登下校時の通学路の巡回など、関係機関の協力を得て、子どもたちの安全に万全を尽くして参りたいと考えております。

次に、通学路の安全点検と対策についてのご質問にお答えいたします。

大津市で起きた事故は、比較的安全な場所と思われる信号待ちをしていた歩道内に車が突っ込んでおり、児童・生徒の安全教育だけでは避けようのない事故でありました。

市といたしましては、「通学路交通安全プログラム」に基づき、警察、道路管理者と合同危険箇所パトロールを実施しており、横断歩道やカーブミラーなどの交通安全施設の設置をお願いしております。

今後は交差点での車同士の事故も想定し、危険性が認められる交差点においては、車どめやガードパイプの整備を強く要請するとともに、交通事故の多い交差点や多くの子どもたちが立ちどまる交差点など、範囲を広げて点検をより強化して参りたいと考えております。また、今回の対応は小中学校だけではなく、こども園においても、警察の指導をいただきながら、散歩コースの安全点検や防犯のためのスプレー、笛などの持ち物確認、そして散歩中の緊急連絡体制を再確認いたしました。

いずれにいたしましても、子どもたちの安全対策は行政だけの力では限界があり、1人でも多くの市民の皆さんのご協力が重要となります。議員におかれましても、これまで同様、市民の先頭に立って見守り活動にご尽力を賜りますようお願い申し上げます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(森 之嗣君) 12番、八木秀雄君。

○12番(八木秀雄君) 教育長というのは学校関係のことで、そちらに絞って職員をまとめる、学校をまとめる1人の人間として、お話を聞かせていただきました。先ほどの答弁でもございましたように、今回は交通安全よりも子どもたちの身を守る、僕はそこを突っ込んで話をしていきたいと思っておりますので、再質問です。

私も率先して時間があれば街頭に立っています。本当に子どもたちは我々が考えている以上にしっかりとした形で、僕の場合は集団登校の一端の中に協力をしているんですけど、その中で見守りというのもございます。不審者とかそういうのに出くわしたことは今のところはございません。遊んでいるときに何か不審者というんか、障がい者の方に事件が起きたということは取り沙汰されましたけど、本当に子どももしっかりしていると思います。それと、しっかりと指導すれば彼らは必ず一生懸命やってくれると、このように思います。教育長が言われたように、教員だけの力では限界が来ていると。やはり地域、そして地域にかかわる諸団体、みんながスクラムを組んでやらなければならない。これは当然のことでございますので、ますますそれを強化してほしいというんか、協力している周りの方が非常に高齢化になってきます。教育長もご存じだと思いますよ。若い孫がいるときには、まだその方もまだ若いんですよ。それがひとり立ちすると継続性はなかなか難しいし、だんだんとお年寄りも減っていくということです。その辺をやはりもう少し考えていただきたいと。後から市長にも答弁をお願いしますが、そういうことでございます。

それでは、二つ目の質問になりますけど、突発的な不審者から身を守る対策とし

て、具体的に子どもたちにどのような指導、訓練をしているのか。これからするか、今していますとか、その辺をちょっと教えてください。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(森 之嗣君) 教育長、大代紀夫君。

○教育長(大代紀夫君) 子どもたちの指導につきましては、先ほども答弁させていただきましたが、学校では、こういうシールが「子ども110番の家」、これが張られている家に逃げ込むというようなことを定期的に指導しております。また、これが張られていなくても、とにかく民家に飛び込む。それから、防犯ブザーをかばんにつけておりますので、防犯ブザーを鳴らさない、大声を出さない、とにかく危険な場所から逃げるということを指導しているんですけども、小さい子どもたちでございますし、恐怖におののいた場合には、そのような判断がなかなかできにくいとは思っておりますけども、訓練の重要性は大事だと思っております。全ての小中学校におきまして、あわら警察署のご協力をいただきまして校内に不審者が侵入したという想定での不審者対策といいますか、不審者への対応、例えば教室の入り口を椅子や机で塞いでしまうというようなことをして、先生がたがさすまたで犯人を取り押さえるというような形を訓練しております。

それから、学校から帰って区内で不審者が出て逃走しているというような場合は、保護者への緊急メール配信、これもほぼ100%保護者に伝わって参りますので、緊急メールの発信をして保護者に注意喚起をして子どもたちを守っていただく。

それから、また本当に危険な場合、学校に迎えにきてもらう場合には引き渡し訓練というのをやっております。これは全員子どもたちをきちっと親御さんに渡すまでの訓練を行っております。

ただ、課題としては、やはり通学路における訓練というものが余りなされていないわけです。ですので、通学路、いわゆる歩いているときに子どもたちが不審者に出遭ったりというような場合は、今回は警察署の方を招いて防犯教室や実践訓練をしていきたいというようなことが、今後の課題として上げられるかと思っております。

以上です。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(森 之嗣君) 12番、八木秀雄君。

○12番(八木秀雄君) 今、最後にお話ししましたように、不審者と1対1になったとき、これはまた警察と話し合いながらやっていくと。これははっきり言わせて、私が一番最初に読み上げましたけど、あわら市でも起きる可能性はないとは言えないと思います。日本全国どこでもあると思いますよ。ですから、私がこの質問をしているときに、子どもには10人が10人、心の健康、体の健康、みんな同じ言い方の対応は難しいと。しかし、そう言いながらも自分の子どもを守らなければならない。大声を出すということは一番大事なことですよ。それは1対1の場合ですよ。メールを発信するとかそんなことは全然できっこないんだから、1対1で。こちら

辺のところをもっともっと強力に上手に、先ほど言いましたように、是非やっていただきたいと、私のお願いなんです。

それともう一つ、次の質問ですけど、防犯ですね、これに対して防犯カメラをもっともっと強化する。通学路とか子どもが遊んでいるとか、そういう地域地域でいろんな場所があると思いますけど、きのうのああいう大きな事件でも、防犯カメラというのは抑止力とかいろんな面で解決にもつながっているということでございます。地域の拠点の必要なところには、防犯カメラをもっともっと増やしたいという教育長の考えはございませんか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(森 之嗣君) 教育長、大代紀夫君。

○教育長(大代紀夫君) 防犯について、特にカメラの件でございますけれども、これは警察署の方ともこの前お話をさせていただいた中で、国から受ける防犯カメラの設置についてございますが、今私が考えますのは小学校、中学校の玄関あたりに防犯カメラがそろそろ必要なのではないかなということをおなりに思っております。ただ、これもこうした国の予算とか補助を受けられることを契機につけられればいいんですけども、なかなか予算もかかって参ります。やはり子どもたちの安全を守るためでございますので、今後はこうしたカメラの設置についても積極的に考えていかなければならないだろうなということをおなりに思っております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(森 之嗣君) 12番、八木秀雄君。

○12番(八木秀雄君) 考えていかなければならないということなんですけど、私のこの防犯カメラの質問は、もう7年ぐらい前にやってるんですよ。自分で言うと大変おこがましいんですけど、成果として湯のまち駅のところに四つのカメラをつけたということです。あとは芦原温泉駅の通学路にもつけてほしいということで、これも時間がかかりましたけど、結局aキューブのところにもつくようになりましたけどね。旧金津町の中でも自発的に地区でつけているようなところがございます。だけど、これは子どもの安全安心、ひとり住まい、いろんなもののためには積極的につけるべきではないかと、このように私は思います。

今度は市長にちょっとお伺いしますけど、川崎の事故を新聞の記事で文部科学大臣がコメントしているんですね。市長もご存じのように、こういうようなことは自治体が音頭をとる、地域のために自治体がやらなければならないと。総力を挙げてあわら市の安全安心を守らなければならないという具合に、文部科学大臣もコメントしているんです。市長の安全安心対策、これはすぐやらなければならないと私は思いますけど、市長の考えをちょっと教えてください。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(森 之嗣君) 市長、佐々木康男君。

○市長(佐々木康男君) まず、児童・生徒、子どもの安全につきましては、それを預かるこども園、小中学校の先生、PTA、この関係に改めていろんな危険箇所がな

いかとかそういうことについて、今後どう対応するかについては、これを機にいろいろやっていますので、そこにまずは力を入れる必要があると思います。

教育長もずっと朝いろいろな危険箇所を回っていますよ。実際、職員もそういうところがないかを見ながら、そういう現場と連携をとりながらやることは大事だと思っています。

それから、今まち・むらときめきプランで、各集落の方にお話をしているときに各集落の中でも防災とか防犯について、今後いろいろ考えたいとかお年寄りの見守り活動も含めてそういうことを考えている集落もございますので、そういうところとも今後どうするか、自主的な活動もさることながら、我々としていろんな情報を流し、どう対応できるかということについて情報提供するなどして協力して参りたいと思います。いずれにしましても、行政にできることは限界がございますので、今後、関係機関あるいは地域の住民の皆様とともにですね、こういう安全安心なまちづくりについて一緒になって取り組んで参りたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(森 之嗣君) 12番、八木秀雄君。

○12番(八木秀雄君) 市長の答弁の中で、まち・むらときめきプランの中で、各地域でいろんなやりとりをしているということで、こんなことを言うとあれだけど、各地区、各集落には本当にまずは一つでもいいから防犯カメラを24時間つけておくと。例えば、いろんな犯罪が起きて犯人が逃げたりするときには、きょうのニュースじゃないですけど、防犯カメラの力というんですかね、逃げていくことがわかる。特にこういう200近くある行政区に防犯カメラが一つ一つ拠点についていれば、本当に僕は役に立つと。それがあることによって、区民の方、そして子どもたちが私の地域にもあるんだと。そして、企業の方も通勤のときにもあわら市というところはところどころに防犯カメラがあると。そういうことで協力体制をしなければならぬという意識になると僕は思いますので、是非そういうこともご検討していただきたいと、このように思います。

次に、二つ目の質問に入ります。

市道田中々舟津線について、一つ目、市道田中々舟津線の整備事業は、にぎわいあふれる回遊性のあるまちづくりに向けて実施しましたが、この道路の完成後における、生活道路としての市民の反応、この道路に生かされたまちづくりの進展状況、あわら温泉を訪れた観光客の声について詳細に伺いたいと思います。

二つ目は、この整備事業完了から数年がたっております。整備には多額の経費を投じましたが、それに見合った効果がどのようにあらわれているか、データなども含め具体的かつ詳細に伺いたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(森 之嗣君) 経済産業部長、後藤重樹君。

○経済産業部長(後藤重樹君) 市道田中々舟津線の評価についてのご質問にお答えいたします。

市道田中々舟津線は、温泉街の回遊性を高めるため観光客をはじめとする歩行者に配慮し、安全にまち歩きが楽しめるように平成27年に整備いたしました。市道中央線や市道芦原三国線の歩道も同時期に整備し、市道田中々舟津線及び温泉3号線の石畳の道路とあわせて、市内を回遊できる環境を整えております。

また、市道田中々舟津線のうち、つるやから八木旅館までの通称「湯〜わく Dori」は、通りに面した商店や事業者などで組織された「湯〜わく Dori 協議会」が、坂井北部丘陵地で採れる野菜や果物、特産品などを販売する市場を開催し、湯〜わく Dori を中心としたまちなかのにぎわいづくりを推進していただいております。

市民や観光客の皆さんからは、「湯〜わく Dori は、石畳の歩道や低いあんどん風照明、温泉をイメージさせる湯落としなど、温泉情緒漂う空間になった」「土日等の昼間には、湯〜わく Dori とセントピアあわら、あわら湯のまち駅の回遊性も高まっており、観光客の歩く姿が多く見られるようになった」「路上駐車がなくなり、夜間にはあんどん風照明により歩行空間が明るくなったことにより、安全性が高くなった」「あわら温泉湯のまち広場の芦湯や湯けむり横丁に行きやすくなった」、また「地熱を利用した融雪装置を整備したことにより、多少の雪なら消えるため通行がしやすくなった」といった評価をいただいております。一方で、にぎわいの創出や歩行者空間の確保のために道路を一方通行にしたことにより、「不便を感じることもある」との声も聞いております。

次に、市道田中々舟津線整備事業に対する費用対効果のご質問にお答えします。

湯〜わく Dori は、供用開始から4年が経過しておりますが、その間に通り沿いに新たに2店舗の飲食店が開業しております。うち1店舗は、空き店舗の活用によるものです。また、「石畳の歩道やオレンジ色のあんどん風照明により温泉情緒がある」と観光客から高い評価を得ております。芦湯や湯けむり横丁の入り込み客数についても、湯〜わく Dori 整備前の平成26年と昨年とを比較いたしますと、2割以上増加し、夜間における回遊性が高まっています。また、湯〜わく Dori や芦湯は、県内外の旅行雑誌や旅行プランにも多く取り上げられており、あわら温泉の顔として県内外に広く発信され、知名度向上につながっております。

なお、この整備に当たっては、北陸新幹線金沢開業に向けて創設された県の「観光まちなみ魅力アップ事業」の補助金等を活用しており、芦湯や湯〜わく Dori を含めた総事業費は約8億5,000万円となっています。このうち市の負担額は約25%の2億1,000万円程度でありますので、この点も含め、費用対効果は十分にあったものと考えております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（森 之嗣君） 12番、八木秀雄君。

○12番（八木秀雄君） 今、部長の方からご説明を受けました。この道路をつくる前、できたのが平成27年か、4年たったと。できる前のことは、地域の方に何回も何回も積み重ねて話し合いをして、どういう道路にしなければならない、そしてどういう具合に協力をしなければならないとか地域の協力、それからそこに並んでいる

商店街とかいろんな協力をしなければならない、いろんな積み重ねをしているわけですね。その細かい内容までは言いませんけど、そういう積み重ねをして、今、部長が説明をしたように、魅力アップ事業の補助金というんですかね、これをうまく利用して、市の負担は2億円ぐらいだという話をしましたね。僕もこの4年間、あそこは近くですから通っていますけど、よく僕はセントピアの方へお風呂に入りに行くので必ず通るんです。一方通行の通り方ですけど、八木旅館の交差点の方から入って行って、火事になった丸の内のあそこまでを一方通行で行ったり、それをいろんな方法で通り方をするんだけど、観光客がまちを歩いているというのは、はっきり言って見えません。これね、先ほど言いましたけど、防犯カメラをつけておけば、すぐその実態がわかるんですよ、そんなことを言うと悪いですけどね。本当に4年間、あの電気料は地元の方が負担するという具合になっていますけど、これはすごいお金だなと思いつつながら、僕はオレンジ色の、あれは格好いいですよ、はっきり言って。だけど、僕には歩いている姿、例えば宴会をしている途中、食事をしているのは大体6時半から8時か9時ごろまでとか、その後に1回まちの中を歩こうとか、旅館につく前に湯〜わく Dori やあわら市がつくった観光名所を1回歩いてみようかと、そういうのは僕は大変失礼ですけど、見かけませんよ。

湯〜わく Dori の協議会が月に1回イベントをやっているということも私は調べましたよ。その中身のことを言うと、大変厳しい内容になってしまいますけどね。これ、部長の報告を受けましたけど、もっともっとそういうことを協議したい。それは部署内でやりなさいよ、そういうことは。このようなレベルの答弁では、本当に僕は寂しいですよ。

これを何とか是非やってほしいということで、二つ目の質問ですけど、市長のあなたもこれはよくわかっていると思いますよ、この辺のことは。だけど、ここを市長が頑張らなければ、せつかく8億円をかけてつくった道路が、あんなあんどんのぼ一としてるような、これ、いいですよ、ですけど、あれが活かされるようなことは何かないですか。市長の考えを聞かせてください。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(森 之嗣君) 市長、佐々木康男君。

○市長(佐々木康男君) いつの時間帯を歩いているのかわかりませんが、私は歩いている風景は何度も見ておりますし、土日を見てください、回遊性が進んでいると思います。あそこは夜間駐車してあって危なかった。それが安全に歩けるようになったという評判を私は聞いております。

もともと歩かせるという中では、今旅館で開花亭とか、べにやがああいう状況になっていますから、そこへ宿泊されている方も少ないこともあるのかもわかりませんが、今後ですね、ああいうところについては、観光事業者とか県外の旅行事業者、あるいは交通事業者からは非常に情緒があって、これでやっと山代、山中みたいになってきたねというようなお声は聞いています。あそこを真っ暗にするわけにはいかないです。今後、しっかりともっと回遊性を高める努力はして参りますし、

またいろんなイベントの中でああいうところを回遊するようなことも考えて参りたいと思います。しっかり活用させていただきます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(森 之嗣君) 12番、八木秀雄君。

○12番(八木秀雄君) 市長に答弁していただきましたので、是非、旅行会社、そういうところがいいんだと言われているということを私は聞きました。あそこは我々市民の生活道路でもございますので、是非私も見守りたいと思いますし、私も協力したいと、このように思います。

それでは、三つ目の質問に入ります。

あわら市経済懇談会について、一つ目、趣旨とテーマの内容について。

二つ目、4回の懇談会での内容と成果と課題について。

三つ目、懇談会の今後の取り組みと展望について。

この3点を、市長のお考えをお聞きしたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(森 之嗣君) 市長、佐々木康男君。

○市長(佐々木康男君) あわら市経済懇談会の趣旨とテーマの内容についてのご質問にお答えいたします。

昨年3月に、株式会社SHINDOの新道CEOと意見交換を行った折、本市の将来を見据えた産業の振興や地域の活性化のため、市内の中堅企業の社長などと大所高所から意見交換を行う場を設け、市政に反映させてはどうかとのご提案をいただきました。

なお、この経済懇談会は、合併直後は行われていましたが、前市長の就任時から中断していたというか、行っていないとのことでした。

私といたしましては、社会経済情勢が大きく変化する中、新幹線開業に向けたまちづくり、あるいは中小企業の振興、商店街の再生、雇用環境の充実、将来を担う人づくりなど、今日的課題に的確に取り組むことが必要と考え、昨年4月に「あわら市経済懇談会」を設け、定期的に意見交換を行うこととしたところです。メンバーは、新道CEOからの提案により、小林化工や福井鋳螺など、市内事業所の社長7名に私を含めた8名で構成し、座長は新道CEOにお任せしております。

テーマや内容につきまして、1回目は昨年4月に「あわら市の経済状況及び課題」と「北陸新幹線芦原温泉駅周辺整備など」について、2回目は7月に「JR芦原温泉駅周辺整備及び開業効果の市内への波及」と「市内の主要幹線道路の整備」について、また3回目は10月に「市内の主要幹線道路の整備」に加え、「経営者が語るあわら市商工業改革」をテーマに、外国人雇用や後継者の育成、若い世代の移住政策などについて意見交換を行いました。4回目は選挙の関係でちょっとできなかったんですが、本年度に入り5月に、この3月に策定した「まち・むらときめきプラン」や「観光振興戦略」に関して意見をいただいたほか、「JR芦原温泉駅周辺整備」の今後の年度計画などを説明し、それに関しての意見をいただいたところで

す。

次に、これまでの懇談会の成果と課題についてのご質問にお答えします。

意見交換を通じて、懇談会に参加した社長さん方も人口減少や少子高齢化について非常に懸念されていることを感じました。そうした中、4年後の北陸新幹線芦原温泉駅開業は、あわら市の活性化に向けた絶好のチャンスと捉えていることや、それに関連したインフラ整備あるいは観光などに関するソフト事業の充実が非常に重要であると認識されていること、また労働力人口の減少が市内においても顕在化してきており、外国人労働者の確保や事業承継、技術革新などの生産性向上を進めていくことが非常に重要であるという認識を持っていると感じております。

グローバルな活動を展開している各企業の社長さん方々と、あわら市にとって必要なことや懸念していることについて、直接意見交換できることは非常に有益であり、必要に応じてこれまで大なり小なり各種施策にも反映しております。また、社長の皆さんがあわら市の産業振興やまちづくりに一緒に協力して頑張ろうとおっしゃっていただいていることについて非常に心強く思っているところです。

なお、今後の課題については、労働力の確保のほか、IoTやAIなどの普及などにより社会情勢が大きく変貌する中、今後あわら市内においても、立ちおくれることがないよう、また先を見据えた産業政策や人づくりに対応した施策を的確に講じていくための議論などが重要であると考えております。

最後に、懇談会の今後の取り組みについてのご質問にお答えします。

この経済懇談会につきましては、社会・経済情勢の変化や課題に的確に対応していくため、市内トップ企業の経営者の声を聞く場の一つとして、今後も継続していきたいと考えております。市としては、この企業経営者との意見交換を通して、今後の市内の商工業や観光産業の更なる振興につなげて参りたいと考えています。

また、各事業所では多くの従業員を抱えておられます。従業員の皆様にも、あわら市の事業やイベントなどに参画してもらうことなどをお願いし、彼らにもあわら市の更なる活性化にご協力いただきたいと、そういうふうにつなげて参りたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(森 之嗣君) 12番、八木秀雄君。

○12番(八木秀雄君) 今、佐々木市長から一つ目、二つ目、三つ目のお考えをお聞きしました。この中でポイントですね、株式会社SHINDOの社長の方から、是非こういう懇談会をやったらどうですかというようなことで、それがスタートラインと。これは僕は非常に素晴らしいことで、それを佐々木市長は受けとめてくれたと。今、答弁の中で7名のスタッフ、市長を入れて8名です。今後のあわら市というのが少子高齢化になったり、それを各社長さん方はすごく危惧しているというか、思っていると。グローバル的にいろんな産業、いろんなものであわらが生き延びていくというんですか、ここで生活をしているんですから、何とかあわら市全体で盛り上げて、会社が生き残る、我々も生き残るというようなことを痛切に感じます。こ

れね、是非進めていきたいなと思いますね。ご答弁はよくわかりました。

それで、私なりの提案なんですけど、あわら市には観光協会、それから商工会議所と違って規模は小さいですけど、商工会がございます。大きな一部上場、二部上場に乗っているような会社と商工会の零細企業、小企業等いろんな格差はあると思いますよ。しかし、僕は商工会の組織を相談していろんな部門で企業部門、何部門と、そこに参画していただくと。頭から無理だというんじゃないくて、そこまで大手の会社が入っていただいと、我々を引っ張っていただくと。商工会の中にそういうものを是非ぼんぼんぼんをつくっていただきたいなと、そういう考えなんですけど、市長の考えはどうですか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(森 之嗣君) 市長、佐々木康男君。

○市長(佐々木康男君) 商工関係の再生というんでしょうか、それは非常に大事だということを僕は考えております。ご存じのように、この4月に観光商工課を分離して、新たに商工労働課をつくって専用職員も配置しているというのは、これまでです。ね、ともすれば、あわら市が商工会に補助金だけを流していたというような、そんなことをやっていただけでは、あわら市の商工は立ち行かなくなるんじゃないかという中で、まず我々がもっとあわら市の中小、零細も含めて、その実態をしっかりと把握し、それを商工会あるいは観光協会、旅館組合等としっかりと話をしていくということとしています。現に昨年も商工会の方とは青年部であったりとか、いろんな市長の立場で、あるいは異業種交流会だったりとか、私は顔を出しておりますので、そういう方々との意見も当然、常日ごろから行っておりますので、しっかりと行って参ります。

また、観光につきましては、単なる観光の部分と旅館の経営という部分ですね、観光客が増えると旅館が潤っているかというとは決してそうではなくて、従業員の問題であるとか外国人受け入れ環境の整備とか、旅館そのものが一つの企業としてしっかりとした経営戦略を持たないと、今は立ち行かなくなっています。そういうようなところも、私だけではもちろんできないし、商工会だけでもできませんので、今後、県の産業支援センターであるとかいろんな関係機関もございますので、そういうところとしっかりと結びつけて、しっかりと補助金とかああいうノウハウをこのあわら市内に持ち込みたいと思っています。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(森 之嗣君) 12番、八木秀雄君。

○12番(八木秀雄君) 2日ぐらい前の新聞に、株式会社SHINDOの人事異動で社長、副社長を見たけど、これはあわらの人やと。俺が知ってる人間やと、あわらというところは本当に協力体制が個人個人でもいっぱいいるんです。これをね、市長、あなたの同級生もいらっしゃると思いますよ。そういうなのを腹を割って、皆さんも部長連中も課長連中も、そして若い職員も企業に勤めている人はいますよ。ここを活性化してやっていけば、これはあわらはますますよくなりますので、懇談会を

もっともっと充実してやっていってほしいと、このように思います。

これで質問を終わります。以上です。

○議長（森 之嗣君） 暫時休憩といたします。再開は午後1時とします。

(午前11時38分)

○議長（森 之嗣君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後1時00分)

◇仁佐一三君

○議長（森 之嗣君） 通告順に従い、4番、仁佐一三君の一般質問を許可します。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（森 之嗣君） 4番、仁佐一三君。

○4番（仁佐一三君） それでは、通告順に従いまして、4番、仁佐一三が一般質問いたします。

今回の質問は、新幹線開業を見据えた北潟湖畔公園のあり方についてであります。

これまでも湖畔公園についてはいろいろな質問をしてきました。しかし、なかなか具体的につながるようなことはなかったかと思えます。こうしたことから、またしっかりと質問をしていきたいと思えますので、何とぞよろしくお願いいたします。北陸新幹線開業もいよいよ4年後に迫りましたが、それに見合った公園づくりをさらに行っていく必要があると考えて、一般質問をさせていただきます。

まず、1点目でございますが、湖畔公園の整備委託についてであります。

ここ近年、芝の除草剤及び肥料など、散布時期がかなりずれてきております。特にですね、春先の除草剤散布については、遅くとも4月中旬には散布しなければならないと思えます。夏草を抑えるどころか本当に伸び放題の草になっております。それにもかかわらず、近年、本当に草が抑えられていない状況であります。除草剤や肥料など散布時期が一番大切な懸案だと思えます。そのために新年度に入ってから業務委託を速やかに行い、切れ目のない公園管理を行うべきであると考えますが、この点はいかがでしょうか。

次に2点目です。収益性を考慮した公園づくりであります。

質問の提出後にですね、市の観光振興戦略にもいろいろと北潟湖のことが書いてありました。いろんなことがこれとダブるところがあります。

4年後にですね、北陸新幹線が開業すれば、多くの観光客があわら市を訪れてくれます。その人たちに湖畔公園を訪れてもらうためには、この公園をより遊べる、楽しめる、人が集まる、公園の風景をより生かせる、そんな公園整備を行うべきではないでしょうか。そのために現状の設備をもっとグレードアップしたり、リニューアルを大胆に行うなどすれば、もっと多くの人たちを迎えることができるのではないかと思います。

湖畔公園の売りは何ととっても自然豊かな湖や里山、広々とした芝生、その中でおもしろいいろいろ自転車、またサイクリング、湖を歩く感覚での足こぎボートな

どもあります。これらの設備などは今も活用しておりますが、かれこれ15年以上経過しておる老朽化した自転車、そして不具合なボートなど、正直に言ってもっと楽しんでくださいと言えるようなものではありません。

しかし、北陸新幹線開業を見据え、サイクリングは湖や里山一周コース、おもしろ自転車はもっとユニークで楽しめる、家族がそろって乗れるようなもの、ボートは風に強いボート、こうした設備をもっと充実することによって、魅力ある公園にできるのではないのでしょうか。

市の観光白書によりますとですね、湖畔公園の周辺を訪れた人は約8万6,000人近くになっております。前年度から比べますと9.6%減となっておりますが、これらの整備には楽しめるもの、収益性が見込まれるものを取り入れなければ、公園の維持管理にも限界があると感じます。

現状の公園はですね、収益性が少ないためか、管理作業をする人の時間でもかなり厳しくなってきました。公園整備に多くの費用がかかるのであれば、もっと収益性を考えた整備を行えば、管理作業に対する財源確保にもつながるのではないかと考えております。さらに、湖畔公園を訪れてくれる方々にも喜んでもらえる公園になると思います。

参考までに、自転車とボート貸し出しの使用料は、今のような老朽化した設備でさえもですね、250万から300万近くあると聞いております。設備の再整備さえ行えば観光客にも喜んでもらえる上に、多くの収入も見込まれると思います。こうした現状を見て、市長はこれから先の4年間でどのような湖畔公園像を考えているのか、お伺いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（森 之嗣君） 土木部長、小嶋範久君。

○土木部長（小嶋範久君） 湖畔公園の業務委託についてお答えします。

現在、北潟湖畔公園の委託業務としては、公園管理業務、サイクリングパーク管理業務、そして芝の維持管理業務があります。公園管理業務とサイクリングパーク管理業務につきましては、昨年12月定例会の一般質問でも説明させていただいておりますが、シルバー人材センターと労働者派遣個別契約を締結し、男性3名、女性3名がローテーションを組み、管理維持業務や貸し自転車、ボートの貸出業務、臨時職員の補助作業等に当たっています。

また、芝の維持管理業務は、入札により業者と契約締結後、芝刈り、施肥、薬剤散布、発生材処分をそれぞれ年2回実施しているところです。これらの実施時期については、受注者と打ち合せの上、平成30年度は芝刈りを6月と11月に、施肥を10月と3月に、薬剤散布を11月と3月に、発生材処分を7月と9月に行っております。

ただいまは、切れ目のない公園管理を行うべきとのご指摘をいただきましたが、来訪者に満足いくサービスを提供するためには、そのような取り組みが重要であろうと認識はいたしております。ただ、気象条件などにより、どうしても計画どお

りに業務を行えないこともございます。今後も、適正な維持管理に努めて参りますので、ご理解くださるようお願いいたします。

次に、収益性を考慮した公園づくりをすべきでないかのご質問にお答えします。

昨年12月定例会でも、公園のグレードアップに関する一般質問にお答えしましたが、湖畔公園の魅力を高めるためには、隣接する「湖畔荘hanaゆらり」や「福井県立芦原青年の家」などと有機的な連携を図ることが重要であろうと考えております。このため、このエリアを一体化した観光エリアとして位置づけ、皆さんに利用していただけるよう情報発信に努めたいと考えております。

また、設備については、サイクリングパークにはレンタサイクルやおもしろい自転車、足こぎ・手こぎのボートなどを備えております。このうち65台あるレンタサイクルは、一部について老朽化が進んでいることから、平成29年度に4台、平成30年度に5台の入れかえを実施し、今年度もさらに5台を入れかえる予定としております。さらに、ボートにつきましても故障や老朽化の状況に合わせて更新を検討して参ります。

なお、北潟湖畔公園は、整備後15年を経過しているもので、現時点におきまして、収益アップを目的に設備のグレードアップやリニューアルを行うことは考えておりません。

いずれにいたしましても、北潟湖畔公園が、子どもから高齢者まで幅広く利用していただき、和やかに交流のできる「憩いの場」となることが重要であると思っておりますので、より効果的な情報発信に努めるとともに、今後少しずつではありますが、予算の範囲内で管理を進め、グレードを下げることをしないよう努力していきたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(森 之嗣君) 4番、仁佐一三君。

○4番(仁佐一三君) 今年の入札は6月と言っておりましたね。この芝生の除草剤は3月にやったと言っておりましたが、いろいろと調べますと、3月というのは除草剤をやるときには適しないと。やはり気温が下がり過ぎているということでありませう。大体4月の中旬から下旬、そのころとにかく夏草が全然止まってないと。問題は夏草が止まってないと、部長、1回湖畔公園へ訪れたことがありますか。本当にすごいんですよ。そうした中で芝を刈ってしまうと、今度はきれいになってまうよね、1週間もすると。ほんで、またすぐ伸びるのは草なんですって。またすごく早いスピードで伸びてくると。そうしたことで、いろんな面で薬剤の選定なんかも少し違うんではないかなと思いますよ。

私があのとときに行ったときは、本当に小さな草でも何でこんなにたくさん生えるんやという形で薬剤のことを聞きました。そして、やり直しをしていただきました。そうしたことができていないのではないかと、その辺はいかがですかね。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(森 之嗣君) 土木部長、小嶋範久君。

○土木部長（小嶋範久君） ただいま除草剤の散布時期につきましては、3月と申し上げました。これは自治体の単年度会計のシステムから、どうしても4月上旬の取り組みというのが困難になって参ります。そのため除草剤の散布時期をできるだけ3月の下旬にもっていくというような取り組みは行っているところでございます。ご理解くださるようお願いいたします。

それから、薬剤につきましては、今どういった薬剤を散布しているのか、この時点では承知しておりませんので、ご理解くださるようお願いいたします。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（森 之嗣君） 4番、仁佐一三君。

○4番（仁佐一三君） これ、一番大事なことでないのかなと思う、薬剤は。これは何種類もありますよ、本当に。高いもあります。その高いやつは金額的にも合わないかもしれないんですけど、こういうことも管理する上で絶対に調べてほしいなど。専門家に一度相談していただきたいと思います。

そして、秋は春の草を止める薬なので、それは大体9月から10月のことでいいと思います。肥料なども。やはり問題は草が止まらな、お金を使っても何もならんと、そういう感じで何回も何回も芝を刈らなあかんというような形になってくるので、是非この辺もしっかりと管理していただきたいなと思いますので、何とぞよろしくお願いいたします。

それと、もう一度ですけど、入札をどうしても変えられないのかということをも是非検討していただきたいと思います。

次にですね、収益性を考慮した公園づくりについてであります。

私のタイトルはですね、新幹線開業を見据えた公園のあり方ということになります。いただいた資料の中に、皆さんに利用していただけるような情報発信とありますが、今までも観光エリアとしてはかなりいろんな面で情報を発信してくださっておると思います。また、観光振興戦略の中にもいろいろと出ております。

しかし、私の質問としてはですね、回答が少し違っているのではないかなと思います。私は4年後を見据えた上での公園のあり方ということについて触れております。やはりそのスパンの中で4年後を見据えて、遊べる、楽しめる、人が集いやすい公園の風景、より生かせる公園の整備を行ってほしいと、そういうことを申し上げております。長いスパンであるがゆえにですね、先を見据えて今からいろんな計画を立ててほしいということをおっしゃっております。この辺はいかがですかね。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（森 之嗣君） 土木部長、小嶋範久君。

○土木部長（小嶋範久君） 確かに、令和5年春の北陸新幹線開業を見据えた上で、関東方面からお越しいただいたお客様にこの北潟湖畔公園、あるいは周辺地域をPRすることは非常に重要であろうと考えております。あわせて、まだまだ嶺北地域あるいは石川県の加賀地域の皆様にも、より多くの皆様にこの湖畔公園にお越しいただきたいというふうに考えております。

したがいまして、情報の発信に関しましては近隣地域はもとより、また関東方面に向けても発信をしながら、この公園のグレードアップに努めて参りたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(森 之嗣君) 4番、仁佐一三君。

○4番(仁佐一三君) 本当にこれから4年間を見据えてですね、こういうことにも取り組んでほしいと。

それとですね、収益のことです。現時点では整備費のグレードアップなど、収益のアップは考えていないということにつきましては、私はちょっと合点がいかんのですけども、その辺はなぜでしょうかね。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(森 之嗣君) 土木部長、小嶋範久君。

○土木部長(小嶋範久君) 都市公園整備後15年といいますと、まだまだ若い公園であろうというふうに認識をいたしております。今ある施設をさらにグレードアップするのは財政上、難しいかなというふうに考えております。

収益施設に関しましても、先ほど申し上げましたように、周辺に湖畔荘等もございます。園内での収益性能を高めるためには、貸し自転車等の乗り物等も充実するというのも重要だと思いますけれども、飲食物の提供となりますと、設備のさらに多額の投資が必要になって参りますし、そこに業として物販等が成り立つのかどうか、その辺のマーケティングもあわせて必要になってくると思います。そうした上で慎重に進める必要があると考えております。

以上です。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(森 之嗣君) 4番、仁佐一三君。

○4番(仁佐一三君) まず今は、北潟湖畔公園はかなり老朽化した設備でも250万ぐらいかせいでもらえるような、そういう現時点の設備がある。そうしたことをですね、この4年間を見据えていろんなことを是非計画してほしいということをおっしゃっているんです。何と云っても、今ですね、本当に湖畔公園の管理費はだんだん下がってきております。そして、いろいろと私たちも要望なども言っておりますが、なかなか思うようにならないと、そういうことも含めてですね、収益性を絶対に考えるべきだと、第一に考えるべきだと私は思います。そうした中で、いろんな設備にも、またお金にもその辺のことができるのではないかと。そういうことを市は何としてもこういうことを考えてもらわないと、ただ税金だけをそこに投入するだけではあかんと思います。そうした中で、少しでもお金が入るような形になればですね、そういうことできるのではないかと。

今ですね、公園を訪れてくれた人の中にいろんな要望がございます。ちょっと参考までに言いますが、例えば2人乗りの自転車で、今はある一部のエリアでしか自転車なんかは使えないんですね。おもしろい自転車といういろんな自転車。そして、

また足こぎボートなんかは風に強いボートといったら2台ぐらいしかないんですね。あとはほとんど出せないと。そうしたボートも、ほかのところを見てきても、かなり流線的なボートなんか全部しかえろとは言わんですけども、それに対応して4年間を見据えて交換していくような、そういうものをしてほしい、できるのではないかなと。足こぎボートはかなりの人気があるんです。だけど、収益性がないんですね。というのは、湖に出すことができないんです。そういうことも含めてですね、こういうことは絶対に考えてほしいなと。

それから、一番最近になって多くなったのはグラウンドゴルフの常設、これは何回も私たちも言いましたが、県の持ち物とか市の持ち物でないとか。きょうもあわら市のグラウンドゴルフ大会が行われております。そうした中で、こういうことも目をつぶるようなやり方でなく、この辺で目を開いてどこができるんかと、湖畔公園のどこに開設すればそこができるんかということを見て、そしてグラウンドゴルフをする人らの話なんか聞いて、こういう有料のグラウンドゴルフの常設なんかを備えてほしいと。かなり遊んでいる部分もあるんですよ、あそこは。そうした中で、きょうも二百何十人来ているのか知らんけど、朝から相当来てましたね。そういうことも含めてですね、是非これは目をつぶっていくところではないと思います。その辺もよろしくお願いいたします。この辺はどんなもんでしょうかね。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(森 之嗣君) 市長、佐々木康男君。

○市長(佐々木康男君) いろいろご提案ありがとうございます。2週間前にも「風羽里」のところでオープンしたと。市民はあそこを生かそうということでやっておりますし、1週間前は花菖蒲まつりに私も行きまして、赤尾の入り口のところからずっと公園まで歩いていきました。約1キロぐらいアイリスブリッジまであるんですけど、あれも全部見て芝生の管理がどうなっているのかとか、公園がどうなっているのかを見させてもらいました。花菖蒲まつりもしかりでございます。

そうした中、いろいろ不備があることは私の目にも明らかでございます。確かにおっしゃるとおりなところがございます。今年の3月に北潟湖の自然再生全体構想ができております。これは単に自然を再生する、保全するだけじゃなくて、いろんな経済的なことであるとか地域のいろいろな資源を生かすというようなことが全部入っている構想でございます。ここに書いてあること、あるいは新たにつくった観光振興戦略に書いてあることがいろいろございまして、やっぱりこの北潟湖のみならず、周辺の波松、吉崎、細呂木とか北潟の国有林であるとか、あるいは吉崎にある自然館とかいろんなものがありますから、その中心に位置するのが北潟湖の湖畔公園であることは間違いございません。収益性どうのこうのということでは一歩下がった答弁をしていますけど、やはり観光客に来てもらってそこでどうお金を落としてもらうかという仕組みをつくることも大事だと思っています。

いろんな足こぎボートも乗りました。風があんまりないと思っているんですけど、確かに動いていたのは6人乗りの大きい、3隻あって1隻壊れちゃっていると。

2台あってそこにずっと待ってるんですね。僕は観光振興課の補佐と、今度の秋の観月の夕べを湖面から見た場合にどういう場所がいいかということで乗らせてほしいと言うたんやけど、そこはずっと待ってるんできわれたんやけど、4人乗りを貸してくれと言って4人で行ったんです。視察だということで、仕事なのでということで、わかりましたと。男2人だったら、全然あのくらいの数だったら大丈夫らしいんですけど、女性だと流されてしまう可能性があるんだということで、今はこれを貸し出してないというんですね。あれなんかも確かにいかがなものかと思いました。こんだけあって、あそこで使われているのは2台しかなくて、待っている人がいっぱいいるという状況を見ると、やはり何か足りないなというのは痛感しております、ポートなんかも内部的に今後予算のこともありますけれども、少しずつ更新もする必要もあるでしょうし、やっぱり風に強いという、あれくらいの風で出せないということ自体が、僕は本当にビジネス的にももうけるものはもうけたらいんじゃないかということも痛感しておりますので、その辺は考えます。

あとは、サイクリングロードとウォーキングロードなんですかね、あそこも自転車に乗ったりとか走っていた人もそのときはいました。だから、もっとそういうような場所であるとか、もっともっとPRすればもっと人が集まるんじゃないかと思っています。

いろいろ言ってますけど、先ほど言った管理ですね、薬の時期とか云々ももう1回よく見直します。現場の声をしっかり聞いて、直せるものは直しますので、入札がどうのこうのと、そんな問題じゃないですわ。基本的に入札ができるようにすればいいだけですから、それも検討し直します。

この件については、所管する課がまたがりますので、土木のみならず自然環境関係も観光関係もありますし文化関係もありますので、所管の課を集めてですね、それこそ4年後と言わず、この自然再生の全体構想にあるのをしっかり実践すべく庁内でまた検討会議をつくって、1回どうしたらいいかということ周辺地域も含めてですが、いろいろ実践的なことを考えて参りますのでよろしくお願いします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(森 之嗣君) 4番、仁佐一三君。

○4番(仁佐一三君) 本当に力強い回答をいただきまして、各周辺で私たちも吉崎、北潟、細呂木と、この湖を囲んだエリアの方で、是非もう1回あそこをお互いに見て、いろんな問題を出し合おうということも計画しております。そうした中で、北潟の湖が最大限に生かされ、また新幹線に伴うことになって多くの人に来て、本当にいいところやなど、そういう公園に私たちとしても北潟としても、是非そういうことをしていきたいと強く感じているものでございます。

今、市長の方からいろんな面で力強い回答でしたので、私たちも北潟湖の公園を含めて、いろんな公園もありますし、また周辺のいろんなきれいなところもあります。そうしたこともこれから磨きをかけて、もっと多くの人に見てもらえるようなところにしっかりと頑張らなければならないと思っています。

最後になります、新幹線開業を見据えた周辺の駅まちづくりが着実に進んでおりますが、市民も大きな期待を抱いております。駅前と温泉街だけでなく、その他の観光施設、特にあわら市の末端にある湖畔公園にも多くの観光客が訪れてくれるようなことを期待して、私の一般質問とさせていただきます。

◇山口志代治君

○議長（森 之嗣君） 通告順に従い、3番、山口志代治君の一般質問を許可します。
（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（森 之嗣君） 3番、山口志代治君。

○3番（山口志代治君） 3番、山口志代治、通告順に従いまして、一般質問を行います。

私はこの前、鳴り物入りでできました、まち・むらときめきプランの進捗状況とか、その背景等について質問をさせていただきます。

昨年2月の豪雪に対しまして、いろんな町内会とか区の取り組みに差があったと思うんですが、その後ですね、まち・むらときめきプランをつくるんだということで、市長の鳴り物入りで作成されました。3月にまとめられ、集落カルテがつくられたということでございます。つきましては、この集落カルテは各自治体なり、区健康診断じゃないですけど、診断書だと私は思っております。これに基づきましていろいろな施策をやっているということでございますが、この集落カルテなり、情報をただ集めてこうですよじゃなくして、もうちょっと踏み込んだ意味での活用もあると思うんです。ということで、まず集落カルテの情報公開をしてもらえないかと。

ときめきプランを見る限りにおきましては、ただ表面的にこれですよ、このエリアはこうですよと、その結果が出るには背景なり、地域なり、いろんな特徴があると思うんです。そういうことに踏み込まない限り、それに関したまちづくりというのは難しいんじゃないかなと、こういうふう思うわけでございます。

また、それを踏まえましてですね、今年度予算にまち・むらときめきプランの推進事業ということで出されておりました。4年間で真水は5,500万というようなことでございますが、この事業につきましては県内各自治体はですね、同一規模かということでございます。小さいまちも大きいまちも一緒の事業規模かと、その辺をご確認いたしたいと思っております。

また、使う内容でございますが、各区に一律幾ら、プラス出来高払いじゃございませんけれども、各区に幾らというような説明がなされて、応募されていると思っております。今現在ですね、どれぐらいの集落が集まっているかということと、その集落の特徴といいますか、本当に基礎体力のある集落か、それとも何とかしてほしいという形で来るのか、その辺の内容的なこともお願いしたいなということでございます。

それと行ったり来たりで申し訳ないんですが、カルテのことでございますが、その結果からある程度の方向性なり問題点というのは伺えると思うんです。当然、こ

の集落にはこういうものが必要じゃないかと、こういう集落はここを伸ばしたらいいんじゃないかということを考えておられるかということでございます。集落によっては限界集落といったら失礼でございますが、どうしても将来的に見た場合、無理かなど。このまま存続するのはいかがなものかなということも読み取れるんじゃないかなと思います。そういうことで、その集落としてどういうアドバイスをするつもりでいるかということをお聞きしたいと。

また、ときめきプランがこの前、冊子として公表されましたが、その中で集落と行政の連携強化、また集落へ依頼する各種事務の見直しと述べております。どの程度のことを想定しておるかということをお聞きしたいということでございます。

また、先月ですね、我々は議会報告会で区長さんからいろいろなお話をいただいております。はっきり言いまして、事務量が非常に多過ぎて煩雑過ぎるという声が各所で聞かれました。

それと、最近の任期問題もしかりでございますが、各企業の定年延長がなされているということで、今までは割と60代前半で区長さんになられる方がおったわけでございますが、それがどんどん高齢化しているということで、事務遂行についても今のままでは問題があるんじゃないかというような意見もございました。今年ですね、ワンストップ相談の窓口ということで開設をされたわけでございますが、新しい区長さんに1カ所、ここへ来れば大体交通整理をしながら、各所の事務的なことのつなぎをやりましょうということじゃないかと思うんですが、その辺の成果はどれぐらいのものだったかということ。

それと、これも議会報告会で出されましたけれども、今、福井市が地域職員制度をやっているということでございます。これは各地区、各エリアにですね、てこ入れをするというような意味で、その地域に関係する職員を張りつけると言うてはおかしいけど、ある程度補助的に事務のサポートをする制度だということで、先月の終わりごろだと思うんですが、新聞にもその辺のことが出ておりました。100%いいということではございませんけども、それなりの成果が得られているというような文言じゃなかったかと思います。

最後でございますが、4月21日に「まち・むらときめきシンポジウム」がございまして、私も参加させていただきました。全国の自治体で人口増加に転じた「まち・むら」の紹介があったわけでございますけれども、その中で割と成功事例として発表されておりましたのは、どちらかというところと小さな自治体、いわゆるコンパクトな自治体で、そんなに複雑な事務がないようなところが割と成功例が多いというふうに私は聞いたわけでございますが、その成功事例の中で誰がその担い手になったかということでございます。これは必ずしも、今我々が目指している区とか自治会ではなかったかなど。そこを横断的にやった担い手といいますか、有志といいますか、そういうグループが活躍するか否かが地域の活性化の大きな目玉じゃないかなど。

したがいまして、今回のまち・むらときめきプランにつきましては、聞いたとこ

るによりますと、今は各自治会、区長、いわゆる互助団体ですね、それは法的とい
いますか、今まで市が行ってきた形だと思っておりますが、その枠を超えて横のつな
がりのあるいろんなまちづくり団体とかNPOグループとかそういうものを、当然
計画書は提出願わなならんと思っておりますけども、そういうものに対して、これから助
成なり、そういうことをやるお考えがあるかどうか。

以上、第1回目の質問を終わります。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(森 之嗣君) 市長、佐々木康男君。

○市長(佐々木康男君) 質問が多岐にわたりますので、ちょっと答弁が長くなるかも
わかりませんが、一つずつ丁寧にお答えさせていただきます。

まず個々の質問にお答えする前に、まち・むらときめきプランの今回の策定の目
的などについて、改めてご説明させていただきます。

議員ご承知のとおり、昨年度、市においては市内全129集落の聞き取り調査な
どを行い、集落ごとの現状や課題をまとめた「集落カルテ」というものを策定いた
しました。その結果、どの集落もさまざまな問題を抱えておりますが、一方で約8
割の方が自分の集落に愛着を持ち、その伝統や歴史・文化資源などを大切に守り続
けたいと感じていることもわかっております。

そこで、本年3月には、誰もがときめく集落づくりの実現に向け、各集落の実情
を踏まえた市の基本的な考え方や活動方針を示す、まち・むらときめきプランを策
定いたしました。このまち・むらときめきプランにつきましては、その取り組みを
通じて、5年先、10年先を見据えた各集落による主体的な話し合いを促していく
ことが大きな狙いでございます。こうした話し合いを通じて、活力ある豊かで魅力
にあふれた主体的な集落づくりを市内全域に広げていきたいと考えているところ
です。

また、集落への市の支援策としては、既に「防災資機材等整備事業補助金」であ
るとか「集会施設整備事業補助金」などがありますが、今回新たにつくった「集落
ときめき活動事業補助金」につきましては、既存の制度では対応できない集落活性
化に向けた主体的なソフト事業、セミハード事業を対象としており、主体的な集落
づくりの一助となればと思ひ創設しております。また、各集落を担う人づくりのセ
ミナーも随時開催して参ります。

なお、このプランの策定には、市の関係各課の多くの若手職員が携わっており
ます。これからの時代を担うこういう若手職員が市内集落の現状を肌で感じ、市民
の皆様からの声を直接聞き取ったことは大きな財産であると考えています。この経験
をこれからの施策の展開に生かしていきたいと考えております。

また、先月、全職員を集めて、自身の集落のカルテを渡しております。市外の方
はカルテというものはどういうものかということを見せてありますが、その研修会
を通じて、自分が住む集落の実態を改めて感じていただき、それぞれの職員に自身
の集落や地域活動に積極的に参画するよう促したところでございます。

それでは、個々の質問への回答に移らせていただきます。

まず、4年間で補助金総額5,500万円は、他の自治体も同一規模の金額でしょうかとのご質問にお答えします。

本市が実施します「集落ときめき活動事業補助金」については、県の「集落活性化支援事業補助金」の対象となるもので、昨年度、平成30年度から令和4年度までの5年間で事業期間となります。補助率は2分の1で、事業期間内における補助上限額は、市町の人口等にかかわらず各市町3,000万円と定められています。

あわら市では、総事業費6,000万円とし、平成30年度、昨年度はこのプランの策定費用として約500万円、そして残りの4年間で各集落への補助事業として5,500万円を活用するというものでございます。

なお、県内の他の市町では、中山間地域や農村集落を対象とした取り組みが多く、本市のように市内全集落を対象とした補助事業は、現時点では本市のみと聞いております。

次に、現在の補助金申請数と事業費規模はどれぐらいかとのご質問にお答えします。

本年度は、6月1日から同30日までと、9月1日から同30日までの前期と後期に分けて申請期間を設けております。現在は、前期の申請受け付け期間中であり、6月12日現在で9区から申請があり、総事業費的には約190万円となっております。

また、実際にまだ申請書は出されていませんが、多くの集落で本補助制度を活用した活性化策の話し合いが進んでいると伺っております。

次に、集落別カルテの公表はされているのかとのご質問でございます。

集落カルテには、集落の事情等を事細かに書いておりますので、他の集落の方には知られていないというような、そういう情報、個人情報みたいなものも入っているので、それを全集落の方に公表するのは差し控えることにしました。しかし、当該集落に限って公表してありまして、集落からの申し出によりまして必要部数を区長さんに配布しております。

次に、このカルテを踏まえた対策を講じるべき、また補助メニューを一律に提示するのではなく、集落の状況に応じたアドバイスを行うべきではないかとのご質問にお答えします。

この活動事業補助金は、各集落が策定いたしました「集落ときめきプラン」に基づき、それを原則として各集落が自主的に行う活性化事業が対象となっております。この補助金を円滑に利用していただくために、「活動事業補助金の手引き」というものを策定し、各集落にお配りしています。手引には、「活動事業補助金の概要」「申請の手続き」「事業実施にあたっての注意事項」などが記載してあるほか、活用例も記載しております。

活用例は、あくまでも例示でありまして、集落カルテの現状やときめきプランの内容を確認しながら、集落の実情や課題などを丁寧に聞き取り、集落活動の維持・

活性化・課題解決に向けた支援を柔軟に行っていきたいと考えております。そうしたご相談に丁寧に応じるということでございます。

なお、集落活性化に向けては、今回の「活動事業補助金」だけではなく、改めて今現在ある各種補助制度を活用することも有効です。そういうことで、2月に行われた全区長を集めて開催した「区長会議」では、今回初めて「区長ハンドブック」というものを配布し、自治会に対する各種補助制度についても改めて紹介しております。

既に一部の集落では、集落活性化に向けた具体的な取り組みが始まっています。劔岳地区の清滝区においては、集落活性化委員会が立ち上がり、休耕田を利用したコスモス栽培がスタートいたしました。それまでの清滝区は、他の区と同様に集落への愛着や誇りは感じる一方で、集落が衰退していく現実「何から始めたらいいのかわからない」といったような状況だったと聞いております。

そのような中、1人の青年が「若者やお年寄りが住めるまちづくりをしよう。まずはコスモスの種でもまこう」との一声から取り組みが始まったとお聞きしています。当然、「そんなこと誰がやるんだ」と「コスモス栽培なんてどこでもやっている」「財源はどうするんだ」という反対の声もあったそうです。しかし、区長や役員を中心に「清滝区民よ 今立ち上がれ」というスローガンのもとにいろいろ話し合いが行われ、秋には必ず満開のコスモスの中で、集落の人みんな全員でバーベキュー大会をしようということで、徐々にではありますが、区民の意識にも変化が生じているというふうに向っております。まさに、こういった集落の動きが本事業の狙いの一つとしているところです。

現実にはこのような動きが出ている事例はまだ多くはありませんが、昨年度行った集落聞き取り調査やプラン策定が、集落みずから自分たちの集落の将来について考えるきっかけとなり、活性化に向けての動機づけとして、既に何らかの成果が出てきていると感じております。

今後とも、このような取り組みが市内全域に広がるよう、先進的な事例の共有や担い手育成のためのセミナーを開催するなど、必要な支援を行って参りたいと考えております。

次に、市が集落へ依頼する各種事務の見直しの進み具合はどうかとの質問にお答えします。

昨年実施した集落聞き取り調査の際には、「市から依頼される事務や役職が多く改善して欲しい」「市役所のどこの部署に話をしてもよいかわからない」、あるいは「市からの支援としてどのようなものがあるかわからない」などの意見が多数寄せられました。また、区長が1年で交代する集落も多く、「区長としての仕事になれない中で、市からの事務が重荷になっている」との意見もありました。

そこで、この4月からは、区長が気軽に相談できるワンストップ窓口を総務課に設けております。相談件数は6月12日現在で109件でございます。例年に比べ3倍ほど増えており、1年目の区長さんからの相談が9割以上となっております。

また、集落へ依頼する各種事務事業の見直しにつきましては、区長からの意見などもお聞きしながら、本年度、庁内横断的に立ち上げたプロジェクトチームの中で、負担軽減について検討に入っておりますが、検討して参りたいと考えております。

次に、地域職員制度の考え方はとのご質問にお答えいたします。

地域担当職員制度については、地域づくりの事業推進のため、地域と職員がともに考え行動することを目的に福井市で現在実施されております。福井市は市内全49地区に区分されており、山間部の美山地区から沿岸部の越廼地区まで、その区域は広範囲にわたっております。中には、山間部、沿岸部などの集落において、急速に人口減少、少子高齢化が進行しているところがあると聞いております。そうした地区において、地域担当職員を配置していると伺っています。

本市と福井市では、人口や面積、地勢、集落から市役所までの距離などが大きく異なっているため、現時点では、地域担当職員制度の導入は考えておりませんが、今後のコミュニティのあり方や支援策については十分に検討して参りたいと考えております。

最後に、将来的には区にこだわらない団体への助成は考えられないのかとのご質問にお答えします。

当活動事業補助金は、区の枠を超えた活動として複数の集落が連携して実施する活動について補助対象としています。さらに、複数の集落が連携した活動については、補助限度額を1割上乘せしております。また、補助申請者は区長となりますが、子ども会や老人会、婦人会などの活動についても補助対象としています。

なお、その他の団体、NPO等の補助につきましては、例えば市民活動サポート助成金などを活用していただきたいと考えておまして、現時点ではそうした団体によっては補助対象とならないのがあると考えております。

しかしながら、今後、人口減少や少子高齢化が進む中、集落活性化やまちづくりの観点から、周辺自治体からの情報の収集や先進事例などの調査研究に努めるとともに、区の枠を超えたコミュニティのあり方、新たな支援策について検討して参りたいと考えております。

以上です。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(森 之嗣君) 3番、山口志代治君。

○3番(山口志代治君) 本当に長い答弁、ご丁寧にありがとうございました。二、三ちょっと確認したいことがございます。

まずですね、各地区の職員に集落カルテをある程度みんなに共有しているということは一步前進かなと思います。それと、この前の議会報告会でも私は感じたんですが、集落によっては大きい集落と小さい集落がいろいろあるんですね、地域によっては。それを見ますと、報告会でも言われたんですけど、今の行政は区単位で限界じゃないかなという意見もございました。ほんで、行政としては昔からずっと区単位でやっているということは理解できますけれども、これからそこも風穴をあけ

ながら、例えばあるエリアで昔の郷村単位ですね、劔岳とか坪江とか、区長会というのがございますけれども、そういうところにテーマを出しながら、あと助成していくというのも一つの方法じゃないかなと思うわけです。

それと中身の5,500万については、100%使い切るということで市は対応されるわけですね。それは当然各地区からの要請がなければだめだと思うんですが、取り残しのないようお願いしたいと思います。

それと、手引は私も見させてもらいました、補助メニューですね、それと集落の区長ハンドブックというのを配布したということですが、やはり事務提要みたいな形で出されたわけですか。一問一答で聞くのは失礼ですから、それはまとめて言います。

○議長（森 之嗣君） 山口議員、質問は質問として一度切ってくださいね。

○3番（山口志代治君） はい、わかりました。

○議長（森 之嗣君） 今のは質問ですか、それとも意見ですか。

○3番（山口志代治君） 情報公開の中での集落カルテの公表ということを私は言いましたが、これはやっぱり我々議会もそういう情報は欲しいわけがございます。いろんなことを質問するなり、地域に提案する中でもそれをいい意味で活用しながらですね、議会活動に使っていきたいと思いますので、その辺のお考えをよろしくお願いします。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（森 之嗣君） 市長、佐々木康男君。

○市長（佐々木康男君） 集落カルテの次の分析はどういうことをしてあるかということ、各校区単位ぐらいですね、小学校校区単位ぐらいの地区単位でどうなっているかという分析もしてあるんです。それを見ると、例えば人口の減り方があわら温泉、山里、金津、劔岳、どうなってるかというのがわかるんです。僕らは各集落もさることながら、その地域が抱えているのがどういうのがあるかというのもわかるようにしてありますので、そういうなのも莫大な量になっていまして、それを隠すつもりは毛頭ありませんので、議会として議員さんらがそういうことで今後の議会活動にということであれば、それは出すことはやぶさかではないと思います。

ただ、これは一般の方にばっとやると、情報公開すれば当然提供することになりますけれども、本当に各集落でいろいろ痛いところも書いてあるわけですね。すると、それをオープンにすることについては、各集落は望まないんじゃないかなという、そんなことで書いたんじゃないと。あれは自分たちの診断書で、だから正直に書いたんやというようなところがありますので、その辺をおもんばかって一般的にオープンにして、どうぞ皆さん見に来てくださいというふうにはしていない。ただ、各集落ごとのアンケートとか云々で、エリアごととかありますので、ちょっと印刷量がありますけど、まずはそういうものがあるということですね、どうしようかももう1回検討させてください。

逆にそういうことで皆さんの方でいろんな活動に活用していただいて、各集落へ

のご助言とかご支援へ参画していただく方が僕もいいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(森 之嗣君) 3番、山口志代治君。

○3番(山口志代治君) 私は個人個人のデータを欲しいというわけじゃございませんけれども、区としてのこれからのありようということを考えた場合、どうしても僕は無理じゃないかなというような部分もあると思うんですね。例えば、昔は限界集落という言葉がございましたよね。あれの説明というのは物すごくわかりやすいんですね。失礼ですけど、女性の方が20代から40代までの方が何人いるかによって、その集落の将来がわかる、こういう説得力のあるものがあるわけなんですね。そういう中で、こちらとしても本当にこれからあわら市の状態、集落の状態がどうなるか、どうしたらいいかということもいろいろ考えたいわけがございますので、そういう意味において、是非ともそういう情報はお願いしたいということでございます。

これで私の質問を終わらせてもらいます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(森 之嗣君) 市長、佐々木康男君。

○市長(佐々木康男君) ただ、ご留意願いたいのは、あれはあくまでデータベースでございまして、データだけで見るとちょっと間違ふところがございまして。小さい集落でも、その集落に引っ張ってくれるしっかりしたリーダーがいるとですね、それは小さい集落でもすごいパワーがあるんです。今回、この補助金以外にセミナーを使っているというのは、それを区長さんばかりにすると大変なので、村で将来を担うような人たちに是非参加させてくれということで、今何種類かのセミナーをやるんですけど、そういうような集落の活動もさることながら、そこに将来を担う人たちをどう育てるかというようなものも含めて集落全体を眺めないと、あのデータだけを見て、この集落はもうあかんわと、そういう誤解を招かないようにだけはしていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(森 之嗣君) 3番、山口志代治君。

○3番(山口志代治君) これで最後にしますが、集落を横断した中でのリーダー育成というのもしておかないかなんのかなと思うわけで、あえてこういうことをしつこく言うわけでございます。ほんで、今の行政は集落とか自治会だけに頼っているような面もあるので、それをもうちょっと打破するような形の流れというものもこれから必要じゃないかということでご質問させていただきました。市長の答弁は結構でございます。

これで終わります。

○議長(森 之嗣君) 暫時休憩いたします。再開は午後2時10分といたします。

(午後1時58分)

○議長（森 之嗣君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2 時 1 0 分）

◇平野時夫君

○議長（森 之嗣君） 通告順に従い、5 番、平野時夫君の一般質問を許可します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（森 之嗣君） 5 番、平野時夫君。

○5 番（平野時夫君） 通告順に従いまして、5 番、平野時夫、一般質問をさせていただきます。

最初に液体ミルクの備蓄導入について質問いたします。

液体ミルクについて簡単に説明をさせていただきます。昨年 8 月に製品の規格基準を定めた改正省令が施行され、国内での製造・販売が解禁しており、現在、国産品が店頭販売されています。粉ミルクのようにお湯で溶かす必要がなく、開封して哺乳瓶に移し変えればすぐに与えることができます。乳幼児にとって必要なビタミンやたんぱく質など、母乳に近い栄養素が含まれており、常温で約半年から 1 年間保存できます。

海外では、欧米を中心に普及が進んでおり、この液体ミルクで期待されているのは災害時の活用です。災害時はストレスや疲れで母乳が出にくくなるそうです。そして、また哺乳瓶を洗う衛生的な環境が避難先にはない場合があります。しかし、液体ミルクであれば、お湯を沸かしたり、清潔な水がなくても簡単に授乳でき、災害時に赤ちゃんの命をつなぐ貴重な栄養源となるのです。

また、平常時でも手軽に持ち運べて簡単に授乳できる特徴から、育児の手間や負担の軽減と男性の育児参加を促進するという効果が期待できます。

そこで質問いたします。

この液体ミルクを普段から使いなれてもらうための啓発事業を是非実施していただきたいのですが、当局のお考えをお聞かせください。

次に、液体ミルクを公立私立保育園などに備蓄する考えはございませんか。

そして、災害時の備えとして、防災倉庫や特定避難所にも国産の乳児用液体ミルクと使い捨て哺乳瓶の備蓄をしておく必要があると考えますが、いかがでしょうか。ともあれ、乳幼児健診や市民参加型のイベントなどで希望者に飲み方の説明や試飲を行い、災害時に液体ミルクを使用することへの抵抗や不安解消につなげることが重要です。乳児のいる各家庭でもいざというときに備え、備蓄してもらえるようにしていただきたいと考えます。

それから、食品ロスを防ぐために賞味期限が近づいたミルクは、保育園での日常の保育などで使った分を補充していく「ローリングストック」と言われる手法を活用していくことが大事ではないかと考えます。今ほど述べた家庭備蓄の周知やローリングストックについては、どのような見解をお持ちか伺います。

平時における備えがいかに重要であるかは誰もが認識していることではありますが、「備えあれば」や「喉元過ぎれば」云々などの教訓・戒めを決して侮ってはなりま

せん。私は、あわら市でも液体ミルクを災害用備蓄として積極的な活用を一日でも早く進めるべきであると考えますが、市長、いかがでしょうか。

1 回目の質問を終わります。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(森 之嗣君) 総務部長、笹井和弥君。

○総務部長(笹井和弥君) まず、液体ミルクを普段から使いなれてもらうための啓発事業を是非実施してほしいとのご質問にお答えいたします。

液体ミルクは、調乳の手間がなく温めが不要であり、そのまま子どもに飲ませることができます。また、栄養成分については、調乳後の粉ミルクと変わらず、滅菌されており、常温での保存が可能です。

液体ミルクは、国内で今年1月末に大手メーカー2社が製造承認を得て、3月に販売を開始したところであり、災害時の備蓄に適していると期待され、欧米では既に普及がされております。

近隣のドラッグストアでは、4月ごろから店頭に出始めたと聞いております。商品は、紙パックとスチール缶がございまして、紙パックは125ミリリットル、賞味期限は6カ月、スチール缶は240ミリリットルで、賞味期限は粉ミルクと同じ1年間でございます。価格は、どちらも定価で215円前後でございまして、同量の携帯用の粉ミルクと比較いたしますと3割程度割高となっております。まだ流通し始めたばかりであり、コスト的には割高ですが、そのまま飲める手軽さがあることから、育児負担の軽減や災害備品の一つとしてこれから普及していくものと考えております。

市では、本年、子育て支援センターで行われる育児教室において、防災士による防災講座を予定しております。乳幼児における母乳、粉ミルク、液体ミルクなどの選択は、保護者の判断によるものでございますが、育児教室や防災講座などの機会を通じて液体ミルクに関する情報も提供し、災害時における家庭での備えについて参加者同士で考え、共有していただきたいと考えております。

先日、私もスチール缶の液体ミルクを購入しまして、牛乳と粉ミルクと飲み比べを行いました。栄養成分は粉ミルクと同じでございますけれども、これはあくまでも私感ではございますけれども、粉ミルクに比べて液体ミルクの方が多少飲みにくいかなという具合に感じたところでございます。

次に、液体ミルクを公立こども園等に備蓄する考えはありませんかとのご質問にお答えします。

公立こども園においては、避難所として子どもたちが帰宅困難となった場合の災害時非常食として、ペットボトルの水をはじめ、長期保存が可能な米、菓子類など最低3日分の備蓄をしております。粉ミルクが必要な子どもが通園している場合は、保護者が希望するメーカーの粉ミルクを用意しており、災害があった場合でも、使用中のもので十分対応できる予定でございます。万が一、電気・ガスが使用できない場合においては、卓上のカセット式のガスコンロを使用して、お湯を沸かすこと

で対応する予定でございます。これらの備蓄状況については、私立こども園についても、同じ状況であります。

また、大規模な地震災害等が発生した場合には、市内のこども園が避難所としての役割を果たすことも重要でございます。そのためには、利用者の分だけではなく、避難者分も含めて必要な備蓄物資の点検・見直し等を随時進めていくことが必要です。その際には、衛生面や簡易性も考慮して液体ミルクや瓶の離乳食の副食などの採用も検討していきたいと思っております。

次に、防災倉庫等への液体ミルクと使い捨て哺乳瓶の備蓄についてのご質問にお答えいたします。

現状では、ミルクの備蓄は防災倉庫ではしてございません。理由といたしましては、液体ミルクや粉ミルクについては、賞味期限が1年程度と災害時の備蓄としては非常に期限が短いこと、またミルクについては保護者や乳児により商品の好みが多様であるということなどによります。

甚大な災害発生時においては、液体ミルクや粉ミルクに関して、他の食料品や生活物資と同様に、災害時応援協定を締結する県内外の自治体や民間の物資供給支援事業者から調達する方が現実的であると考えております。

民間事業者との協定については、福井県生活協同組合と「災害時における生活物資の供給協力等に関する協定」を締結しているほか、現在、全国的な大手スーパー事業者と協定締結を今現在進めているところでございます。

このように、災害時における液体ミルクをはじめ、食料品、生活物資の確保につきましては、自助・共助による地域での取り組みのほか、他の自治体、民間事業者からの支援など、多方面からの安定的な供給体制を構築していくことが重要と考えてございます。

ただし、全国的には今年度に入りまして一部の自治体において、災害時の非常食として液体ミルクの備蓄を始めたとも聞いてございます。

液体ミルクの備蓄に関しては、引き続きその有効性に関する情報収集に努めるとともに、県や県内市町の動向も注視しながら柔軟な運用ができるよう検討していきたいと考えております。

次に、家庭備蓄の周知やローリングストックについて、どのような見解かとのご質問にお答えします。

乳児用のミルクに限らず、国は消費期限・賞味期限のある水、食料などについて、各家庭において最低3日分、可能であれば1週間程度、備蓄するように呼びかけております。

また、議員ご指摘のように、消費期限・賞味期限があるものについては、その期限まで使用して新しいものを買いかえるという、いわゆるローリングストックが有効であると推奨してございます。そのため市といたしましても、防災出前講座等において、直接、市民の皆様へ「ローリングストック方式」の有効性を説明しております。今後は、防災ガイドブックやホームページなど、あらゆる媒体を通じて、そ

の考えが市民の皆様に浸透するよう努めて参ります。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(森 之嗣君) 5番、平野時夫君。

○5番(平野時夫君) 再質問をさせていただきます。

防災講座を予定しているということですがけれども、その際には是非、液体ミルクの現物を用意していただいて、試飲の体験をしていただきたいな思ってるんですけども、どうでしょうか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(森 之嗣君) 総務部長、笹井和弥君。

○総務部長(笹井和弥君) そのような形で対応いたしたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(森 之嗣君) 5番、平野時夫君。

○5番(平野時夫君) ありがとうございます。

離乳食用副食の採用も検討したいという答弁がございましたけれども、私は離乳食は見えないんですけども、どのようなものか大体想像はつくんですけども、調べられておりますかね。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(森 之嗣君) 総務部長、笹井和弥君。

○総務部長(笹井和弥君) 瓶に入ったですね、ちょっと賞味期限まではあれなんですけど、副食みたいな、ちょっととろみのあるような食べやすい離乳食が売ってございますので、そちらを備蓄するというようなことを考えています。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(森 之嗣君) 5番、平野時夫君。

○5番(平野時夫君) 大変有意義な対策だと思いますので、是非よろしく願います。

それから、災害時応援協定を結んでいるところ、そして先ほど答弁の中に大手スーパーとの協定も今進めているという答弁がございましたけれども、それ以外に具体的にどこと協定を結んでおられるか、ちょっと教えてください。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(森 之嗣君) 総務部長、笹井和弥君。

○総務部長(笹井和弥君) 災害時の応援協定の状況でございますけれども、まず自治体間の協定でございますが、10自治体と協定を結んでございます。あとはですね、いろんな形での応援協力がございますけれども、物資提供、先ほど申しましたけれども、県民生協をはじめ、これも民間の3社と応援協定を結んでおります。あと、各電気保安協会とか、それから木材組合とかの応急復旧ですね、そういった契約も10社と結んでございます。あと、福祉避難所の協定も市内の福祉施設と6事業所と結んでございます。

先ほど私が申しあげました締結予定、こちらの方も会社で申しあげますと、全国

的なイオンリテール株式会社との協定を今進めているところでございます。このイオンリテールにつきましては、東京都が液体ミルクの調達の契約も結んでいるということでございますので、うちがイオンリテールと契約すればそういったものの供給も受けられるものと考えてございます。

以上です。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(森 之嗣君) 5番、平野時夫君。

○5番(平野時夫君) いつ何どき甚大な災害が発生するかわかりません。南海トラフが30年以内に起きると想定されている状況のところと、この日本海側の我々のところはどのような災害がいつ発生するか想像もつきません。でも、最悪の事態を想定して、ある程度の準備というものは生命を守るという観点から最低限必要だと思います。この液体ミルクに関しても、実際に幼い命を守るという観点から物流が全面的にストップしてしまうと、最悪の事態を想定してのことも考えて備蓄の方を是非早く進めていただきたいなと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(森 之嗣君) 総務部長、笹井和弥君。

○総務部長(笹井和弥君) 先ほど全国的にですね、液体ミルクの備蓄をしているところが4市町でございます。それも議員のおっしゃるように、太平洋側の市町でございまして、今、私はさっき自分で飲んだということで、買って来たんですけども、ある一部のドラッグストアに缶だけが売っていて、先ほどの紙パックは売ってございません。多分、まだ流通していないものでございますので、先ほど家庭の方でも進めるといっていましたが、一般の店頭には今のところ並んでいないということなので、そこも見ながらですね、備蓄の方ももちろん先ほどお答えしましたけれども、各市町の県内の状況も見ながら検討して参りたいと思っております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(森 之嗣君) 5番、平野時夫君。

○5番(平野時夫君) ローリングストックを実施していくという中で、今現在ペットボトルの水とかアルファ米、お菓子等を備えていると思うんですけども、そういったものの在庫を無駄なく食品ロスのない形で、賞味期限前にどのように具体的に処理というか消費しているか伺います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(森 之嗣君) 総務部長、笹井和弥君。

○総務部長(笹井和弥君) 市では現在ですね、保存水2リットルのものを2,800本備蓄してございます。あと、アルファ米の方は約5,200食、これにつきましては、各地区で自主防災組織が防災訓練をするときに期限が近づいたものの水とアルファ米、こちらの方を使っております。支給してございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(森 之嗣君) 5番、平野時夫君。

○5番（平野時夫君） 一切無駄なく消費しているということですね。ありがとうございます。

この液体ミルクの備蓄に関して、災害に備えるという形を一日も早く導入していただきたいと思っておりますので、最後に市長、一言、よろしく願います。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（森 之嗣君） 市長、佐々木康男君。

○市長（佐々木康男君） 市の幹部職員も3種類飲み比べました。なかなかおいしかったという感じはございますけども、今ありましたように、ちょっと備蓄状況とかですね、そういうことを加味しながら徐々に導入すべきものは導入したいと考えています。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（森 之嗣君） 5番、平野時夫君。

○5番（平野時夫君） よろしく願います。

それじゃ、2問目の質問に移りたいと思います。

障がい児放課後等デイサービス事業について質問させていただきます。

放課後等デイサービスとは、障害のある子どもさんや発達に特性のある子どもさんたちのための福祉サービスのことですが、6歳から18歳までの子どもさんが通うことができます。児童発達支援管理責任者が作成する個別支援計画に基づいて、自立支援と日常生活の充実のための活動を行います。

2012年にこの制度がスタートした時の利用者数は、5万1,678人から2016年7月には何と13万9,718人にもなっており、現在まで利用者の数は急速に増えています。したがって、障がい児の放課後等デイサービス事業は多くの方が待ち望んでいた福祉サービスであります。

サービスの利用が急激に伸びている理由についてであります。放課後子どもクラブと違って、「生活能力の向上」と「社会との交流促進」のサービスがあるので、特別支援学校に限らず普通学校に通う児童でも、保護者は児童の将来を考えて、放課後等デイサービスの利用を望むことが多くなってきているのです。保護者の必要性に応じるために、株式会社などの民間事業者が参入したことで、放課後等デイサービスの数が増えて、障害のある子どもたちの放課後の居場所が増えました。

しかし、療育内容やプログラムの質に差があるため、療育的なかわりをせずに、単なるお預かりになっている放課後等デイサービスもあることが問題視されており、現在は、厚生労働省が放課後等デイサービスのガイドラインを出すなど療育の質の向上に向けた取り組みが進んでいます。

ところで、現在あわら市には放課後子どもクラブは整っていますが、県内9市5町で放課後等デイサービス事業所は71ありますが、あわら病院重症心身障がい児・障がい者在宅支援事業所「あおば」を除くと、あわら市だけが1カ所もありません。したがって、本市の障がい児は、お隣の坂井市の事業所に通所せざるを得ない状況であります。現在、本市から20人から25人がお世話になっておりますが、

定員オーバーだそうです。市長はこの現状をどのように認識しておられるのでしょうか、そしてこの問題に対し、今後どのように取り組んでいかれるのか伺います。

ところで、坂井市にあるNPO法人放課後等デイサービス事業所が、幸いなことに、あわら市内の休校地での事業実施を検討していただいております。また、同じ事業所から市内の空き家などを活用してサービス提供の実施も検討してくれているそうであります。私もこのことを知り「渡りに船だ」と大変ありがたいと感じております。この事業は休校利活用、空き家対策、そして社会福祉分野に大きく寄与するものであり、またとないチャンスではないでしょうか。あわら市として全面的に後押しするべきと考えますが、いかがでしょうか。

さて、2018年から3カ年間の第1期あわら市障害児福祉計画の中に、障がい児支援見込み量として、放課後等デイサービスについては「就学中の障害児が、授業の終了後又は休業日に児童発達支援センター等に通って、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行います」と書かれてあります。現在の通所が障がい児本人と保護者の大きな負担になっており、双方ともあわら市内に事業所のあることを希望し、放課後子どもクラブ関係者も同様に放課後等デイサービスの実施を強く望んでいます。優先すべき行政課題であることは間違いなく、私からもこの事業の実施を強く要請するものです。障がい児・障がい者に優しいまちづくり、誰もがときめくまちづくりの実現に向け、一日も早くあわら市内で放課後等デイサービスの提供ができるよう関係機関は努力すべきであると考えます。市長にお伺いします、いかがでしょうか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（森 之嗣君） 健康福祉部長、藤井正浩君。

○健康福祉部長（藤井正浩君） まず、1点目のあわら市内に放課後等デイサービス事業所がなく、坂井市の事業所に通所している現状をどのように考えるかとのご質問にお答えいたします。

あわら市では、障がい者が暮らしやすい環境を整備するため、坂井地区全体を圏域と考え、坂井市とともに障害福祉サービスの普及・充実を図っております。

放課後等デイサービス事業所につきましては、これまで坂井地区内に7カ所整備されており、あわら市内には、あわら病院内に重度心身障がい児を対象とした在宅支援事業所「あおば」が設置されております。このような医療的ケアを必要とする重度心身障がい児を対象とした事業所は、坂井地区内では「あおば」のみであり、夏休みなどの長期休暇中には坂井地区のみならず、福井市からも受け入れを行っております。残りの6カ所の事業所は坂井市にあり、主に軽度及び重複した障害を持つ児童・生徒を受け入れております。

現在、放課後等デイサービス事業の給付を受けて通所しているあわら市の児童・生徒は31人で、28人が坂井市の事業所を、3人が福井市の事業所を利用しており、その数はここ数年、大幅に増加しております。これは、将来スムーズに社会生活を送るための専門的な療育が受けられる放課後等デイサービス事業所へ通所させ

ることを希望する保護者が増えているからと考えられます。

今後とも利用希望者が増えることが見込まれることから、市内にも放課後等デイサービス事業所が設置されることが望ましいと考えております。

次に、2点目の坂井市の事業所から本市内でのサービス提供の申し出に対し、全力で支援すべきではないかのご質問にお答えいたします。

坂井市において、既に放課後等デイサービス事業を行っている事業所から、本年1月に休校中の新郷小学校を利用してサービスを実施したいという申し出を受けております。現在、この事業所には、あわら市から13人が通所していますが、施設のスペースの問題から、これ以上の受け入れは困難であるため、あわら市で事業所を開設し、あわら市や坂井市三国地区の児童・生徒を受け入れたいとのことであり、このため、現在、事業者との間で早期の事業所開設に向けて、協議を行っているところでございます。

3点目の一日も早く本事業が提供できるよう関係機関は努力すべきのご質問にお答えいたします。

事業者は、利用が増える夏休み前に開設したいとのことであり、しかしながら、新郷小学校の校舎はトイレなどの修繕が必要な箇所があることや保安全管理上の区域設定が必要なことから、現在、教育委員会との間で改修に向けた協議を行い、事業者の希望に添うよう進めて参りたいと考えております。

また、ほかの事業者からも市内での事業所開設を検討しているというお話も伺っておりますので、具体的な計画が示された場合は、できる限りの支援を行っていきたくと考えております。

今後も、市内の障害を持つ子どもたちのため、利用しやすい施設の整備を積極的に支援して参りたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(森 之嗣君) 5番、平野時夫君。

○5番(平野時夫君) 再質問いたします。

今現在、利用している障がい者の子どもさんたちもそれぞれ差があると思うんですけれども、所得水準によって利用料が変わってくると思うんです。わかる範囲で結構です、利用料は月に幾らになっていますか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(森 之嗣君) 健康福祉部長、藤井正浩君。

○健康福祉部長(藤井正浩君) ご指摘のように、所得に応じて3段階ございます。無料の場合、所得が極めて低い場合、あるいは生活保護の場合、月4,600円の場合、それから3万7,200円の場合、先ほど私が31人通っていると申し上げましたけれども、それぞれ無料の方が3人、4,600円の方が26人、それから3万7,200円の方がお二人ということで、大部分の方が真ん中の月額4,600円の個人負担となっております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

- 議長(森 之嗣君) 5番、平野時夫君。
- 5番(平野時夫君) 新たに、あわらにおいて事業の開設の準備を行っているという答弁でありましたけれども、受け入れ規模はどのぐらいの規模でしょうか、定員です。

(「議長」と呼ぶ者あり)

- 議長(森 之嗣君) 健康福祉部長、藤井正浩君。
- 健康福祉部長(藤井正浩君) 先ほどの事業者が新郷小学校を借りてやりたいという希望の規模でございますけれども、幼稚園部分の二部屋と事務所をお借りしたいと。定員については10人を考えているということでございます。
それから、ご質問の中でございましたけれども、同じ事業者が将来的には金津地区におきましても、同じような規模の事業所を開設したいというご希望も伺ってございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

- 議長(森 之嗣君) 5番、平野時夫君。
- 5番(平野時夫君) 非常にありがたい話だと思っております。あとは事業所がそれぞれ開設する際に資格を必要とする職員とかになってくるかと思うんですけれども、できれば地元雇用を是非お願いというか、推奨していただきたいと思っております。いかがでしょうか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

- 議長(森 之嗣君) 健康福祉部長、藤井正浩君。
- 健康福祉部長(藤井正浩君) ご提案の趣旨はよくわかります。是非そうすべきだと私も思っておりますので、今後の事業所との協議の中で、是非その点につきましても地元の方を採用していただきたいということを伝えて参ります。

(「議長」と呼ぶ者あり)

- 議長(森 之嗣君) 5番、平野時夫君。
- 5番(平野時夫君) 以上で一般質問を終わらせていただきます。

◎延会の宣言

- 議長(森 之嗣君) お諮りします。
本日の会議はここまでとし、あすに延会したいと思います。
これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(森 之嗣君) 異議なしと認めます。
したがって、本日はこれで延会することに決定いたしました。
なお、あす6月19日は午前9時30分から会議を再開します。
- 議長(森 之嗣君) 本日はこれをもって延会します。ご苦労さまでした。

(午後2時48分)

地方自治法第123条の規定により署名する

令和元年 月 日

議 長

署名議員

署名議員

第97回あわら市議会定例会議事日程

第 3 日

令和元年6月19日(水)

午前9時30分開議

1.開議の宣告

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

(散 会)

出席議員（16名）

1番	堀田 あけみ	2番	室谷 陽一郎
3番	山口 志代治	4番	仁佐 一三
5番	平野 時夫	6番	毛利 純雄
7番	吉田 太一	9番	杉本 隆洋
10番	山田 重喜	11番	三上 薫
12番	八木 秀雄	13番	笹原 幸信
14番	山川 知一郎	15番	北島 登
16番	向山 信博	18番	卯目 ひろみ

欠席議員（1名）

8番 森 之嗣

地方自治法第121条により出席した者

市長	佐々木 康男	副市長	城戸橋 政雄
教育長	大代 紀夫	総務部長	笹井 和弥
市民生活部長	糠見 敏弘	健康福祉部長	藤井 正浩
経済産業部長	後藤 重樹	土木部長	小嶋 範久
教育部長	西川 佳男	会計管理者	青池 憲恭
経済産業部理事	伊藤 隆信	土木部理事	伊藤 裕一
土木部理事	永井 宏昌	芦原温泉上水道財産区管理者	高橋 啓一

事務局職員出席者

事務局長	島田 俊哉	事務局長補佐	早見 孝枝
主査	坂井 真生		

◎開議の宣告

- 副議長（山田重喜君） これより、本日の会議を開きます。
- 副議長（山田重喜君） 議長が不在でございますので、私、副議長が議長の職を務めさせていただきます。
- 副議長（山田重喜君） 本日の出席議員数は、16名であります。
森 之嗣君は欠席の届けが出ております。
よって、会議の定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
- 副議長（山田重喜君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。
(午前9時30分)
-

◎会議録署名議員の指名

- 副議長（山田重喜君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、5番、平野時夫君、6番、毛利純雄君の両名を指名いたします。
-

◎一般質問

- 副議長（山田重喜君） 日程第2、これより一般質問を行います。
◇室谷陽一郎君
- 副議長（山田重喜君） 一般質問は通告順に従い、2番、室谷陽一郎君の一般質問を許可いたします。
- (「議長」と呼ぶ者あり)
- 副議長（山田重喜君） 2番、室谷陽一郎君。
- 2番（室谷陽一郎君） 皆様、おはようございます。通告順に従いまして、2番、室谷、一般質問を行います。

昨年12月と今年3月の定例議会一般質問にて「JR芦原温泉駅周辺整備計画について」、特に「駅西口立体駐車場についての必要性や効果」を質問いたしました。今回は、「改訂あわら市都市計画マスタープラン」「芦原温泉駅周辺整備基本計画書」をもとに、まちづくりについて市長のお考えをお聞かせください。

福井県の特に嶺北の観光の玄関口となる利便性の高さはもちろんのこと、多くの方々が集い楽しくにぎわう、あわら市のまちづくりについてお考えをお聞かせください。

特に、交流拠点エリアすなわち西口駐車場・西口駅前広場から先の「商店街エリア」「竹田川河川敷を含めたうるおいエリア」を今後どのように活性化するか、その考え、構想及び今後どのような事業を起こしていくかを質問いたします。

具体的に、一つ、駅前商店街エリアについて。駅前商店街の空き店舗や空き家のリノベーションをどうするか。

一つ、さらに「芦原温泉駅周辺整備基本計画書」に記述された、まちなかの回遊

促進、活性化を今後どのように進めるか。

一つ、駅前だけでなく竹田川河川敷を含めたうるおいエリアについて、今後どのように取り組むか。

以上の質問について答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○副議長(山田重喜君) 経済産業部長、後藤重樹君。

○経済産業部長(後藤重樹君) 皆さん、おはようございます。駅前商店街の空き店舗や空き家のリノベーションをどうするかについてのご質問にお答えいたします。

これまで空き家や空き店舗の活用を図る取り組みといたしましては、チャレンジショップとして店舗の改装費や賃借料の一部を助成する「空き店舗チャレンジショップ支援事業」を行っております。平成28年度には、店舗改装費を助成する事業を生かし、鬼瓦工房が出店しております。また、景観に配慮した外装改修を行った飲食店に対しても、県のふるさと創造プロジェクト事業補助金を活用した支援を行っております。

芦原温泉駅前の商店街には、空き家・空き店舗が現在5件程度ございます。このエリアの商店のほとんどが店舗兼住宅であるという特徴があることから、新規創業者が空き店舗へ出店しにくいというのが、現状の課題でございます。このため本年度、JR芦原温泉駅前や芦原温泉街の商業エリアを対象区域として「空き店舗・空き家改修事業補助金」を創設いたしました。この補助金は、借り手がつかない空き店舗や空き家等を活用しやすくするため、改修費の一部を補助するものです。

市といたしましては、魅力ある商業エリアの形成を推進するため、商工会とも連携しながら、空き店舗や空き家等への出店を促進する創業支援や事業承継の施策などについて検討し、支援して参りたいと考えております。

次に、まちなかの回遊の促進や活性化を今後どのように進めるかについてお答えします。

駅前商店街及びその周辺につきましては、平成25年に図書館・郷土歴史資料館・市民文化研修センターを併設した複合施設「金津本陣IKOSSA」を、平成27年には新富区及び天王区の本陣飾り物常設展示場を整備いたしました。そのほか、まちなかの回遊性を高めるため、金津地蔵の物語性のあるモニュメントの設置に加え、各施設やスポットへの誘導案内サインを整備するなど、まち歩きに向けた各種取り組みを進めてきております。

なお、県道芦原温泉停車場線につきましては、電線の地中化と歩道の拡幅を本年度から進めることになっており、より歩きやすい環境を整備するとともに、先ほどご説明いたしました空き店舗・空き家改修事業を活用しながら、更なるにぎわいの創出に努めて参りたいと考えております。

一方、ソフト的な取り組みといたしましては、景観まちづくり協議会が中心となり、花と緑の景観形成づくりとして、植樹ますやコンテナに花を植えつける活動を行うなど、駅前通りの景観を演出しております。

また、漫画「ちはやふる」とかるたを活用した「まち歩きガイドブック」や、あわら市観光協会の旅行商品で、観光客に人気のある「ランチ・スイーツめぐりクーポン」により、まち歩きを促進する取り組みを実施しております。

さらに、この春には、金津市街地を案内する市民観光ガイド団体の「金津まちなかガイド」が設立されるなど、市民による駅前活性化に向けた新たな活動も始まっています。

こうした中、今後関係機関が協力しながら、さまざまな事業を実施することにより、駅前商店街エリアの回遊性を高めて参りたいと考えております。

なお、竹田川河川敷を含めたうるおいエリアに関するご質問につきましては、土木部理事がお答えいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○副議長(山田重喜君) 土木部理事、永井宏昌君。

○土木部理事(永井宏昌君) 私からは、竹田川河川敷を含めましたうるおいエリアにつきまして、今後どのように取り組むかについてお答えいたします。

この3月議会での室谷議員のご質問にもお答えいたしましたが、芦原温泉駅周辺整備に関しましては、令和4年度末の新幹線開業までには西口駅前広場、西口交通広場など、交流拠点エリアを優先に重点的に整備することにしております。

お尋ねいただきました、うるおいエリアにつきましては、芦原温泉駅周辺整備基本計画では竹田川の自然を生かした憩いの空間として、ゆったりとした時間を過ごせる場所として位置づけておりますが、今ほど申し上げました理由によりまして、現時点では具体的な整備計画はございません。

したがって、このエリアに関しましては、開業後の経済効果や芦原温泉駅周辺整備の効果を評価した上で、具体的な整備や活用内容を検討していきたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○副議長(山田重喜君) 2番、室谷陽一郎君。

○2番(室谷陽一郎君) 答弁、ありがとうございます。

市街地活性化の最も重要となる一つが私は空き家・空き店舗の解消と活用、それによる住まいとにぎわいの創出であると考えております。この件はいろいろな書籍や文献でも言われているとおりでと思います。私もあわら市の駅前商店街エリアにおいては、この件の対策が最も重要であると思っております。

さて、駅前商店街エリアの空き店舗、空き家のリノベーション対策として、幾つかの事業を述べていただきましたけども、その成果なるものを再度お聞きいたします。

まず一つ目、店舗貸借料の一部を助成する空き店舗チャレンジショップ支援事業は、何年間行われた支援事業でしょうか。また、この事業によって駅前商店街エリアでの空き店舗解消は何店舗ほどあったか、その実績を教えてください。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○副議長（山田重喜君） 経済産業部長、後藤重樹君。

○経済産業部長（後藤重樹君） 今ほどお尋ねの空き店舗チャレンジショップ事業でございますが、平成20年度から24年度までの間、JR芦原温泉駅前と芦原温泉街の空き店舗対策として店舗改装費、それから店舗賃借料の一部を助成する事業として行われております。あわら市商工会への委託事業で行った事業でございますが、現在は行っていないものでございます。

この間、計6店舗がチャレンジショップとしてオープンいたしましたけれども、現在も継続して営業してございますのは、平成24年度に支援いたしましたJR芦原温泉駅前の雑貨屋さん1店舗、それから芦原温泉街におきましては、飲食店の1店舗の計2店舗が継続して営業しているというような状況でございます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○副議長（山田重喜君） 2番、室谷陽一郎君。

○2番（室谷陽一郎君） ありがとうございます。

次に、ふるさと創造プロジェクト事業補助金を活用した実例として、先ほど鬼瓦工房の出店、それから景観に配慮した外装改修した飲食店等を述べていただきましたが、これ以外に活用した事例はございますでしょうか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○副議長（山田重喜君） 経済産業部長、後藤重樹君。

○経済産業部長（後藤重樹君） 鬼瓦工房の方は県のふるさと創造プロジェクト事業ではございませんで、これも商工会への委託事業、市街地にぎわい創出事業という事業がございます。これの中の一つの事業として、既存店舗改装費支援という形で行ったものでございます。店舗の改装費の一部として30万円を上限として助成している事業ということで、これは平成28年度から30年度まで、当初28年度については上限が5万円の事業と30万円の事業という形で二つ、広くということでやっていたものでございます。これにつきましてはあわら市全体になります。全体では、5万円の助成が15店舗、30万円の助成が2店舗と。29年度は30万円の助成が5店舗、30年度も同様に30万円の上限の助成が5店舗ということになってございますが、駅前の中で活用されたものにつきましては、この鬼瓦工房1店舗だけかというふうに思っております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○副議長（山田重喜君） 経済産業部長、後藤重樹君。

○経済産業部長（後藤重樹君） 済みません、県のふるさと創造プロジェクト事業を活用しました、先ほど申し上げました飲食店でございますが、こちらについては上限180万円ということで、この1店舗のみの助成となっております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○副議長（山田重喜君） 2番、室谷陽一郎君。

○2番（室谷陽一郎君） ちなみにですけれども、当初予算にも載っていましたが、スモール・ビジネス支援事業がありますが、この事業を活用した、特に駅前商店街の空き

店舗が解消された事例はございますでしょうか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○副議長(山田重喜君) 経済産業部長、後藤重樹君。

○経済産業部長(後藤重樹君) このスモール・ビジネス支援事業につきましては、市内全域どこでも対象ということでの創業支援ということになってございますけれども、これは27年度から実施している事業でございます。昨年度までに14人の方が創業しておりますけれども、残念ながら今までJR芦原温泉駅前での事業を活用して創業したところについてはございません。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○副議長(山田重喜君) 2番、室谷陽一郎君。

○2番(室谷陽一郎君) 最後になりますが、今年の当初予算にありました空き店舗・空き家改修事業補助金ですね、今現在、商店街エリアには空き家・空き店舗が5件ほどあるとのことですが、この新規の事業に関しての見通し、現時点のところ、わかる範囲で教えてください。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○副議長(山田重喜君) 経済産業部長、後藤重樹君。

○経済産業部長(後藤重樹君) 当初予算で計上させていただきました商店街の空き店舗・空き家改修事業補助金につきましては、先ほど答弁の中でも申し上げましたように、5件あるほとんどが店舗兼住宅であって、住宅ということで人が住んでいるために新規事業者が借りることがなかなか難しいような問題点がございます。借りることができたとしても、トイレですとか出入り口など、これを店舗部分と住宅部分に分離するような必要がございますので、なかなか難しいというような現状もございますし、工事費がかさむというような問題点もございます。

この課題を解決して、魅力ある商業エリアを形成するために設けた制度でございますけれども、今現在、見通しということで、JR芦原温泉駅前におきましては個人、1人ではないと思いますが、何人かが一緒になって、1店舗、今交渉しているというような話はお聞きしております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○副議長(山田重喜君) 2番、室谷陽一郎君。

○2番(室谷陽一郎君) どうもありがとうございました。今お聞きしたところ、いろいろな補助金、支援事業等でいろんなことに取り組みされたというのはよくわかったんですが、空き家・空き店舗解消、活用、なかなか難しい、進まない、進みにくいということがうかがえると思います。実績としては、平成28年でしょうか、店舗改装費を助成する事業を生かした鬼瓦工房出店、景観を配慮した外装改修を行った1店舗のみで、あれから3年たとうとしていますが、市民目線で見ますと進展しているようになかなか見えません。そういった意味で、空き店舗・空き家改修事業補助金等の新規事業の取り組みは評価するところでございます。

しかしながら、補助金をどう生かし、新たな店舗をどう出店させていくのかとい

うのは、今までの考え方ではやはり難しいのではないかなと自分は思っている次第でございます。出店も単発的で、ほとんどの市民の目からは駅前商店街計画マスタープランでいうところのシンボル道路は、年々疲弊していくように見えます。また、私も駅におり立ち、駅前商店街エリアを歩くと以前のようなにぎわいはなく、年々寂しくなっていくような感を持ちます。

あわら市が作成した都市計画マスタープランには、まちづくりの基本戦略として三つうたっています。「玄関口にふさわしい新たな機能を導入する」「水と緑あふれる空間をつくる」「空閑地を生かした人が集まるまちづくり」となっています。特に「水と緑あふれる空間をつくる」においては、「駅前広場を中心に、駅舎、シンボル道路が一带となった緑あふれる美しい景観づくりの推進、街路樹や空地の緑化、竹田川、宮谷川を生かした水と緑あふれる空間の創出」と記述されております。

しかしながら、空き店舗解消の制度は幾つかトライし設けられましたが、この基本戦略に立ったまちづくりの誘導がないように私は思います。単に制度を設け、募集をかけるだけでは今までと変わらないと思います。制度をつくっただけにとどまらず、積極的に声をかけ、働きかけ、この基本戦略に立った出店を促す必要があると考えますが、いかがでしょうか。お答え願います。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○副議長（山田重喜君） 副市長、城戸橋政雄君。

○副市長（城戸橋政雄君） 今ほどは制度をつくっただけではなかなか効果が出ないということをおっしゃっていただきました。まさにそのとおりでございます。それではなぜ制度をつくるかということでございますが、その目的は北陸新幹線の県内延伸を見据えて制度をつくっているものでございます。これがですね、じゃあ、1年、2年で効果があらわれるかということ、そういうことではなくて数年前から4年前、5年前から準備を行った上で効果があらわれるものと考えております。したがって、今確かに議員ご指摘のように、駅前商店街がだんだんさみしくなっているという状況は我々も認識しております。

一つ考えられますのは、先ほど永井理事の答弁にもありましたが、新幹線開業に向けて駅前整備をまずは重点的に行う、その先の経済効果などを見ながらその先を考えるというような答弁をさせていただきました。今現在、例えば出店をしようという方は、果たして今のこのままであそこに人が集まる空間になるのかどうなのかということについては、まだ疑心暗鬼な部分もあろうかと思えます。

しがたいまして、我々市の行政が今行うべきところは、これからあの駅前がどのように変わっていくのか、どのように人が集まるエリアになるのか、これを発信していくことがまず重要だと考えております。その上で、その効果を見きわめながら出店につなげていくという意欲が湧いてくるものと考えておりますので、まずは駅前の整備、これを着実に進めるとともに、このような駅になるということ積極的に広くアピールしていき、出店意欲につなげ、最終的にはにぎわいのある商店街につなげていくと、こういう構想をこれから4年間の間にどんどん進めていくべきと

考えているところでございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○副議長(山田重喜君) 2番、室谷陽一郎君。

○2番(室谷陽一郎君) おっしゃるところというのは、同意するところが多々あります。多分、出店を考えている方も疑心暗鬼、どうなっていくんだろうか、そしてこのまちがどこまで効果があり、にぎわいを創出できるんだろうかという不安感、こういったものがあるので、なかなか踏み切れない状況ではないかなと私も感じます。ですから、その部分であわら市の駅前広場のにぎわいを戻すためには、あわら市がこのような取り組みをします、絶対とは言えないですが、にぎわいを取り戻すんだと、こういった意気込みを見せることが一番大事なかなと私は思っています。どちらが先という問題は以前の一般質問でもありましたが、そういうことをしなければいつまでたっても出店というのは、こんなペースでしか進んでいけないんじゃないかなとっております。

今の副市長の答弁でちょっと横道にそれたんですが、こういった出店は単発的な状態ですよ。店というのは何店舗か集まることによって集客ができ、にぎわいが生まれると思います。駅前商店エリアに店舗を集中させるぐらいの計画が必要だと。もちろん先ほどのスケジュールからいうと、駅前広場ということをおっしゃっていましたが、今のところ示されているのは駅前の賑わいホールとかそういうことと駐車場になってくるので、そこから先のところを示す必要があると思うんです。

質問に戻りまして、駅前商店エリアに店舗を集中させるぐらいの計画が必要だと私は考えるんですが、ご意見ください。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○副議長(山田重喜君) 市長、佐々木康男君。

○市長(佐々木康男君) いろいろご意見ありがとうございます。今お話ししましたが、やはり駅前をどうしていくかということが大事ですね。その中で、今までも市の方で都市計画マスタープランであるとか駅前周辺整備基本計画でいろいろお示ししてきています。ただ、いろいろな財政的な制限がある中で一気に進められないというのは現状でありますので、まずは駅前周辺ということでございます。

これまでも、先ほどの答弁にもありましたが、ハードだけじゃなくてですね、景観まちづくり協議会で駅前周辺の景観をやっていくというのも、にぎわい創出の一環でございまして、各地区の方々が出ていただいて一生懸命整備していると。私も去年、一緒に参加させてもらいましたが、そういうこともやっていたりとか、あと先ほどありましたように、「ちはやふる」の関係ですけれども、まち歩きガイドブックで回遊性を高めるとか、一番今うれしいのは、まちなかを回遊させるためのまちなかのガイド関係のまちなかガイドが研修を始めてつくられるということで、そういう動きがある。それはやはりまちなかの新たな整備についての期待を込めての動きだと思います。

それで、確かにですね、実際に商店街の商店の人、私なんかもしかに何が課題か

という話をするんですけれども、やはり一番は各店舗が空き店舗になっているところが住宅を兼ねているというのが大きな問題やに聞いております。ですから、その辺をどうするかという中で、今回の補助制度は少しお金を高くしてありますので、そういうようなのも少しでもクリアできるような形で後押しできないかという中にもなっております。

あとは、駅の土地活用検討街区にビジネスホテルの誘致を今考えております。ああいうところにお客さんが宿泊していただけるとですね、そういう人たちが夜に出歩いて飲食してもらえることにもなると思っているのが一つ。これも、昨今、東側にありますいろんな工場の人たちに聞きますと、今、各会社で1週間に最低5人、10人が来てるというんですね。だから、こんだけ大きい会社は何社もあって、1年間でどんだけ来てますか、1カ月どれだけ来てるかよく考えてみてくれと。本当にビジネスホテルは必要なんだということを切に言われていますから、そういうふうな動きが一つということです。

それと、今駅の西口広場の方のエリアでですね、賑わい広場とか空間を使ってどうしていくか、そこのプレーヤーをどうするかという中で、そういう人たちの意見をもらっている、そういうような部会を立ち上げて検討していただいています。そこで、例えば週末は何をやるかとかそういうようなこともあわせてやって、そこに来た人がただ広場にあつまただけじゃなくて、駅周辺のお店にも行くんだとか買い物に行くんだというようなこともあわせて、トータル的に考える必要があるかと思えます。

結論から申し上げますと、駅の空き店舗だけにどうのこうのとするよりも、いろんなセミハード、ソフトも含めた全体をうまく連動させる形で、4年後に向けてですね、動きをどんどん出していききたい、促進させたいということで、商工会なんかともしっかり連携して頑張っていきたいと思えます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○副議長(山田重喜君) 2番、室谷陽一郎君。

○2番(室谷陽一郎君) 市長、答弁ありがとうございます。おっしゃっている内容は全く私もそのように思います。ただ、もう一つ、二つ、ちょっと気になることを言いますと、実は私が民間に勤めていたころは鯖江でした。鯖江の駅前にもたくさんビジネスホテルがあるんですが、どうも東京から来る方はやはり福井市の方の東横とかそういうところを使っているみたいでした。在来線の利便性もあって、その周辺の飲食街というのを気楽に行けるというふうなところで、なぜかそういうところに泊まっていた現実があります。ただ、今おっしゃっているように、絶対ビジネスホテルを必要とする方はいらっしゃると思うんですが、それと同時に並行で駅前における飲食店というんですか、そういったものも考えながら整備する必要があるのではないかなと。そういう後押しを市としてもやるべきではないかと自分は思います。

イベント等を全体的な形で進めていくというのはいいと思います。ただ、イベントというのは絶えず打たないと、人は交流人口を維持できないというふうに私は思

っています。イベントをきっかけにしてそのまちに来る。そして、そのまちのよさ、魅力にひかれてまた来るというのが必要であって、イベントも大事ですし、きっかけにはなるんですが、それと並行して魅力あるまちづくり、そこに何時間でも滞在することの楽しさというものを計画していかなければ、イベント内で疲れてしまうというんか、そういう形になるかなと思うんで、あえてこういうまちづくりということも並行してお願いしたいし、考えてらっしゃると思いますけれども、一般質問として述べさせていただきます。

今、集中的なことは予算の関係とか、それよりもまず西口広場ということをおっしゃってしまして、優先順位が低いとはおっしゃってはおられません、その次というんですかね。まずは西口駅前広場をどうするかとおっしゃってましたが、それと同時並行にしてほしいんです。具体的にどうすればいいかということで、私の一例なんですけれども、当然市長もご存じやと思うんですが、近年は空き家とか空き店舗を活用したテナントミックス事業というのを、あるエリアで集中して効果的に行うことで市街地の活性化を図っていると。他の市町村のそういう取り組みというのが今出てきております。当然ご存じだとは思いますが。

このテナントミックスというのは、商業集積活性化の基本となるコンセプトを実現するための最適なテナントの組み合わせのことを言っています。大事なことは、最適な品ぞろえ、商品戦略計画、それを提供する店舗の業種、業態構成を行うことが重要だと。ですから、そういったことを実際に行政が全てやるんじゃないんですが、もちろんそれにはそれなりの仕組みをつくる必要がありますし、専門的知識を備えたコーディネーターが必要となってきますし中心となってきますが、そこまで駅前エリアを踏み込んだ市の事業というものが必要ではないかなと自分は思います。いかがでしょうか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○副議長(山田重喜君) 市長、佐々木康男君。

○市長(佐々木康男君) テナントミックスということはもちろん知っております。ただし、テナントミックスの考え方を今、芦原温泉駅前に導入してできるかということ、ちょっと難しいと思います。実際、まちづくり会社をつくって頑張るんだというような考え方もありますけども、県内でまちづくり会社で成功しているのは福井しかありません。いろんなところでやっていますけども、あれは行政が相当負担をしている中で運営しているという中です。テナントミックスという言葉は教科書的には格好いいんですけれども、それはいろんな業態のプレーヤーがいて、そこでやるのを調整していくことによってできるんですけど、あわらの駅前でそういう人たちがいるかということですよ。そういう人が集まるだけの魅力がまだないのが今の現状ですから、いきなりそこを飛び越えて、じゃあ、こんなんじゃなくてほかのところでテナントミックスをやっているからあわらでもやれよと言っても、そこは今の現状では、そんな簡単に教科書で書いてあるようにはいかないと私は肌で感じています。僕も大野でやっていますのでよくわかります。

先ほどいろんなイベントを打つという話もありましたけども、大野もまちなかに回遊性があるといっても、あれは本当に月に1回、いろんな商店街とかいろんな事業者がイベントを打っているんです、これでもかこれでもかと。そういう中で、そのイベントの打ち方も無理なくやっているの、それがうわさになり、口コミになって県内外からも来るとというのが今の太田で、まちなかに年間70万、80万来るといっていると思いますから、そういう積み上げが大事です。本当にやる場合には、行政が毎回毎回イベントなんて打ったってそんなにできないと思いますので、実際に民間レベルでいろんな団体とか云々はどうかということも育てるのも大事な時期だと思っていて、それを一生懸命いろんな委員会とかいろんな話を聞いてやっているというのが現状でございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○副議長(山田重喜君) 2番、室谷陽一郎君。

○2番(室谷陽一郎君) イベントのあり方に関してもそういう感じで、まずは動かすための最初としては市が取り組んでいくと。最終的には民間の方でそういうふうに渡していくという形だと私も思います。ただ、いきなり「さあ、やれ」と言ってもなかなかできないので、最初はやはり行政の方からの後押しというのが必要ではないかと思えます。

そういった意味でも、テナントミックスという一つの事業、確かに難しい問題もありますし、成功事例、失敗事例はたくさんあると思います。ただ、そこまで踏み込んだことを一つでもやることによって、いろんな空き家対策においても波及効果、それからそこに出ようか出まいかと悩んでいる、そういう人たちの勇気づけになるかと思うんですね。ですから、これは非常に難しい問題ですし、乗り越えなきゃいけない壁というのは多々あると思いますが、私は挑戦して価値ある事業だなと思っています。私が言うよりも、市長もいろんな経験をなさってきてよくご存じだと思いますけれども、そういうところも一つの事例として頭に入れていただいて、考慮していただければと思います。

人伝いに聞いて、敦賀が最近そういうテナントミックスで幾つかやっているということで、自分も実は個人的に見てきて、家内と一緒に行って食事したり、ちょっとまち歩きをさせてもらったんです。特に赤レンガ倉庫エリアですね、それから博物館通りエリアなどを見てきましたが、これがどこまで敦賀の中でいけるかというのは今後も注視しなくちゃいけないですし、まだまだ駅前商店街からアーケード通り、シャッター街というのも、これはちょっと言うとまずいかもかもしれませんが、なかなか難しい問題は感じました。しかし、その取り組みに関しては勇気づけられるようなものを感じて、そこににぎわいが出てくると波及効果が出てくるんじゃないかなと私は感じました。

そういった意味で、そういうところを見ますと、あわら市はもっと頑張らなというふうに思っていて、一つの事例としてテナントミックスというものも市長の頭の中に入れていただいてチャレンジしていただければ私はよいかと思っております。

次に、まちなか回遊性を高める取り組みのことをお聞きしましたけども、取り組みによる成果はどのようになっているか、率直な感想を教えてください。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○副議長(山田重喜君) 副市長、城戸橋政雄君。

○副市長(城戸橋政雄君) まちなか回遊性、先ほど経済産業部長の答弁では、ふるさと創造事業を活用いたしまして、その前に整備していた金津本陣IKOSSAと駅周辺をどのように回遊性を保つかということで過去に事業を行っております。この成果でございますけれども、金津本陣IKOSSAにつきましては、歴史資料館を含めまして、さきも企画展などを行っておりますので、徐々に入館者は増えております。

しかしながら、今、芦原温泉駅とIKOSSAの間の周遊性が高まったかということ、現時点ではまだそのようにはなっていないという具合に評価しております。これもですね、先ほど来申し上げておりますように、金沢開業を見据えて行ったのがふるさと創造事業でございます。これからは県内延伸に向けて周遊性をどう高めるかということの仕掛けをまずはそこで行ったということございまして、先ほど来申し上げているように、今後の駅周辺整備の方法論としては、既に行っているIKOSSAまでの周遊性につきましては、一応の仕掛けは終えておりますので、周遊性を高めることについては今後とも取り組んで参りたいと考えているところでございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○副議長(山田重喜君) 2番、室谷陽一郎君。

○2番(室谷陽一郎君) その成果なんですが、私だけかもしれませんが、副市長もおっしゃられましたけども、そういう観光客というか交流者が歩いているところは余り見かけません、今のところは。ただ、その取り組みというのはわかっているんですが、やはりもう一つ、当然、新幹線開業後のことをにらんでやっていかなくちゃいけないと思っておりますが、今のところはなかなか成果が出ていないように思います。

こういった状況の中で、今年の春ですけれども、市民による駅前の活性化に向けた市民ガイド団体ですかね、金津まちなかガイドというのが創立されたことが大変期待し、評価している次第でございます。このまちなかガイドの人数とか活動内容、それから市としての支援状況というのをもう一度教えていただけませんか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○副議長(山田重喜君) 副市長、城戸橋政雄君。

○副市長(城戸橋政雄君) ご質問のまちなかガイドの団体でございますが、正確な人数はちょっと今は把握してございませんが、これ、実は市民活動サポート事業の対象とさせていただきます。その際の申請書には、おおむね十二、三人の方の名前が入っていたかと思っております。このサポート事業を活用して、向こう3年間、まずはガイドとしての研修を行い知識を深め、さらにはお客様を獲得していくというよう

な計画になっておりますので、市といたしましても、3年間をかけた、この団体が十分に機能を果たされるように支援して参りたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○副議長(山田重喜君) 2番、室谷陽一郎君。

○2番(室谷陽一郎君) 育てるといふか、やる気はいっぱいあると思うんで大丈夫だと思いますけれども、行政としても是非とも支援のほどをお願いしたいなと自分は思っています。

あと、周遊性なんです、自分もそのコースを自分なりにウォーキングということで回っていますけれども、手前みそになります、歩いていてもそれなりのものはあるかなと思っています。ただ、周遊区間における民家の景観というものは、もう少し補助を出すなりして、民家の横を歩いていく、それもあるんですけども、何らかの周遊する道に関する景観の補助ですかね、こういうことも実際、私は歩いて必要かなと思う点がございました。それを具体的にどうこうというのは、今この場では言えませんが、そうすればもう少し周遊の楽しさというものが醸し出せるんじゃないかと。駅前から金津にぎわい広場、それから宮谷川を抜けて、そこから坂を乗り越えて金津神社、IKOSSA、石畳を渡って、それから今度はできれば竹田川の河川敷、なかなかいいものがそろっている。まだまだ潜んでいると思いますけれども、それに一つは景観というのも大事ですし、今言ったようなカフェとか、できればテナントミックス的なデザインを設けたものを1カ所置くと、これはぐっとグレードアップされるので、是非ともその事業もひとつ考えていただきたいなと思います。

時間が来ましたので次に移りますが、うるおいエリアのことに関してですが、今お話しいただきまして現状はわかりました。ただ、計画書スケジュールによりますと、平成29年から令和4年開業、あのスケジュール表を見ますと開業1年ぐらいの間に整備のあり方を検討し、施設計画の検討となっています。開業後に検討を開始するとはなっていない。いろんな費用面があるかもしれませんが、今言った駅前の広場と同時にまちづくり、回遊性、その回遊性の中に竹田川も含まれているとなったら、河川敷のありよう、デザインというものは当然考えてしかなるべきかなと思います。決して早いとは私は思いません。万が一そこで店舗も設け、育てるのであれば、やはり数年前から始めるべきだと思います。

これも、きのう、回遊で散歩がてらずと回ってきましたけれども、宮谷川から眺める竹田川の風景、これもなかなかのものかなと思います。竹田川というのは金津市街においてはシンボリックな、まちのど真ん中を横たわっている川でございます。ただ、一つ思うのは大概、川の周りには桜の木とかそういう樹木が多いんですが、昔からの宿場町でしょうか、そういうのはなかなか少ない。でも、宮谷川から眺めたところのイチョウの木、巨木ですよ。それから、桜の木というのはなかなかいいものだなと自分は感じております。私1人の意見ですけれども、それも一つの財産かなと。やっぱり人間というのは水辺のそばに行くと潤うもので、波松の海岸、

きのうから言っています北潟湖畔、そして金津市街地であれば竹田川というのは当然のことですので、ここも是非とも後ではなく、開業の効果というよりも市民のための憩い、市民が愛する駅前周辺という観点から是非とも進めていくべきだと思います。それは交流というよりも、市民のためにも本当に価値あるものかなど。残念ながら、きのうも見ましたが、雑草が生えていて下の河川敷までおりの気もなくなってしまうのが現状であります。これは市にとっても財産の一つでありますので、是非とも検討をしていただきたいと思いますと思っておりますが、最後にちょっとその辺のご意見をください。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○副議長(山田重喜君) 市長、佐々木康男君。

○市長(佐々木康男君) 確かに、今の竹田川のエリアは、かつてから比べるとうまく活用されていないというのは私も思います。今後ですね、観光客がというよりも、市民があそこを散策するとか潤えるということが大事ですから、その辺は地元の人もあるですし、もうちょっとああいうところのPRをする必要があると思います。

先ほどの回遊性とかいろいろありますけれども、回遊をかけようと思ったら、ただ見るところがある、学ぶところがあるというのも大事なんですけど、金津ですと宿場町というなら、どこか宿場町情緒があるところがあるといいんですけど、例えば埼玉県の川越なんかだと黒壁の建物があって、そこだけでも価値があるんです。そういうような宿場町といってもなかなかない中では、この本陣飾りというのをどうやって打ち出すかということもあると思いますし、実際に回遊性を高めるのは行っているところに休憩するところ、食べるところ、買うところ、そういうところもセットになっていないと観光客は行きません。

先ほど敦賀の話も出ましたが、敦賀も僕がかかわってましたけど、そういうようなことをいろいろ言う中で、今何とか少しそういうのが見えてきているということです。きめ細かなところは地元とも調整していかないけませんけれども、竹田川のエリアも含めてもう少し回遊性が上がるように、新しくできる魅力体感展示館なんかでも、その辺の魅力をしっかり発信するとかですね、今後考えて参ります。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○副議長(山田重喜君) 2番、室谷陽一郎君。

○2番(室谷陽一郎君) 大体お考えもわかりましたし、進むべき方向ということは理解できます。詳細に関しては、今後とも議論しながら費用対効果とかそういった問題も出てきましようし、また議論させていただきたいなと思っております。あわら市民のためにも、また新幹線に向けて交流人口を増やすためにも、そういった取り組みを是非ともお願いしたいと思っております。

以上で一般質問を終わらせていただきます。

◇卯目ひろみ君

○副議長(山田重喜君) 通告順に従い、18番、卯目ひろみ君の一般質問を許可しま

す。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○副議長(山田重喜君) 18番、卯目ひろみ君。

○18番(卯目ひろみ君) 18番、卯目でございます。通告順に従い、一般質問させていただきます。

今回二つのことを考えておりまして、一つは新事業健康長寿のつどいについて、二つ目、交通安全から見た道路の維持管理(白線引き)、そういったものの必要性とはということで質問させていただきます。

まず、今年度の新事業の一つに健康長寿のつどい事業があります。たまたま、きのうの県民福井の新聞の3面、大きく「あわら市の健康長寿祭参加型へ」というのが取り上げられていました。何と私にとりましてはタイムリーで力が出る記事かなと思って読ませていただいております。

今年度の新事業の一つに健康長寿のつどい事業があります。一昨年までの健康長寿祭を終了して、これにかわる新しい事業だとお聞きしております。長年続いてきて、毎年あることが当たり前になっていた事業を終わらせるというのは大きな決断ではなかったかと思いますが、新事業に移行した大きな理由を幾つかお聞かせください。

今回の健康のつどいは、これまでの健康長寿祭のように1カ所に人を集めるのではなくて、市内を6地区に分け、それぞれの地区区長会が実行委員会の形式で行うとありますが、聞くところによりますと、地区によっては戸惑いのあるところもあると聞いています。地区の温度差によって、それぞれに差も出てくるのではと私は思いますが、その後の現状と経過はどうでしょうか。もし、ひどく差があらわれた場合ですね、こんな場合など差異をどのように埋めていこうと思われていますか、お聞かせください。先日、行われた議員と語ろう会でも質問が出ていました。私たちがいろいろ聞かれるのですが、いま一つはっきりしませんので、現在どのように進んでいるのか、お聞かせください。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○副議長(山田重喜君) 市長、佐々木康男君。

○市長(佐々木康男君) まず、「健康長寿祭」から「健康長寿のつどい」に移行した理由と、目的は何かとのご質問にお答えいたします。

健康長寿祭につきましては、これまで参加者あるいは実施委員の方から、「時間が長過ぎる」「内容がマンネリ化している」「椅子席が少な過ぎる」など、さまざまなご意見をいただいております。このため、ここ数年、健康長寿祭終了後に、実施委員会で開催内容を検証し、毎年可能な範囲内で改善を図って参りましたが、参加者は年々減少している状況にありました。また、議員、監査委員の皆様から、こうした状況に鑑み、健康長寿祭のあり方について、抜本的な見直しを求めるご意見も頂戴しておりました。

こうした中、平成29年度には、参加者が減少している原因を深く掘り下げると

め、長寿祭に参加しなかった方を対象にアンケート調査も行いました。寄せられた意見としては、「興味がない」「ほかに用事があった」「忙しくて行けない」といったもののほかに、「公民館などの地区単位で開催した方が参加しやすい」という声が数多くありました。

この結果から、長寿祭の対象である75歳以上の方々において、それまで行われていた催し物を鑑賞する形式の健康長寿祭に対し関心を持たない方が増えていることや、身近な地区での開催を望んでいることがうかがえたと考えております。

一方において、本市では3人に1人が65歳以上であり、88歳の米寿以上の方が約1,100人という高齢化が極めて進んだ状況にあります。2025年には団塊の世代が全て後期高齢者となる中、やはりこの住みなれた地域において、元気でいきいきと生活していくためには、みずから健康に気を配り、介護予防に取り組んでいただくことが重要だと考えています。

このような状況を踏まえながら、健康長寿祭のあり方についていろいろ議論を重ねました。その結果、今後はフレイル予防や認知症予防など、高齢者みずから健康の維持及び介護予防に取り組むきっかけづくりとなるようなイベントにするべきではないかとの結論に至りました。

なお、開催エリアについては、これまでトリムパークかなづを会場に、旧町単位で2日間に分けて開催しておりましたが、より多くの方に参加していただけるよう小学校単位を原則とし、温泉・山方里方地区、本荘・新郷地区、北潟・波松地区、金津地区、伊井・坪江・劔岳地区、細呂木・吉崎地区の6地区で開催することを原則として計画いたしました。

以上のように、今年度からは健康寿命の延伸を目的に、小学校単位を原則として「健康長寿のつどい」を新たにスタートすることにした次第です。

「健康長寿のつどい」の開催に向けた進捗状況等についてお答えしますが、4月に全区長が集まった会議の場で、あるいは民生委員児童委員協議会総会、老人クラブ連合会理事会などにおいて、この健康長寿の実施に向けて、協力をお願いいたしました。

その後、順次、市が想定した小学校単位を原則とした6カ所の地区区長さんに、その開催について意向を確認したところ、地区の結びつきの関係から、旧小学校単位での開催などを希望する声が聞かれました。このため、開催エリアにつきましては、当初考えていた小学校単位を原則とした6カ所にこだわることなく、各地区の意向に沿った方向で協議を進めております。現在、12地区になる予定です。

意向が確認できた地区から説明会に出向いておりますが、開催に対し前向きな意見がある一方、初めての試みであることなどから、どのように進めたらよいかわからないという戸惑いや心配する声もいただいております。このため、この「健康長寿のつどい」のプログラムの例や開催までのスケジュール、準備物などについて記載しました「開催マニュアル」というものを4月早々に作りまして、スムーズに取り組むようにいたしました。

また、地区が経費を立てかえる必要がないよう事前に交付金を交付することといたしました。加えて、地区の負担が重くならないように、つくりました開催マニュアルのもと、市職員の実施委員会の立ち上げ段階からの参画、当日のメニューの案内チラシの作成、会場準備など、積極的に市職員が出向いて支援するということで、負担軽減あるいは不安の解消に努めているところです。

先ほどお話がありましたが、さきに行われた劔岳地区においては、それまでやっていた健康長寿祭もあるんですが、改めてこの交付金を活用し、「劔岳生き活き長寿祭」を開催いたしましたところです。昨年の参加者は60人と伺っておりますが、人数も増えておまして、運営側に参加した方も含めると100名以上が参加しております。今回は中身的にも、振り込め詐欺の防止における講話であるとか郷土歌手による鑑賞のほか、フレイル予防をテーマとした体操、栄養講座など盛りだくさんでした。

実際、私も挨拶をさせていただきましたが、その後、参加者が講師のかけ声に合わせて一生懸命に体を動かしたり、管理栄養士による栄養講座について真剣に耳を傾ける姿がとても印象的でした。

また、提供されたお弁当そのものも管理栄養士の指導のもとに、地区の女性グループの手づくりの弁当とお聞きしております。地区を挙げて、今回さまざまな形で高齢者を支えるという動きがあったと思っております。

なお、開催について、現在、各地区においておおむね了解をいただいておりますので、今後、劔岳地区のように地区が主体的となり、その地区ならではの「つどい」となるよう、今後も積極的に各地区に出向いて丁寧な説明を行うとともに、実施に向けて一緒に準備を進めて参りたいと考えております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○副議長（山田重喜君） 18番、卯目ひろみ君。

○18番（卯目ひろみ君） 今いろいろお答えをお聞きしました。理由とかそういうものにつきましても、よくわかります。私たちも今までの長寿祭の中に、一お手伝いとして入っていましたので、よく中身についてはわかっているんですね。ただ、今回、区長さんなり、ほかの方たちが戸惑っているというのは、多分そういうことにこれまでかかわっていない、そしていえば、他人ごとという言い方は悪いですが、余り自分に身近でなかった、そのために今自分のところで何かをしようとなると、きっと戸惑っているのではないかなと思うんですね。

この劔岳地区ですが、劔岳地区は大分前からいろんなことをやってらっしゃるんですね。お話もお聞きしています。それは自分たちが本当ににぎやかにやってらっしゃるし、すごくいいことやと思います。ただ、自分たちがみずから自分たちの地区のことを盛り上げていこうと、そういうことがあると思うんですが、これからやるところは今初めてそういうことに取り組んでいくところも多いと思うので、その準備ですとか人集めですとか、うまくいくやろうかとか、そういう不安の方が多いため、市の職員の方たちが一生懸命やってくださるということなので、それ

はいいかと思えます。ただ、そこに集まってくる人たちをどのようにして集めるかという、そのことがやっぱり一番大変なことなのではないかなと思えます。

どっちかという、今地区の中で、区民体育祭ですとか、それから区民が集まることのあるところは別として、ないところはやっぱりどうしてもばらばらになりがちなんですね。そういう人たちを今集めて楽しかった、行ってよかったというふうにしていくには、まだ時間はかかると思えます。でも、私は事業としては決して悪いことやとは思っていません、いいことやなと思えます。そして、自分たちがそこに参加している、今まではただ見たり聞いたりして、黙ってそこに座っていたわけですけども、今度は自分たちが参加して体を動かしながらいくわけですから、それはとてもいいことではないかなと思っています。

本当に第1回目から2回目、3回目とだんだん段階がうまくいくように、そういうことが必要ではないかと思っています。それから、全体の集まっている人たちが前は2割くらいとおっしゃってましたね。今、地区単位に変わることによって参加人数などですが、これはどのように考えていらっしゃるのでしょうか。65歳以上に増えましたが、そのことについてはいかがですか。お答えいただけますか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○副議長(山田重喜君) 健康福祉部長、藤井正浩君。

○健康福祉部長(藤井正浩君) 対象年齢を前は75歳以上から、今回は65歳以上に広げてございます。さらに、参加しやすいように地区を分けたということでございますので、29年度の参加者がたしか約1,000人だったと思えます。これの数割は最低でも増すようなものにしたいと考えてございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○副議長(山田重喜君) 18番、卯目ひろみ君。

○18番(卯目ひろみ君) 地区によってやることはばらばらなんですね。地区によって一つのことと決まっているわけではないんですよ。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○副議長(山田重喜君) 市長、佐々木康男君。

○市長(佐々木康男君) 先ほど言いましたように、マニュアルをつくってございまして、基本のモデルはつくってあります。劔岳はそれをもとに今までやっていたのを、こういうことをやっているからこういうことをやりたいと変えているだけで、ばらばらじゃなくてベースを持っていて、これを基本にということでご説明をしています。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○副議長(山田重喜君) 18番、卯目ひろみ君。

○18番(卯目ひろみ君) そうすると、それほど心配しなくていいということですよ。地区の中でやっていく分には。もとがあるわけですから、それにその地区の特徴なり、いろんなものを変えていけばいいということなんだと思うんですけど、それでよろしいですね。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○副議長(山田重喜君) 市長、佐々木康男君。

○市長(佐々木康男君) マニュアルには丁寧に書いてございますので。説明にも女性職員が行ってますので、区長さんと話しているうちに、「ああ、ほうか。だったら協力するわ」と大体そういう意向になっていきますのと、区長さんたちもその催しをやるのに自分たちだけじゃなくて、関係する人に協力してやってもらうんだと思います。現に劔岳も見ていてそうでしたし、それは今言ったように、今年は若干雑があるかわかりませんが、数年やることによってノウハウもできてくるでしょうし、それぞれああいうところでこんなことをやっていた、ここでこんなことをやっていたというのも、最終的にまとめてそんな反省会みたいなこともやろうと思っていますので、そうした中で磨きがかかってくるんじゃないかと思っています。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○副議長(山田重喜君) 18番、卯目ひろみ君。

○18番(卯目ひろみ君) 新しい事業ですし、今から始まっていくことなので何とも言えません。ただ、本当に地区がこれから一つになっていけるといいますか、ちょっとオーバーかもしれませんが、地区の力といいますか、横へのつながり、そういうものができていくような事業にもなると思うんですね。これはそういうことがベースに、例えば防災ですとか、その地区の強みといいますか、横のつながりと言いますか、そういうものができていく大きな力のもとになる事業ではないかなと思っています。だから、そういうところを市側も上手にフォローしていただきたいなと思っています。是非うまくいくように期待していますし、私も自分の地区の中では参加したいと思っています。

では、二つ目に行かせていただきます。

交通安全面から見た道路の(白線引き)維持管理、その必要性とはということです。

実はいつも通っている、これまでほとんど白線が消えてしまっていた道路に、ある日突然、白線が復活しました。道路中央の破線や歩道際の白線などに、車や自転車などが安心して通行することができます。改めてその安全性を感じました。走りやすいねという声を何人もの方から聞きました。ちょっと意外でしたが、喜ばれているということを実感いたしました。

ふだん何気なく通っている市内の道路には、国道、県道、市道、数多くありますが、全体として何割ぐらいに白線が引かれ、本当に安全だと感じられるのでしょうか。市内全体を見回して8割、それとも9割ぐらいはあるのでしょうか。通学路、生活道路の横断歩道の白線、誘導の印などはどうでしょうか。もう何年もそのままで薄くなり、ほとんど消えかけている横断歩道の場所もあります。

これはあわら湯のまちのほうですね、JA芦原の東西南北、ここの横断歩道はほとんど消えかかっています。こういったこと、どのようなタイミングで道路の維持管理は行われるのでしょうか。白線引きにも力を入れるべきだと考えますが、いか

がでしょうか。

そしてまた、今、少々危険を感じている道路があります。湯のまち駅前を通過して三国へ向かうえちぜん鉄道沿いの道路です。まつや千千から西へ向かう道路の歩道に植えられている並木の木が大きくなりました。その根が歩道の地面を盛り上げて歩道そのものがでこぼこになっているところがあります。規格といったらちょっとわかりませんが、歩道の幅が狭く感じられます。その上、雑草もひどいので歩く人や通勤通学の自転車などの通行には大変危険な状態になっています。何らかの対策が必要かと思いますが、いかがでしょうか。ただ、この通告書を出した後なんですけど、本当にその部分が草がきれいに刈られました。そこでわかったんですけど、歩道が狭いと感じていたのは一部ガードレールが手前の方に曲がってきているというんですか、そのせいで狭く感じているんだなというのもわかりました。そういうところは早急に治すべきではないかと思います。

また、同じ道路ですが、清風荘付近の踏切のある道路の交差点です。ここは東西南北ともに右折禁止になっています。にもかかわらず右折車が結構多くあります。標識もありますが、なぜそうなるのか、原因がどこにあるのかもあわせて検証を試みるべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

たまたまきのうなんですけど、議会の帰りにその道へ行きました。偶然です。そして、私はもとの芦泉荘側から左折して三国の方に踏切を超えて行きました。そして、たまたまですが、3台、ウインカーをつけながら右折する車が来ました。手前の1台は右折で行ってしまいました。そして、2台目、女性でしたが、どこからかわかりませんがパトカーが来ました。そして、サイレンを鳴らしながら「止まりなさい」と言って、右折して止まったんですね。目の前でパトカーが来たのが初めて見ましたが、右折車は本当に多いです。それで、何でかなというのがわからずに、私も朝行ったり、夜行ったり、白線が消えてるんじゃないかといろんなことを見るんですけど、なぜかわかりません。どこに原因があるのかわからないんですけど、あそこはこれから少し考えていったほうが良い道路ではないかと思っています。余計なことを言いましたが、今のご質問にお答えください。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○副議長(山田重喜君) 土木部長、小嶋範久君。

○土木部長(小嶋範久君) 白線、いわゆる区画線等が不鮮明な道路について、必要なところから改善すべきとのお質問にお答えします。

区画線等については、道路管理者が整備するものと県公安委員会が整備するものがございます。その中でも、横断歩道や「止まれ」などの区画線については、県の公安委員会の方で対応することとなっております。また、道路のオーバーレイなど区画線を消すような工事を行う場合には発注者、または原因者が区画線の復旧を行うこととなります。現在、市道の総延長は330km余りございますが、このうち主要な幹線道路89km、約3割に区画線として中心線や外側線を整備しております。

また、経年劣化や摩耗により薄くなった区画線については、例年、除雪の時期が

終わる春に更新しております。ただ、この整備には国や県からの支援はなく、全て一般財源を充てる必要があることから、毎年満足のいく更新ができていないのが実情でございます。このため、更新の優先順位といたしましては、市道の主要な幹線道路から整備を行うこととし、なおかつ予算の範囲内で対応して参りたいと考えております。

次に、危険な歩道、道路などの維持管理や標識の見直しをするべきとのご質問にお答えします。

市道の維持管理は、毎月二、三回の道路パトロールを実施し、道路陥没等の障害があれば、簡易舗装などで現場対応をしております。また、簡易な措置だけでは復旧困難な場合については、原因を追求し、施工工法などを検討し舗装補修工事を計画しております。

次に、街路樹の根の盛り上がりで凹凸が生じる歩道についてご指摘いただきましたが、このような事例は市内各地でも多数見受けられ、道路管理者といたしましても対応に苦慮しているところでございます。

改善の方法としましては、街路樹を伐採・除根した後、歩道復旧工事を行うもので、多額の費用を要すると想定いたしております。短期間の補修は困難であるため、予算の範囲内での対応になることをご理解いただきたいと思います。

次に、標識の見直しについてお答えいたします。

道路標識には、道路管理者が設置する案内標識や警戒標識と、公安委員会が設置する速度規制や通行規制などの規制標識がございます。このため市が設置管理する標識で市道に関して修正が必要なものにつきましては、関係機関と調整しながら検討を進めて参ります。

ご質問いただきました清風荘付近交差点の右折禁止につきましては、県公安委員会による通行規制になります。これは昭和60年前後に芦原三国線を整備した際に、主要地方道福井加賀線も含めて、右折レーンの設置や踏切連動の信号機の設置なども検討しましたが、用地が確保できない上に多額の事業費を要することから実現はできませんでした。その後も右折レーンについては、公安委員会や県と協議を進めて参りましたが、設置した場合の交通集中による渋滞や困難を誘発するなどの理由から整備には至っておりません。

なお、本交差点の右折車両が多いことにつきましては、警察などの関係機関と協議するなどして対応して参りたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○副議長(山田重喜君) 18番、卯目ひろみ君。

○18番(卯目ひろみ君) 部長のおっしゃるとおりなんです。決まりから言ったらそのとおりなんです。わかっているんですが、ただ、市がやるもの、あと公安がやるもの、いろいろあると思うんですが、一般市民の人から言えば、その道路がこれは公安やとか、これは市やとかというのは、ちょっとわかりづらいものがありますよね。そのところはお互いに、もちろん話し合いもなさっていると思うし、意見交換

もなさっていると思いますが、やはり危険なところというのは危険なんですから、お金もかかることもあるかもしれませんが、やっていかなければいけないというところはあると思います。

歩道のでこぼこですとかそういうものは、ちょっと私の記憶が間違っていたらあれですけど、坂井市が一度それをやっていたと思います。ほんで、歩道の木のところを四角く切って、どういうふうなやり方をしていたかはわかりませんが、やっていたと思います。ただ、歩道の幅が坂井市の方が広いのかなという気はします。特にあわらの一部なんですけど、ガードレールが手前の方に倒れているといいますか、傾いていたりするところを見て、本当にそこを通学の子どもたちの自転車が通ったりとかしていますので、もう1回その辺を見ていただけないでしょうか。

それから右折禁止、それは今、部長がおっしゃったように、物理的に難しいということはわかりました。それでも右折は禁止なんですよね、そこは行ってはだめなんですよね。そしたら、やっぱり右折禁止であるということをもみんながわかるようにしないと、幾らあそこは右折禁止はだめなんや、右折したらパトカーが来るんやみたいな、そういうのでは私はちょっとまずいんじゃないかなと思います。いろいろ私も考えたんですが、三国の方から来たところに道路に右折禁止という字が一つ書いてあります。それが多分、走ってきてその近くまで行くと周りの景色が見えてしまうというんですか、下の方に意識が行かないんじゃないかと思うので、右折禁止というのを2カ所、手前にも書いたらどうですか。ここは右折禁止なんや、もうちょっと行ったら右折禁止、やっぱりここはだめなんやという、そういう工夫ですね。

それから、湯のまち駅方面から行って右折をしようと思うと、左側のガードレールのところに黒い字で右折禁止という黄色い看板がガードレールにつけてあります。それを反対側にもつけたらどうでしょうか。反対側といいますか、三国から来たところの右側のガードレールにつけたらわかるんじゃないですかね。

それと、ちょうど清風荘の駐車場の過ぎたあたりに電光掲示板があります。これは恐らく道の工事をした何十年か前に電光掲示板で右折禁止というのが出ていました。でも、今は全くそれは使われていません。使うなら使う、使わないならとる、そういうことをして、やっぱり運転している人誰でもがわかるようにしないと、あんまり意味がないんじゃないかなという気がしています。少し簡単なことで、お金もそんなにかからないで、ここは右折してはだめなんやということがわかれば、私はそれで一步進むことになるんじゃないかなと思っているんですが、いかがでしょうか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○副議長(山田重喜君) 土木部長、小嶋範久君。

○土木部長(小嶋範久君) ガードレール等、交通安全施設の不備の箇所については、早期に調査の上、また対応させていただきたいと思います。

それから、清風荘交差点前の右折禁止に関しまして、表示等に若干弱いところが

あるのではないかというご指摘でございますが、まつや千千の交差点のところにも一部右折禁止の事前告知はしてございますけれども、その交差点が全方向右折禁止であるということに関しましては、再度、現地調査の上、よりわかりやすい表示といたしたいと思っております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○副議長(山田重喜君) 18番、卯目ひろみ君。

○18番(卯目ひろみ君) たかが道路といいますが、やはり道路は今までも事故も多いですし、高齢者の事故も多い。高齢者だけではないと思っております。車を運転する人はみんな気をつけなければいけない。自分が事故に遭おうと思って走っているわけではないです。でも、やはり交通ルールというものがある以上は、それを無視することはできないと思っております。だから、そこだけに関して言うのはあれかもしれませんが、全体的に見て停止線をきちっと書いてもらう、白線を引いてもらう。停止線が薄くなっているのは多いですね。幹線道路は特に車が多いですから、高塚の陸橋を上がった交差点、あそこも停止線がないです。横断歩道も消えかかっていますね。そういったところをもしパトロールなさっているのなら、自分が走ってみてどういふところが危険かとか危険じゃないかというのを、もしそういう視点で見ただけであれば、もう少し変わっていくのではないかなと思っております。

質問を終わります。

○副議長(山田重喜君) 暫時休憩いたします。なお、再開は11時5分からといたします。

(午前10時53分)

○副議長(山田重喜君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時05分)

◇山川知一郎君

○副議長(山田重喜君) 通告順に従い、14番、山川知一郎君の一般質問を許可します。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○副議長(山田重喜君) 14番、山川知一郎君。

○14番(山川知一郎君) 日本共産党の山川知一郎でございます。2点にわたって質問をしたいと思います。

まず1点目は、空き家対策について。

市内の空き家の状況について伺いたしたいと思います。以前お聞きしたときは、大体600件近くあったと思いますが、昨年中、空き家は増えたのか減ったのか、増減はどうなっているのか。また、3月末の空き家の件数はどれだけでしょうか。

「移住定住推進室」が新設されましたが、4月以降の相談件数や内容はどのようなものでしょうか。

空き家の利活用推進には何が必要と考えているか、伺います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○副議長(山田重喜君) 市長、佐々木康男君。

○市長(佐々木康男君) まず、昨年度中の空き家の増減及び平成31年3月末現在の空き家件数についてお答えいたします。

昨年度中は66件の空き家が減少しており、その内訳としては、所有者による解体が27件、入居による解消が39件となっています。その一方で、職員によるパトロールや市民からの情報により、45件が昨年度中に新規発生しているとみられ、本年3月末現在では、市内全域で合計560件の空き家を把握しております。

なお、現在、本市の空き家総数は、平成27年6月に市内全地区の区長の皆様から報告をいただいた実態調査を基礎としています。しかしながら、当該調査から4年が経過し、少子高齢化など人口動態も変化しており、空き家の発生状況も大きく変化していることが想定されます。

こうしたことから、市内における最新の空き家総数を把握するため、今月、区長の皆様に再調査へのご協力を依頼したところです。本調査では、危険な状態である物件のほか、日常的な維持管理はされているものの、現在は居住実態のない物件を調査対象とすることとしており、利活用が期待できる空き家を把握して参ります。これらの空き家を市外からの移住者や近年増加している外国人労働者、さらには来年度から県立大学のあわらキャンパスの開設が予定されている学生の住居とするなど、幅広い利活用につなげていきたいと考えています。

次に、「移住定住推進室」が新設された4月以降の相談件数と相談内容についてお答えします。

「移住定住推進室」では、4月以降、これまでに34件の相談を受け付けています。その相談内容は、空き家情報バンクに関する相談が12件、移住定住に関するものが9件、老朽化した空き家について適正管理を要請するものが8件、そのほか福祉施設などの空き家の利活用に関する相談が5件となっています。

なお、「移住定住推進室」の業務を充実させるため、去る5月28日、北陸地区における移住定住施策の先進地である富山県南砺市への視察を実施させました。南砺市は、本市と同じく中国紹興市と友好都市であり、昨年11月に紹興市で開催された友好都市締結35周年記念式典において、南砺市の田中市長とお話する機会がありました。田中市長と人口減少問題について意見交換した際、南砺市の移住定住施策が多岐に渡っていることをお聞きいたしました。

南砺市は4町4村が合併した人口約5万人の市ですが、こういう本があるんですが、『田舎暮らしの本』の住みたい田舎ベストランキングにおいて、総合部門4位の実績があり、移住を希望する若い世代に人気のある自治体です。

南砺市の行っている施策の内容は、空き家を活用した移住体験ハウスや移住体験ツアーなど、南砺市での生活を実際に体験できるほか、移住者や定住者に対するさまざまな補助金による支援などもあり、移住者の口コミも影響し、近年、年間約200人の移住者を迎えています。

本市と南砺市は地域条件などが異なりますが、学ぶべき点も非常に多く、今後はいただいた相談内容を踏まえ、移住定住関連施策の立案に当たって参考としていきたいと考えています。

最後に、空き家の利活用を推進するために必要なことについての質問にお答えします。

空き家の利活用が進まない要因の一つには、空き家の相当数の所有者が利活用について認識していないことが考えられます。その理由は、将来的に使用するかもしれない仏壇などの処分ができないものがあるなど、自分の管理下から離れることへの懸念や家財の処分やリフォームに多額の費用が必要であることなどが考えられます。

このような理由から、現在、あわら市空き家情報バンクには、残念ながら10件の登録しかございません。移住希望者など空き家を利用して居住したい人には、物件数が少ない中でなかなか利活用に結びつかないのが状況であります。

今後、空き家の利活用を推進するためには、空き家情報バンクの利用者だけでなく、登録者に対する家財処分費の補助、空き家改修費用などの新たな支援制度の創設なども検討していく必要があると考えております。

先ほども申しましたが、現在、最新の空き家の数を調査中であり、調査結果により判明した空き家の所有者に対して、今後の利用に関する意向調査を一緒に行うことにより、空き家情報バンクへの登録などの推進を図って参りたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○副議長(山田重喜君) 14番、山川知一郎君。

○14番(山川知一郎君) 以前よりは多少空き家の数は減ってきているということで、努力されていることはわかりますが、今、市長の答弁にもありましたけれども、560件の中で空き家バンクには10件しか出てないと。これではなかなか利活用は進まないのではないかなというふうに思います。

それで、なぜ利活用が進まないのか、いろいろ答弁もいただきましたけれども、私もいろいろ具体的なケースで幾つかお聞きしましたが、先日聞いたのは、高齢者のひとり暮らしの方が3人、できたら1軒の家に入って住みたいと。いわゆるシェアハウスがどこかにないかと。3人が入るだけの大きさの空き家というのは幾らでもあると思うんですけども、3人が入ってそれぞれプライバシーはきちんと確保されて、共同できるところは共同して生活すると。こういうことになると、相当住宅を改造する必要があると。その費用は誰が負担するのか、借りる者がするのか、所有者がするのか。そこらのことは所有者がそういう多額の費用負担までして、そんなに貸したくないということになりますし、借りる方からすると自分たちがその費用を負担して借りるというのも、なかなかそこまでのお金はないというようなことがあると思います。また、一般的にそういう大規模な改修をしなくても、所有者の側から考えると、貸すのは現状のままでは水回りとかトイレとか、そういうものは

きちっと修繕する必要があると。現状では、なかなかそのままというわけにはいかんということで、それなりの費用をかけてやる必要がある。借りる方にしても、借りる方でそういう費用を負担するかというと、またそこまでのお金は出せないということがあると思います。

今の市長の答弁で、いろんな家財の処分費用とかそういう改造・改修するような費用についての助成を考えたいということでございましたけれども、具体的にですね、どの程度のもの、どれぐらいの補助といいますか、助成を考えておられるのか、できればお答えいただきたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○副議長(山田重喜君) 市長、佐々木康男君。

○市長(佐々木康男君) どういうものに助成するとかですね、具体的な金額については、まだ具体的な数字等は出ておりません。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○副議長(山田重喜君) 14番、山川知一郎君。

○14番(山川知一郎君) 私はですね、以前から空き家とは別に住宅のリフォーム助成制度をつくってはどうかということは何遍か質問いたしましたが、それはまだできておりませんが、やっぱり5万とか10万程度ではとてもね、これはあんまり効果はないと思いますので、50万なり、できれば100万ぐらいまでのそういう制度を是非つくっていただきたいなというふうに思っております。

それから、もう一つは、移住定住推進室ができましたけれども、空き家バンクに載せるのが非常に少ないという原因は、所有者の意向を本当に職員がきちっとどこまでつかんでいるのか。まだつかみ方が余りはっきりしていないのではないかとこのように思うんです。確かに、今さっき答弁で言われたように、所有者は今は何がなんでも貸さなければならないというようなことはないと思います。ただ、このまま持っていて、結局、最後は解体しなければならんということになれば、所有者がずっと税金も払って持っていて、ある程度になってきたら自分で金を出して解体せないかんということになるわけです。そのあたりのこともきちっと説明した上で、本当にどうしたいのかという意向をもう少しきちんとつかむ必要があるのではないかとこのように思いますけども、そこらあたりについては、そういう所有者に対しての対応というのはどんなになっているのか伺いたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○副議長(山田重喜君) 市長、佐々木康男君。

○市長(佐々木康男君) もともと生活環境課にありました空き家対策につきましては、危険な空き家の特定空き家を中心に仕事をしていたわけでございます。空き家をどう活用するかということまで手が回っていなかったというのがあったのと、移住定住につきましては、政策課の地域おこし協力隊の方がやっていたと。僕が見ていて、どうも両方ともパワーが発揮できていないという中で、今回、移住定住推進室は空き家を管理している生活環境課に持っていきました。今改めて、先ほど区長さんを

通じて意向を確認していますけれども、個々の空き家の状況を可能な範囲内で把握するということと、それと去年のまち・むらのときにわかるんですけど、そういうよそ者と言うと悪いんですけど、そういうことに対してウエルカムなところと、困るというところがあるんですよ、また。ですから、そういう地域の意向にもよりまして、積極的に他所の人を寄せたいという人もあれば、ちょっと勘弁してほしいというのあれば、外国人でもいいんだというようなところもありますので、その辺もあわせてトータル的に把握作業をしているということです。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○副議長(山田重喜君) 14番、山川知一郎君。

○14番(山川知一郎君) 南砺市はですね、年間200人も受け入れているというのはすごいなと思います。さっき、実際に来てもらって、一定期間そこへ住んで体験してもらおうとかいろいろなことをやっているということでしたけれども、200人まで行かなくても、せめて年間50から100ぐらいは何とかならんかなというふうに思います。南砺市に実際に行って見てきたということですから、あわら市でこれは是非やった方がいいというようなことは何かありますか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○副議長(山田重喜君) 市民生活部長、糠見敏弘君。

○市民生活部長(糠見敏弘君) 先ほどの市長の答弁にもございましたけれども、南砺市の視察に行って参りました。他市の例がそのままあわら市に当てはまるかというのと、なかなか一概に申し上げることはできませんが、空き家登録バンクで所有者の支援として賃貸借あるいは売買成立後に補助制度、あるいは先ほど市長が答弁しました家財道具の処分に対する補助制度などについて検討ができるのではないかとこのように考えております。

また、あわせまして空き家バンクの利用者につきましては、購入時に増改築する場合には補助制度がございますけれども、加えまして賃貸での改修費用につきましても、今後十分に検討しながら空き家対策について検討していかなければならないというふうに考えております。

もともと南砺市におきましては、空き家対策のためだけではなく、移住定住というふうな観点からもいろいろと施策がございます。市外からの移住者に対して、新築であったら幾らであるとか中古であったら幾らであるとか、あるいは市内の居住者が住宅用地等を購入したと。それは過疎地域というふうな限定もありますけれども、そういうような場合にも助成制度を創設しているというふうなことでございます。その辺につきましても十分今後検討していくというふうなことで、移住定住については考えているということでございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○副議長(山田重喜君) 14番、山川知一郎君。

○14番(山川知一郎君) 是非いろいろ助成を、所有者に対しても、また借りる側に対しても早急に、具体的に施策を出していただきたいなというふうに思います。

もう一つは、空き家バンクに現在10件しかないという現状ですけれども、これを何とか、それこそ100件ぐらいはばっと出てくると。それを見て選択できるというふうにしないと、現在の10件もたしかほとんどが売却する希望で、貸すとかそういうのがあんまりないと。それから、細かい情報ですね、所有者の希望とか何か商売するのに向いているとか、さっき言ったようなシェアハウスに、ちょっと改造すればここは向いているとかそういうような情報までも入れて、何とかこういうのがもっと増えるようにしていただきたいと思いますが、これを増やすことについてはどのようにお考えでしょうか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○副議長(山田重喜君) 市民生活部長、糠見敏弘君。

○市民生活部長(糠見敏弘君) 昨年度末現在で、およそ260件程度利用できる空き家があるのではないかなというふうにこちらの方ではつかんでおります。現在、区長の皆様に再調査をお願いしている段階でございますけれども、既に回答をいただいた区長さんの中でお話を伺いますと、それ以外、新たに十分管理されてすぐにでも居住できるような住宅も多数報告をいただいておりますので、今後、現在調査している空き家住宅に対しまして、現状を把握しながら所有者への意向調査、相談会の開催などを通して利用促進につなげていきたいというふうに考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○副議長(山田重喜君) 14番、山川知一郎君。

○14番(山川知一郎君) 本当に今まではそういう危険家屋をどうするということが中心だったと思いますが、たくさんある、まだ十分に利活用できる空き家の利活用を推進するという点で、今いろいろ答弁いただきましたけれども、是非これが大きく前進するように頑張っていただきたいなというふうに思います。

それでは、二つ目の質問に移りたいと思います。今まで何遍か質問しておりますが、鳥獣害対策についてでございます。

昨年度の鳥獣害による被害件数と被害額はどれだけでしょうか。また、前年と比較して増えているのか減っているのか、被害地域は拡大しているのか伺います。

「鳥獣害対策室」を新設し対策を強化することですが、どのような対策を考えているのか伺います。

今後、増えるであろう鹿のことを考えると、金網柵の高さを上げる必要があります。また、地元は金網柵の維持管理に苦勞していますが、これらに対する助成を拡充すべきと考えますがいかがでしょうか。

また、以前からイノシシや鹿の肉をジビエとして流通させることが強調されていますが、進まない原因はどこにあると考えているのでしょうか。近隣自治体と共同して、解体・加工施設を建設すべきと考えますが、いかがでしょうか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○副議長(山田重喜君) 経済産業部理事、伊藤隆信君。

○経済産業部理事(伊藤隆信君) 昨年度の鳥獣による被害件数と被害額はどれだけか。

また、前年度と比較して増えているのか減っているのか、被害地域は拡大しているのかとのご質問にお答えいたします。

平成30年度の鳥獣による農作物の被害件数は101件で、被害面積は約15ヘクタール、被害額は約760万円となっております。29年度の被害件数は90件で、被害面積は約12ヘクタール、被害額は約1,000万円でございます。29年度と30年度を比較いたしますと、被害件数は11件、被害面積は約3ヘクタールの増となる一方で、被害額は約240万円の減となっております。

なお、被害面積につきましては、劔岳地区、細呂木地区で増加しております。

また、被害額が減少している主な要因としましては、富津区で電気柵を整備いたしまして、見回り等の小まめな管理を実施している中で減少したものと考えております。

次に、「鳥獣害対策室」を新設し対策を強化することであるが、どのような対策を考えているのかとのご質問にお答えいたします。

本年4月より、鳥獣害対策室を設け専任職員3名を配置するとともに、私も鳥獣害対策の一翼を担っております。

鳥獣害対策の強化につきましては、集落が主体となって取り組むことが何より重要であると考えておりまして、集落等で三つの対策を進めているところでございます。

1点目は、「寄せつけない環境づくり」でございます。幾ら捕獲いたしましても、個体が増える環境を残したままにいたしますと鳥獣被害が増え続けることとなります。適切な時期に稲刈り跡の二番穂のすき込みを行うことや放任果樹、家庭での生ごみなどの誘引物の除去を徹底し、イノシシなどの有害鳥獣を寄せつけない環境づくりを指導しております。

2点目は「侵入防止」です。国や県の補助金などを活用し、侵入を防ぐための緩衝帯や固定柵、電気柵の整備による侵入防御対策とあわせまして、侵入を許さないために各集落で定期的な見回りを行うとともに、緩衝帯の管理や固定柵、電気柵の補修を徹底し、侵入防御の強化を支援して参ります。

3点目は、農地に餌づいた加害個体を駆除する「捕獲対策」です。イノシシについては、昨年度約300頭を捕獲しております。今年度は、今ほど申し上げました1点目、2点目の対策を強化した上で、なおかつ被害を及ぼす加害個体を捕獲するため、猟友会やJAなどと連携を強化して参ります。

また、昨年度作成いたしました「イノシシ捕獲マニュアル」に基づき、「有害獣捕獲檻設置に関する同意書」を提出した集落に対しましては、捕獲隊とともにおり設置から稼働までの流れ、そして捕獲おりの見回り、餌やりや周辺の維持管理などの徹底を指導し、捕獲体制の強化を図っております。これらの被害対策を通して、人とけものの境界をつくり両者のすみ分けをすることにより、被害の減少につなげて参りたいと考えております。

このほか、鳥獣害対策協議会の事務局を引き継ぎ、研修や講習会を通して有害鳥

獣駆除に携わる集落住民への法令遵守の徹底と安全性の確保を図るとともに、効率的・効果的な鳥獣害対策の推進に努めて参ります。

なお、現在、鳥獣害対策室職員1名が狩猟免許を有しておりますけれども、残り2名もこの7月に狩猟免許を取得することとしております。

次に、今後、増えるであろう鹿のことを考えると金網固定柵の高さを上げることが必要と考えるが、既設の柵の高さを上げる場合の助成はどうか。また、金網固定柵の補修や維持管理に対する助成を拡充すべきと考えるがどうかのご質問にお答えいたします。

イノシシ対策の金網固定柵については、国の鳥獣被害防止総合対策交付金を活用し整備しております。今日、鹿の目撃情報は寄せられておりますが、農作物に対する具体的な被害の報告は受けておりません。しかしながら、新たに鹿による被害が発生し、かさ上げが必要になった場合には、柵の高さを1.5mから2mにかさ上げる必要がございますが、このような場合にも、当該交付金の対象となります。なお、金網固定柵を請負施工で整備する場合には、工事費の4割を地元集落が負担することとなっております。

また、金網固定柵の補修や維持管理については、多面的機能支払交付金や中山間地域直接支払交付金を活用いただいております。これら交付金の対象経費としましては、当該交付金で購入または設置した金網固定柵の補修に要する材料費のほか、補修作業に従事する日当なども対象となっております。

市といたしましては、毎年、区役員や区の多面的機能支払交付金等の担当が交代される集落もありますので、交付金の活用等について、改めて周知を図って参ります。なお、金網固定柵の補修や維持管理に対する国、県の助成がないことを踏まえまして、設置工事費の上乗せ助成とあわせ、補修や維持管理に対する助成の創設につきましても県に強く要望して参ります。

次に、イノシシや鹿の肉をジビエとして流通させることが強調されているが、進まない原因はどこにあると考えるか。また、近隣自治体と共同して解体・加工施設を建設すべきと考えるがどうかのご質問にお答えいたします。

イノシシや鹿のお肉を食肉として流通させることが難しい原因として、次の4点が考えられます。

まず1点目は「食品衛生法などの法令遵守」でございます。食品衛生法に適合した処理施設を建設しなければならず、その場合、建設費に加えまして、毎年多額の維持管理費が必要になります。

2点目は「安定供給」です。野生動物であるため家畜と異なりまして、いつでも何頭捕獲できるかわからず、その肉質も安定しておりません。

3点目は「価格」です。捕獲・運搬・処理の手間から、ジビエは一般的に高価格になります。

4点目は「需要」が少ないことです。県内では、イノシシや鹿などの獣肉を食する習慣・文化が余りなく、ジビエの需要が少ないという状況がございます。

これら4点のほか、トレーサビリティなど流通過程が厳しく管理されることから、ジビエの流通には高い障壁があると考えております。また、近隣自治体と共同して解体・加工施設を建設することにつきましては、先進地の取り組みなどを慎重に検討する必要があると考えております。

若狭町には、嶺南地域の6市町で建設された有害鳥獣処理・加工施設がありますが、焼却施設と食肉処理加工施設が隣接して設置されております。しかしながら、県が定めた「獣肉の衛生管理及び品質確保に関するガイドライン」によりまして、捕獲から食肉処理までの衛生管理や施設への運搬などの負担が大きいことから、そのほとんどが焼却処分されていると聞いております。また、解体処理に当たる人員の確保が極めて困難な状況であると伺っております。

このような中、例えば福井市や坂井市など近隣市町と広域で施設を建設することにつきましては、設備投資と維持コストなど財政的負担の課題をはじめ、建設地などさまざまな観点から慎重に判断する必要があるとございます。広域組織で運営するにしても、構成市町の負担が大きくなることから、県が主導的に取り組むべき課題であると考えております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○副議長（山田重喜君） 14番、山川知一郎君。

○14番（山川知一郎君） まず被害についてですが、被害件数は増えておりますし、被害面積も増えている。被害額そのものは、富津で電気柵を整備したことなどによって減っているということですが、この金額はいつもあれですが、共済の支払い金額だと思っておりますが、実際には共済に入っていない小さい畑とか家庭菜園とかそういうものの被害はこの中には入っていないと思います。だから、実際の被害はこれよりもかなり多いと。つい先日も、今年のジャガイモも掘る直前になって全部食べられてしまったという人がおりましたけれども、そういうものはこの中には入っていないと思いますが、それでよろしいですね。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○副議長（山田重喜君） 経済産業部理事、伊藤隆信君。

○経済産業部理事（伊藤隆信君） ただいまご指摘いただきましたように、被害額等については共済からの情報提供を受けて中心的に積み上げておりますけれども、個別に農家に直接ヒアリングなどをしたものも合わせて計上してございます。しかしながら、おっしゃるように声なき被害といいますか、そういったものも当然に発生しているものと思います。ですから、被害額、被害件数についても、今ほど申し上げたよりも見えないところであるものと考えております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○副議長（山田重喜君） 14番、山川知一郎君。

○14番（山川知一郎君） それで、この対策ですが、集落が主体となって取り組むことが重要ということです。ただ、今あわら市内を見ますと、かなり被害の出ているところでも、集落としては何もやっていないと。柵もやっていない、そういうところ

があります。これはやっていない集落だけが困るだけでなく、そこからどんどん出てくるわけですから、このあたりについては市としても何か考えないと、やるところは一生懸命やっていますけども、かなり出てきていても電気柵もしてないし、固定柵もしていないというようなところについてどうするのか。これは何か市として考えないと、片一方で幾らやってもですね、隣で自由に飛んで歩くんでは困るわけです。

それと、集落単位で取り組むというのは、私もそれは非常に重要やと思いますが、どうしても集落ではそういうふうにならない、まとまらない集落、私の隣の集落も結局集落としては何もやっていません。考えると、そこは田んぼをやっている人が1人か2人なんです。あとの人は田んぼは全然やっていない。こういうところは、うちは別に田んぼをやっているわけじゃないので、そんなふうに出せと言われても困るということで、多分まとまらないんじゃないかなと思います。そこで、隣の集落で田んぼをやっている人は、相当何十町も田んぼをつくっているわけですね。こういう個人として電気柵をすとかそういう場合にも状況に応じてですね、何か支援をする必要があるというふうに思いますけども、その点についてはいかがでしょうか。まず全然何もやっていない集落についてどうするというのと、個人でやった場合のそういう助成というのはどうですか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○副議長（山田重喜君） 経済産業部理事、伊藤隆信君。

○経済産業部理事（伊藤隆信君） ただいまご指摘がございましたけれども、昨年まで一応協議会が設立されていたわけですが、思うような機能が果たせていなかったというのが確かにあると思うんです。それで、今回あわら市としましては、鳥獣害対策を強化していくという意味で鳥獣害対策室を設置いたしまして、そういった集落への働きかけを強化していく。これからそういった働きかけの指導もしていく。研修会とか講習会とかも開催する中で、そういう動機づけといいますか集落の方に鳥獣害対策に対する危機意識というか、高い意識を持っていただく。さらに、鳥獣害対策に対する知識、ルールを知っていただく、そういった中で集落ぐるみの取り組みを進めていきたいと考えております。

それともう一点は、個人的な事業主体といいますか、個人的なことで柵が設置できないかといったご質問がございましたけれども、現時点の事業制度の中ではそういった対応といいますかルールはございません。やはり団体、協議会なりが事業主体となって取り組むということが必要になってございます。

以上でございます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○副議長（山田重喜君） 14番、山川知一郎君。

○14番（山川知一郎君） 今です、個人としてのあれは何もないということですが、さっき言いましたように、私の隣の集落なんかはほとんどの人は田んぼをつくってない。そういう中で、1件の人が村の田んぼをほとんど引き受けて何十町とつくっ

ている。村では幾ら相談しても、村としてそんな固定柵をしようとはならんのですよね、これは。やっていない人はそんなもん金を出すのはとてもごめんやと、こうなると思います。大規模にやっている個人、そういう人が柵をする場合にも、何かそれは市としても助成が必要だと思うんですが、いかがですか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○副議長(山田重喜君) 市長、佐々木康男君。

○市長(佐々木康男君) そういうお話も聞いてはいます。ただし、安易にそういうことはルールが一応ありますので、建前がありますので、変な風穴をあけたくないですね。だから、せっぱ詰まったぎりぎりまで協議をしていただきたいと思います。空き家もそうですけど、何もせんかったら結果的に市役所がやってくれるんやと、市が金を出してくれるんやというのは、俗に言うモラルハザードでございまして、市がいいことをやっているようですけど、それは全体的によくはないことです。こういうことはそういう集落に入ってますね、しっかりと我々も、やっぱりつくっていただいているわけですから、そういう人は俺はつくらせてやっているというよりも、むしろつくっていただいているというところが多い中で、その辺の意識も含めて集落の皆様と我々も入ってますね、集落の考え方、仕組みについては考えていきたいと思います。その上でどうしてもとなれば、そういう担い手等々からのいろんなご意見も伺うということにしたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○副議長(山田重喜君) 14番、山川知一郎君。

○14番(山川知一郎君) イノシシ対策というと、私もそうでしたけども、どっちかというのと、とにかく出てくるイノシシをいかに捕まえるかというのが、年間、何百頭捕まえた、前年よりもっと増えた、まあよかったよかったみたいなふうに思っていたんですが、先日ちょっと猟友会の人のお話を聞いて、これは違ふと。対策の中心は捕獲ではなくて、防御することやと。防御をしなくて、柵も何もしなくておればかり仕掛けて、何頭捕まえたと言ってたって被害は全然減らないし、捕まえたからといって、あわら市中のイノシシを全部捕まえるわけにはいかんわけですから、今言ったように、集落として固定柵とか電気柵とかができない場合には、それは別に市が全部金を出してやれというんではないですよ。しかし、そこはほっておくんでは非常にまずいと。そこからどどんほかの集落へも出てくるわけですから被害が拡大しますので、そのところは是非、早急に何か考えていただきたいなというふうに思います。

それとですね、問題の対策協議会ですが、今までは固定柵をやる場合、電気柵をやる場合でも事業主体は対策協議会で、そこを通して申請し、お金をもらうというふうになっていたと思います。それと、おりの管理も基本的には協議会がやっていたと思うんですが、最近聞きますと、おりの管理がどうもかなりルーズでどうなってるかわからんとかですね、壊れたおりが何も修繕されずにそのままになっているというようなことを聞きますけども、そういうおりの管理はどうなっているで

しょうか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○副議長(山田重喜君) 経済産業部理事、伊藤隆信君。

○経済産業部理事(伊藤隆信君) おりの管理につきましては、鳥獣害対策協議会が適切に管理を行っております。補修につきましても適時、的確にやっているものと考えます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○副議長(山田重喜君) 14番、山川知一郎君。

○14番(山川知一郎君) ただ、おりにしてもおなにしても、個人が購入して持っているものもあると思うんですけども、そこらについての指導とか管理というのはどうなってるんでしょう。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○副議長(山田重喜君) 副市長、城戸橋政雄君。

○副市長(城戸橋政雄君) 先ほどの理事の答弁に若干つけ加えさせていただきますが、議員先ほど指摘された、おりの管理の不適切な状況につきましては、昨年度来、ご指摘をいただいていたことであるという具合に認識しております。このたび市が協議会の事務局をおあずかりすることになりました。集落の金銭的な授受は引き続き農協さんをお願いするとして、そのほかの事務あるいは、おりの管理については、このたび市が引き継ぐということになりました。この先は適切な管理に努めるということでご理解をいただきたいと思えます。

それからですね、今ご指摘いただいた個人が購入しているおり、あるいは集落として購入しているおりもございます。これはそれぞれの狩猟免許に基づいて自己管理で行っているおりでございますので、基本的には狩猟期間中において使うことができるおりということでご理解をいただきたいと思えます。有害捕獲に関しては、基本的には鳥獣害対策協議会が管理しているおりを用いるというのを原則としているところでございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○副議長(山田重喜君) 14番、山川知一郎君。

○14番(山川知一郎君) 先ほど適切に管理しているという答弁でしたけども、実態はいろいろ問題があるというふうに聞いています。それで、結構いろいろトラブルが起こってますので、そこはきちっと対策室ができて協議会の事務局も市へ移ったわけですから、そこはきちっとやっていただきたいなというふうに思います。

それとですね、これも最近聞いた話ですが、旧芦原の温泉街にもかなり出てきているという話で、これは農業対策ではないので一体どうするんやろうかという話があるんですけども、これについては何か考えておられますか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○副議長(山田重喜君) 副市長、城戸橋政雄君。

○副市長(城戸橋政雄君) ただいまは芦原温泉街付近という具合におっしゃっていた

だきましたが、実は金津地区におきましても名泉郷がまさにその状態でございます。今現在、国の特別交付金の対象は、被害が生じた後に対策を講じるという後手に回ったような制度になっておりますので、前々からこれを予防的に導入できることを要望するとともにですね、今先ほども議員おっしゃったように、どこから入ってきて最終的には農地が被害を受けるのであれば、非農業集落であってもその対象にすべきということが極めて重要だと考えております。ただ、現状ではそのように制度がなっておりますので、この制度についてはまずは国の制度改正を強く求めているところでございます。したがって、今現在、非農業集落に対して、おり等の整備をしよういたしますと、全額地元負担あるいは市からの一般財源の持ち出しということにならざるを得ないというのが現状でございます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○副議長（山田重喜君） 14番、山川知一郎君。

○14番（山川知一郎君） 今、副市長が言われたように、名泉郷もあいている宅地はめちゃくちゃに掘り返されているんですね。いけば、あそこはイノシシのすみかみたいになっていると思います。あそこからどんどん周辺の集落へも出ていくので、本当にこれは今言われたように、そういうところもちゃんと国がまずきちんと助成の対象にする必要があると思うんですが、それについては是非国に対してもですね、改善を求めていっていただきたいなというふうに思います。

あとですね、ジビエですが、なんか難しいという4点の理由を言われましたけども、私は食品衛生法の壁というのはわかります。これがなかなか本当に厳しいなと思いますけども、あとですね、価格とか需要が少ないというのはちょっと当たらないのではないかなと。確かに安くはないですけども、需要は結構あるのではないかと思います。

ほんで、これは確かにあわら市だけで、今そういう施設をつくるというのはなかなか難しいと思いますが、県のジビエは推進してるんですよ。よくいろんなパンフレットなんか「ジビエ」というようなことを県が言ってますけども、どうも聞いていると、県は言っているだけで具体的にこれを本当にやろうという姿勢は余り見えないように思うんです。だから、県が本当に音頭を取ってそういう施設をつくるかそういうことをやるべきだと思いますが、その点についてはいかがですか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○副議長（山田重喜君） 経済産業部理事、伊藤隆信君。

○経済産業部理事（伊藤隆信君） ジビエの振興につきましては、国がイノシシや鹿などの捕獲鳥獣をジビエとして利用して、農山村の所得に変える取り組みと申しますか、言いかえれば有害鳥獣をマイナスの存在からプラスの存在に変える取り組みを展開していくといったことで、そういうことが重要だということを理論的には言っているところでございます。現実の問題と申しますか課題としまして、建設に当たりましては財政負担の問題、それから経営の課題、そして何よりも立地場所の問題

がございまして、なかなかそういった面で調整がつかないというのが現状かと思えます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○副議長(山田重喜君) 14番、山川知一郎君。

○14番(山川知一郎君) 県がそういうことだろうということですが、もっと私は本当に県が真剣になって何とかするという立場で頑張らないと、これは幾ら言っても解決しないというふうに思いますので、是非隣の坂井市とか福井市とも共同してですね、県にもっと強く働きかけていただきたいなというふうに思います。

とにかく、私は先日、農水省に行きまして、獣害対策やら農業問題についても、いろいろ要望活動をしてきました。農水省はこれからの日本の農業についていろいろ助成策は考えているけども、助成する場合は生産性を上げるとか規模を拡大するとか、現状のままでは助成はできないと。なんかそういうプラス、これをすればもっとよくなるという、そういうことがあればというお話でした。

今の日本、特にここらの中山間地なんかは、現状を維持しているだけで私はすばらしいと思うんです。していなかったら、どんどん耕作放棄地が増えていく状況、その中で現状の田んぼやら畑を守って現状維持していく。ほんで後継者もなかなかいないという中で、それを守っていただけでも私は大いに評価してもらわんと、なんか絵に描いた餅で、こないだも行ったら米をつくってあれやったら、外国に輸出したらどうですかと。そんなことこころで言われたって、できこないということで、そういう点で本当に獣害対策は農業を守っていく上でも重要な課題ですので、引き続き全力で頑張っていっていただきたいなと思います。

以上で質問を終わります。

◎散会の宣言

○副議長(山田重喜君) 以上で一般質問を終結いたします。

本日の日程は全て終了いたしました。

あすから6月27日までは休会とし、休会中に付託されました案件について、それぞれの常任委員会において審査願います。

なお、本会議は、6月28日に再開いたします。

本日はこれをもって散会いたします。大変ご苦労さまでございました。

(午後0時02分)

地方自治法第123条の規定により署名する

令和元年 月 日

議 長

副 議 長

署名議員

署名議員

第97回あわら市議会定例会議事日程

第 4 日

令和元年6月28日（金）

午前9時30分開議

1. 開議の宣告

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第31号 令和元年度あわら市一般会計補正予算（第1号）
- 日程第 3 議案第32号 あわら市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する
条例の制定について
- 日程第 4 議案第33号 あわら市森林環境譲与税基金条例の制定について
- 日程第 5 議案第34号 あわら市営駐車場条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第35号 芦原温泉上水道財産区水道事業給水条例の一部を改正する
条例の制定について
- 日程第 7 議案第36号 市道路線の変更について
- 日程第 8 議案第53号 財産の取得について
- 日程第 9 発議第 1号 あわら市議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する
条例について
- 日程第10 発議第 2号 あわら市議会委員会条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 発議第 3号 食料・農業・地域政策確立に関する意見書
- 追加日程第 1 議長辞職の件
- 追加日程第 2 議長の選挙
- 追加日程第 3 副議長の選挙
- 日程第12 常任委員の選任
- 日程第13 議会運営委員の選任
- 追加日程第 4 広報編集特別委員の辞任
- 追加日程第 5 広報編集特別委員の選任
- 追加日程第 6 議会活性化特別委員の辞任
- 追加日程第 7 議会活性化特別委員の選任
- 追加日程第 8 環境対策調査特別委員の辞任
- 追加日程第 9 環境対策調査特別委員の選任
- 追加日程第10 総合交通まちづくり調査特別委員の辞任
- 追加日程第11 総合交通まちづくり調査特別委員の選任
- 追加日程第12 坂井地区広域連合議会議員の選挙
- 追加日程第13 福井県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙
- 追加日程第14 嶺北消防組合議会議員の選任

- 追加日程第 1 5 福井坂井地区広域市町村圏事務組合議会議員の選任
- 追加日程第 1 6 議案第 5 4 号 あわら市監査委員の選任について
- 追加日程第 1 7 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

- 1. 閉議の宣告
- 1. 市長閉会挨拶
- 1. 議長閉会挨拶
- 1. 閉会の宣告

出席議員（17名）

1番	堀田 あけみ	2番	室谷 陽一郎
3番	山口 志代治	4番	仁佐 一三
5番	平野 時夫	6番	毛利 純雄
7番	吉田 太一	8番	森 之嗣
9番	杉本 隆洋	10番	山田 重喜
11番	三上 薫	12番	八木 秀雄
13番	笹原 幸信	14番	山川 知一郎
15番	北島 登	16番	向山 信博
18番	卯目 ひろみ		

欠席議員（0名）

地方自治法第121条により出席した者

市長	佐々木 康男	副市長	城戸橋 政雄
教育長	大代 紀夫	総務部長	笹井 和弥
市民生活部長	糠見 敏弘	健康福祉部長	藤井 正浩
経済産業部長	後藤 重樹	土木部長	小嶋 範久
教育部長	西川 佳男	会計管理者	青池 憲恭
経済産業部理事	伊藤 隆信	土木部理事	伊藤 裕一
土木部理事	永井 宏昌	芦原温泉上水道財産区管理者	高橋 啓一

事務局職員出席者

事務局長	島田 俊哉	事務局長補佐	早見 孝枝
主査	坂井 真生		

◎開議の宣告

○議長（森 之嗣君） これより、本日の会議を開きます。

○議長（森 之嗣君） 本日の出席議員数は、17名であります。

よって、会議の定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

○議長（森 之嗣君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

(午前9時25分)

◎会議録署名議員の指名

○議長（森 之嗣君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、5番、平野時夫君、6番、毛利純雄君の両名を指名します。

◎議案第31号から議案第36号の委員長報告・総括質疑・討論・採決

○議長（森 之嗣君） 日程第2から日程第7までを、会議規則第35条の規定により、一括議題とします。

これらの議案等につきましては、各常任委員会に付託し、審査願っておりますので、各常任委員長より、その審査結果の報告を求めます。

○議長（森 之嗣君） 初めに、総務教育厚生常任委員長の報告を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（森 之嗣君） 12番、八木秀雄君。

○12番（八木秀雄君） 総務教育厚生常任委員会の審査の報告を申し上げます。

当委員会は、去る6月20日に、市長、副市長、教育長及び担当部課長の出席を求め、当委員会に付託されました議案第31号、令和元年度あわら市一般会計補正予算（第1号）（所管事項）をはじめ3議案について慎重に審査をいたしました。

審査の結果、議案第31号は賛成多数、その他の2議案は賛成全員で、いずれも原案のとおり可決すべきものと決しました。

以下、審査の過程で議論されました主な事項について申し上げます。

まず、議案第31号、令和元年度あわら市一般会計補正予算（第1号）（所管事項）について、所管課ごとに主な質疑について申し上げます。

最初に、総務課所管について申し上げます。

防犯灯設置事業補助金90万円の増額補正について、委員から、予備24万5,000円は何かとの問いがあり、理事者からは、防犯灯設置事業補助金の5割補助は最終年度であり、集落によっては数量を増やすことなども考えられるので、それらに備えたものであるとの答弁がありました。

次に、政策課所管について申し上げます。

並行在来線準備会社に対しての1,500万円の出資金について、委員から、出資金は後から追加とならないかとの問いがあり、理事者からは、2020年までは明

らかにはならないが、現時点では増額にはならないと聞いている。続けて県に要望もしていくとの答弁がありました。また、別の委員からは、第3セクターの人員確保についても、市負担が大きくなってくるとも考えられるので、慎重に対応を願うとの意見がありました。

次に、波松小学校の利活用事業工事請負費120万円について、委員から、「なみまちカフェ」のオープンに向けた空調機器の取りかえ工事で利活用事業は完了するのか。また、現在、吉崎小学校、新郷小学校の利活用についての進捗状況はどのようになっているかとの問いに、理事者からは、波松小学校については当該事業が手始めであり、今後の展開は随時相談をしながら進めていきたいとのことであり、吉崎小学校、新郷小学校の利活用についても随時進めていきたいとの答弁でした。

続いて、生活環境課所管について申し上げます。

北潟湖自然再生推進事業負担金増額補正50万円について、委員から、北潟湖自然再生協議会事業計画の中で、絶滅危惧昆虫の生息地再生事業について、北潟湖周辺の細呂木区、浜坂区も含まれているのかとの問いがあり、理事者からは、現在、樋山区や橋屋区にため池があり、貴重な昆虫が生息しているため事業対象とするとのこと、今後については、浜坂区も視野に入れていくとの答弁がありました。また、別の委員からは、当該事業について地元の関心は非常に薄く感じられるが、地元には説明しているのかとの問いに、理事者からは、北潟湖フォーラムなどのイベントで周知を行っており、また協議会には、地元区長やボランティアも含まれているので関心も大きくなり、盛り上がってきているとの答弁がありました。

次に、福祉課所管について申し上げます。

国庫事業である3,490万円のプレミアム商品券給付事業について、委員から、プレミアム商品券の購入は5セットが最小単位かとの問いに、理事者からは、5セットまで購入する権利がある人でも、3セットの購入も可能であるが、その際プレミアム分は3,000円となるとの答弁がありました。

なお、子育て支援課、健康長寿課所管については、特段の質疑はございませんでした。

次に、議案第32号、あわら市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について、地方税法等の改正に伴い所要の改正を行うもので、特段の質疑はありませんでした。

議案第34号、あわら市営駐車場条例の一部を改正する条例については、駐車場移転に伴い所要の改正を行うもので、委員からの特段の質疑はありませんでした。

以上、当委員会に付託されました案件の審査経過と結果を申し上げ報告といたします。

○議長（森 之嗣君） 次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（森 之嗣君） 6番、毛利純雄君。

○6番（毛利純雄君） それでは、私の方から産業建設常任委員会の審査の報告を申し

上げます。

当委員会は、去る6月21日、市長、副市長及び担当部課長の出席を求め、当委員会に付託されました議案第31号、令和元年度あわら市一般会計補正予算（第1号）（所管事項）をはじめ、議案4件について慎重に審査をいたしました。

審査の結果、議案4件については、いずれも所要の措置であり、挙手採決の結果、全て賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以下、審査の過程で議論されました主な事項について申し上げます。

まず、議案第31号、令和元年度あわら市一般会計補正予算（第1号）（所管事項）について、所管課ごとに主な質疑について申し上げます。

最初に、農林水産課所管について申し上げます。

農業用ハウス強靱化緊急対策事業補助金380万8,000円の増額は、十分な耐候性のない農業用ハウスの補強や防風ネットの設置等に要する経費の一部を補助するための補正です。委員からは、対象となる5農業者において、ハウス1棟当たりの事業費に大きな差があるが、その理由は何かとの問いがありました。理事者からは、補強資材の違いもあるが、事業費に大きな差が出るのは、事業者の施工費が含まれているか含まれないかである。それと自主施工するため、資材費のみを提示している農業者もいるとの答弁がありました。

次に、建設課所管について申し上げます。

道路橋りょう維持管理経費10万円の増額は、市道1122号線が「あらた坂」と命名され、地元区においてのり面管理を行うことになったため、その管理に要する資材の提供に係る経費を補正するものですが、委員からは、これから先、地元区で管理していくことができるのかとの問いがあり、理事者からは、当該箇所管理をお願いする桜ヶ丘区は、以前から市道滝高塚線ののり面管理を行っているため、当該箇所も管理できるだろうとの答弁がありました。それを受け、委員からは、協力的な区であり、喜ばしいことであると区を評価する意見もございました。

なお、新幹線まちづくり課所管については、特段の質疑はありませんでした。

次に、議案第33号、あわら市森林環境譲与税基金条例の制定について申し上げます。

委員からは、本年度から令和3年度まで、年間約600万円が基金に積み立てられるが、その用途をどう考えているのかとの問いがあり、理事者からは、本年度は補正予算にも計上しているとおおり、250万円を森林整備構想作成業務に充当する。また、今後については、県や市町、森林組合等で構成する協議会で協議することを予定しているとの答弁がありました。

続いて、議案第35号、芦原温泉上水道財産区水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

委員からは、財産区民への周知をどう考えているのかとの問いがあり、理事者からは、回覧板を回すこととあわせて、毎月の検針票にお知らせを記載するとの答弁がありました。

最後に、議案第36号、市道路線の変更について申し上げます。

委員からは、市道333号線と市道368号線間の土地はどうなるのかとの問いがあり、理事者からは、当該土地については従前から個人名義の土地であり、区及び隣接者の同意を得て、土地所有者に返還することが決定している。当然、個人の敷地なので、一般の方は通行できないとの答弁がありました。別の委員からは、土地所有者に看板を立ててもらおうなど、民地であることを明確にしないと、これまで通行していた方は知らずに通行するだろうとの指摘がありました。理事者からは、市で道路標示を行い、一般の方は通行できないようにするとの答弁がありました。

以上、産業建設常任委員会の報告といたします。

○議長（森 之嗣君） これより、各常任委員長の報告に対する総括質疑を許します。

○議長（森 之嗣君） 質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 之嗣君） 質疑なしと認めます。

○議長（森 之嗣君） これより、日程第2から日程第7までの討論、採決に入ります。

○議長（森 之嗣君） 議案第31号、令和元年度あわら市一般会計補正予算（第1号）について、討論はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（森 之嗣君） まず、原案に反対者の発言を許可します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（森 之嗣君） 14番、山川知一郎君。

○14番（山川知一郎君） ただいまの議案には、プレミアム商品券2,500万円発行が入っておりますが、プレミアム商品券は消費税増税に伴う消費の落ち込みを緩和するためということで説明をされております。そもそも消費税は、30年前の導入時より高齢化社会に備えて高齢者福祉の財源だとして導入されましたが、この30年間の実態を見れば、高齢者の福祉はよくなるより悪化するばかり、高い国保税や保険料を払っていても介護が必要となったとき、とても払い切れないような施設利用料を払わなければ介護は受けられないというような状況であって、とても高齢者福祉がよくなっているとは言えないというふうに思います。この30年間を見ると、消費税は法人税減税の拡大や軍事費拡大に使われており、8%から10%への増税は認められないというふうに考えます。しかも、今回の議案にあるのは、2,500万円のプレミアム商品券を発行するために国民の税金から3,490万円もの費用を使うということで、一体何のプレミアム商品券かということでありまして、プレミアム商品券の発行はやめるべきであるというふうに考えます。

以上、反対討論といたします。議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（森 之嗣君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 之嗣君） これで討論を終わります。

○議長（森 之嗣君） これより、議案第31号を採決します。
本案に対する各常任委員長の報告は原案可決であります。
各委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。
(賛成者起立)

○議長（森 之嗣君） 起立多数です。
したがって、議案第31号は、各委員長報告のとおり可決することに決定しました。

○議長（森 之嗣君） 議案第32号、あわら市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について、討論はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（森 之嗣君） 討論なしと認めます。

○議長（森 之嗣君） これより、議案第32号を採決します。
本案に対する総務教育厚生常任委員長の報告は原案可決であります。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。
(賛成者起立)

○議長（森 之嗣君） 起立全員です。
したがって、議案第32号は、委員長報告のとおり可決することに決定しました。

○議長（森 之嗣君） 議案第33号、あわら市森林環境譲与税基金条例の制定について、討論はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（森 之嗣君） 討論なしと認めます。

○議長（森 之嗣君） これより、議案第33号を採決します。
本案に対する産業建設常任委員長の報告は原案可決であります。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。
(賛成者起立)

○議長（森 之嗣君） 起立全員です。
したがって、議案第33号は、委員長報告のとおり可決することに決定しました。

○議長（森 之嗣君） 議案第34号、あわら市営駐車場条例の一部を改正する条例について、討論はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（森 之嗣君） 討論なしと認めます。

○議長（森 之嗣君） これより、議案第34号を採決します。
本案に対する総務教育厚生常任委員長の報告は原案可決であります。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。
(賛成者起立)

○議長（森 之嗣君） 起立全員です。

したがって、議案第34号は、委員長報告のとおり可決することに決定しました。

○議長（森 之嗣君） 議案第35号、芦原温泉上水道財産区水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について、討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 之嗣君） 討論なしと認めます。

○議長（森 之嗣君） これより、議案第35号を採決します。

本案に対する産業建設常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（森 之嗣君） 起立全員です。

したがって、議案第35号は、委員長報告のとおり可決することに決定しました。

○議長（森 之嗣君） 議案第36号、市道路線の変更について、討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 之嗣君） 討論なしと認めます。

○議長（森 之嗣君） これより、議案第36号を採決します。

本案に対する産業建設常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（森 之嗣君） 起立全員です。

したがって、議案第36号は、委員長報告のとおり可決することに決定しました。

◎議案第53号の上程・提案理由説明・質疑・討論・採決

○議長（森 之嗣君） 日程第8、議案第53号、財産の取得についてを議題とします。

○議長（森 之嗣君） 上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（森 之嗣君） 市長、佐々木康男君。

○市長（佐々木康男君） ただいま上程されました議案第53号、財産の取得についての提案理由を申し上げます。

除雪ドーザー11トン級の購入につきましては、去る6月21日に「コマツサービスイース株式会社」と、仮契約を締結したところであります。

つきましては、本契約を締結いたしたく、あわら市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

よろしくご審議をいただき、妥当なるご決議をいただきますようお願い申し上げます。

- 議長（森 之嗣君） 本案に対する質疑を許します。
- 議長（森 之嗣君） 質疑はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（森 之嗣君） 質疑なしと認めます。
- 議長（森 之嗣君） ただいま議題となっています議案第53号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに採決したいと存じますが、ご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（森 之嗣君） 異議なしと認めます。
- 議長（森 之嗣君） 議案第53号、財産の取得について、討論はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（森 之嗣君） 討論なしと認めます。
- 議長（森 之嗣君） これより、議案第53号を採決します。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。
（賛成者起立）
- 議長（森 之嗣君） 起立全員です。
したがって、議案第53号は、原案のとおり可決することに決定しました。
-

◎発議第1号の上程・趣旨説明・質疑・討論・採決

- 議長（森 之嗣君） 日程第9、発議第1号、あわら市議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。
- 議長（森 之嗣君） 本案に対する提出者の趣旨説明を求めます。
（「議長」と呼ぶ者あり）
- 議長（森 之嗣君） 13番、笹原幸信君。
- 13番（笹原幸信君） 議長のご指名がありましたので、発議第1号、あわら市議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定について、趣旨説明を申し上げます。

市町村議会の議員の定数については、地方自治法第91条の規定により条例で定めるとされているところであります。現在、あわら市議会においては、議員定数を18人としておりますが、本案は2人を削減し、議員定数を16人とするものであります。

議会活性化特別委員長から議会運営委員長に対して、「あわら市議会議員の定数については、現在の18人から2人減の16人とするのが望ましい」との答申を受け、「議会だより」また「議会報告会」において、広く市民への周知を図り理解を得たと判断しまして、本条例の所要の改正を行うものであります。

なお、本条例は次の一般選挙から施行いたします。

所定の賛成者を得て提出しておりますので、議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

なお、条例案については、お手元に配付のとおりであります。よろしくお願ひいたします。

○議長（森 之嗣君） これより、本案に対する質疑を許します。

○議長（森 之嗣君） 質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 之嗣君） 質疑なしと認めます。

○議長（森 之嗣君） ただいま議題となっております発議第1号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに採決したいと存じますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 之嗣君） 異議なしと認めます。

○議長（森 之嗣君） これより、討論に入ります。

○議長（森 之嗣君） 発議第1号、あわら市議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例について、討論はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（森 之嗣君） まず、原案に反対者の発言を許可します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（森 之嗣君） 14番、山川知一郎君。

○14番（山川知一郎君） 議会の議員定数を削減することには、基本的に反対の立場で討論をさせていただきます。

議員の数が減れば市民の声が届きにくくなるというのは、誰が考えても当然のことだというふうに思います。さらに、今の議会を見ても、若者や女性が非常に少ない。定数が減れば、ますます若い人や女性が議会に出にくくなるということが考えられます。

そして、何よりも今、地方自治は議会と市長と二元代表制、ともに市民の選挙で選ばれておりますけれども、今現在も私は二元代表制が本当に機能しているかという、極めて不十分である。それは市長の権限に比べて、議会の権限が非常に弱いというふうに思います。こういう中で定数を削減すれば、ますます議会の権限は弱くなるというふうに思ひまして、二元代表制は危機にあるというふうに思ひます。

市民の中にも、もっと議会はしっかり仕事をしろという声も聞かれます。これは議員がそれぞれ市政について調査研究する、そういうことが極めて不十分、そういうためにも定数は減らすべきではなく、現状を維持する必要があるというふうに考えます。

他の自治体と比べて、人口比で多過ぎるではないかという声もありますけれども、しかし基本的には人口比で言うべきものではなくて、本当に議会が必要な機能を果たせるかどうかという観点で検討すべきであるというふうに考えます。

是非、議員各位のご理解とご賛同をお願いいたしまして討論といたします。

○議長（森 之嗣君） ほかに討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 之嗣君) これにて討論を終わります。

○議長(森 之嗣君) これより、発議第1号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(森 之嗣君) 起立多数です。

したがって、発議第1号は、原案のとおり可決されました。

◎発議第2号の上程・趣旨説明・質疑・討論・採決

○議長(森 之嗣君) 日程第10、発議第2号、あわら市議会委員会条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

○議長(森 之嗣君) 本案に対する提出者の趣旨説明を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(森 之嗣君) 13番、笹原幸信君。

○13番(笹原幸信君) 議長のご指名がありましたので、発議第2号、あわら市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について、趣旨説明を申し上げます。

予算決算常任委員会を新しく設置するため、本条例の所要の改正を行うものであります。予算決算常任委員会を設置し、議案不可分の原則に従い予算決算を審査するため、議長を除く議員17人の定数とするものであります。

所定の賛成者を得て提出いたしておりますので、議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

なお、条例案については、お手元に配付のとおりであります。よろしくお願いたします。

○議長(森 之嗣君) これより、本案に対する質疑を許します。

○議長(森 之嗣君) 質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 之嗣君) 質疑なしと認めます。

○議長(森 之嗣君) ただいま議題となっております発議第2号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに採決したいと存じますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 之嗣君) 異議なしと認めます。

○議長(森 之嗣君) これより、討論に入ります。

○議長(森 之嗣君) 発議第2号、あわら市議会委員会条例の一部を改正する条例について、討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 之嗣君) 討論なしと認めます。

○議長(森 之嗣君) これより、発議第2号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(森 之嗣君) 起立全員です。

したがって、発議第2号は、原案のとおり可決されました。

◎発議第3号の上程・趣旨説明・質疑・討論・採決

○議長(森 之嗣君) 日程第11、発議第3号、食料・農業・地域政策確立に関する意見書を議題とします。

○議長(森 之嗣君) 本案に対する提出者の趣旨説明を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(森 之嗣君) 6番、毛利純雄君。

○6番(毛利純雄君) 議長のご指名がありましたので、発議第3号、食料・農業・地域政策確立に関する意見書について、趣旨説明を申し上げます。

農業者の減少や高齢者の増加、農地の減少など生産基盤は弱体化し、食料自給力は低下傾向となっている中で、「食料・農業・農村基本法」の見直しが進められることとなります。

また、本県では、米中心の営農体系から、水田フル活用ビジョンをもとに水田園芸等の生産拡大を進め、農業所得の向上に努めています。あわせて、組合員の意見を踏まえた自己改革を進めており、この取り組みを継続かつ強化して進めています。については、生産者が意欲を持って地域農業の確立に向け取り組めるよう、政府及び関係当局に対して強く要請するものであります。

所定の賛成者を得て提案させていただきましたので、議員各位のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

なお、意見書案につきましては、お手元に配付のとおりでありますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長(森 之嗣君) 本案に対する質疑を許します。

○議長(森 之嗣君) 質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 之嗣君) 質疑なしと認めます。

○議長(森 之嗣君) これより、討論、採決に入ります。

○議長(森 之嗣君) 発議第3号、食料・農業・地域政策確立に関する意見書について、討論はありませんか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(森 之嗣君) まず、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 之嗣君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(森 之嗣君) 14番、山川知一郎君。

○14 番（山川知一郎君） ただいまの意見書提出について、基本的に反対するものではありませんけれども、非常に不十分であるというふうに考えまして、意見を述べさせていただきますと思います。

まず、日本人の主食である稲作を守るためには、稲作の再生産可能な米の価格を国が責任を持って保障するということが絶対に必要だと考えます。農水省が発表した資料によっても、今、米1俵の生産原価は約1万5,000円から1万6,000円と言われております。米価はそれにははるかに及ばない状況であります。そして、年々米の消費は拡大するどころか減り続けております。こういうことについて、政府が米の需給調整その他、そして価格についても責任を持つということが日本の主食である稲作を守るためには絶対に必要だというふうに考えます。

また、この中にはJAの自己改革を進めるということが述べられておりますけれども、この自己改革の中身は具体的によくわかりませんが、今現実には福井県では1JA構想に向かって進められておりますが、このJAの合併は本当に組合員のためになっているのか。以前の農協に比べれば営農指導などはだんだん弱くなり、組合員へのサービスよりも経営第一主義ではないかと言わざるを得ません。基本的に今の1JA構想は、組合員の意向を無視したものと言わなければならないというふうに思います。本当にJAが農協法に基づいて、組合員のための農協として自己改革を進めていただきたいということを強く願うものであります。できれば意見書にこういう補強意見を入れていただければというふうに考えます。

議員の皆さんのご理解とご賛同を心からお願いいたします。

○議長（森 之嗣君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 之嗣君） これで討論を終わります。

○議長（森 之嗣君） これより、発議第3号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（森 之嗣君） 起立全員です。

したがって、発議第3号は、原案のとおり可決されました。

○議長（森 之嗣君） 暫時休憩いたします。

（午前10時07分）

○副議長（山田重喜君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時08分）

○副議長（山田重喜君） 議長、森 之嗣君から、議長の辞職願が提出されました。

○副議長（山田重喜君） お諮りします。

議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題にしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(山田重喜君) 異議なしと認めます。

したがって、議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

◎議長辞職の件

○副議長(山田重喜君) 追加日程第1、議長辞職の件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、森之嗣君の退場を求めます。

(森之嗣議員 退場)

○副議長(山田重喜君) 事務局長に辞職願を朗読させます。

○事務局長(島田俊哉君) 朗読いたします。令和元年6月28日、あわら市議会副議長、山田重喜殿。

辞職願、このたび、一身上の都合により、議長の職を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

あわら市議会議長、森之嗣。

以上でございます。

○副議長(山田重喜君) お諮りします。

森之嗣君の議長の辞職を許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(山田重喜君) 異議なしと認めます。

したがって、森之嗣君の議長の辞職を許可することに決定いたしました。

○副議長(山田重喜君) 暫時休憩します。

(午前10時10分)

○副議長(山田重喜君) 再開いたします。

(午前10時45分)

○副議長(山田重喜君) ただいま議長が欠けました。

お諮りします。

議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として日程の順序を変更し、直ちに議題としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(山田重喜君) 異議なしと認めます。

したがって、議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

◎議長の選挙

○副議長(山田重喜君) 追加日程第2、議長の選挙を行います。

選挙は、投票で行います。
議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

○副議長(山田重喜君) ただいまの出席議員は、17名です。

○副議長(山田重喜君) 次に、立会人を指名します。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に1番、堀田あけみ君、2番、室谷陽一郎君の両名を指名します。

○副議長(山田重喜君) 投票用紙を配付いたします。

投票は、単記無記名です。

(投票用紙配付)

○副議長(山田重喜君) 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(山田重喜君) 配付漏れなしと認めます。

○副議長(山田重喜君) 投票箱を点検いたします。

(投票箱点検)

○副議長(山田重喜君) 異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

念のために申し上げます。投票は単記無記名であります。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に記載台で被選挙人の氏名を記載の上、順次投票願います。

○事務局長(島田俊哉君) それでは、1番、堀田あけみ議員、2番、室谷陽一郎議員、3番、山口志代治議員、4番、仁佐一三議員、5番、平野時夫議員、6番、毛利純雄議員、7番、吉田太一議員、8番、森之嗣議員、9番、杉本隆洋議員、10番、山田重喜議員、11番、三上薫議員、12番、八木秀雄議員、13番、笹原幸信議員、14番、山川知一郎議員、15番、北島登議員、16番、向山信博議員、18番、卯目ひろみ議員。

(点呼投票)

○副議長(山田重喜君) 投票漏れは、ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(山田重喜君) 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

○副議長(山田重喜君) これより開票を行います。

○副議長(山田重喜君) 堀田あけみ君、室谷陽一郎君、開票の立ち会いをお願いいたします。

(開票)

○副議長(山田重喜君) 選挙の結果を事務局長から報告いたさせます。

○事務局長(島田俊哉君) 出席議員17名、投票総数17票、有効投票17票、無効投票0票。有効投票のうち、山田議員11票、三上議員6票でございます。

以上のとおりとなります。

なお、この選挙の法定得票数は、5票です。

○副議長（山田重喜君） したがって、ただいま報告のとおり、山田重喜が議長に当選いたしました。

議場の閉鎖を解きます。

（議場解鎖）

○議長（山田重喜君） ただいま、議長に当選した山田重喜が議場におりますので、会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

○議長（山田重喜君） 一言、ご挨拶を申し上げます。

ただいまは議員の皆様のご温かいご推挙によりまして、議長に就任いたしました。

もともと浅学非才の身ではございますけれども、新しいあわら市の議会を構築するためにも全力で頑張る所存であります。また、地方自治の根源であります二元代表制を考えれば、やはり理事者に対しましては是々非々、そして議会運営等に関しましては皆様方の意見を拝聴しながら、円満なる議会運営を目指す所存でございます。

何分、未熟者ではございますけれども、今後ともよろしくご指導、ご鞭撻をお願い申し上げます。就任の挨拶といたします。どうもありがとうございました。

○議長（山田重喜君） 暫時休憩いたします。

（午前11時02分）

○議長（山田重喜君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時35分）

○議長（山田重喜君） ただいまの議長選挙の結果、副議長が欠員となりました。

お諮りします。

副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第3として日程の順序を変更し、直ちに議題にしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田重喜君） 異議なしと認めます。

したがって、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第3として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

◎副議長の選挙

○議長（山田重喜君） 追加日程第3、副議長の選挙を行います。

選挙は、投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

○議長（山田重喜君） ただいまの出席議員は、17名です。

○議長（山田重喜君） 次に、立会人を指名します。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に3番、山口志代治君、4番、仁佐一三君の両名を指名いたします。

- 議長（山田重喜君） 投票用紙を配付いたします。
投票は、単記無記名です。

（投票用紙配付）

- 議長（山田重喜君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（山田重喜君） 配付漏れなしと認めます。

- 議長（山田重喜君） 投票箱を点検いたします。

（投票箱点検）

- 議長（山田重喜君） 異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

念のために申し上げます。投票は単記無記名であります。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に記載台で被選挙人の氏名を記載の上、順次投票願います。

- 事務局長（島田俊哉君） それでは、1番、堀田あけみ議員、2番、室谷陽一郎議員、3番、山口志代治議員、4番、仁佐一三議員、5番、平野時夫議員、6番、毛利純雄議員、7番、吉田太一議員、8番、森之嗣議員、9番、杉本隆洋議員、11番、三上薫議員、12番、八木秀雄議員、13番、笹原幸信議員、14番、山川知一郎議員、15番、北島登議員、16番、向山信博議員、18番、卯目ひろみ議員、そして最後に10番、山田重喜議員、自席でお願いします。

（点呼投票）

- 議長（山田重喜君） 投票漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（山田重喜君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

- 議長（山田重喜君） 開票を行います。

- 議長（山田重喜君） 山口志代治君、仁佐一三君、開票の立ち会いをお願いいたします。

（開票）

- 議長（山田重喜君） 選挙の結果を事務局長から報告いたさせます。

- 事務局長（島田俊哉君） 選挙の結果を報告いたします。

出席議員17名、投票総数17票、有効投票16票、無効投票1票。有効投票16票のうち、吉田議員10票、杉本議員5票。山川議員1票。

以上のとおりです。

なお、この選挙の法定得票数は、4票でございます。

- 議長（山田重喜君） したがって、ただいま報告のとおり、吉田太一君が副議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場解鎖)

○議長(山田重喜君) ただいま、副議長に当選されました吉田太一君が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

○議長(山田重喜君) 副議長に当選されました吉田太一君から、ご挨拶がございます。

○副議長(吉田太一君) ただいまは議員各位のご推挙により、副議長という要職につかせていただきました。この場をおかりしまして心より御礼申し上げます。ありがとうございました。

私は、議会は二代表制の一翼を担う議決機関として、その役割をしっかりと果たしていかなばならないと考えています。市民の付託に応え、活発な議会活動を通して、皆さんと一緒にその使命を果たしていきたいと考えております。

今後ともご指導、ご協力のほど心よりお願い申し上げまして、簡単ではございますが、副議長就任の挨拶にかえさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

○議長(山田重喜君) お諮りいたします。

本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめ延長したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山田重喜君) 異議なしと認めます。

したがって、本日の会議時間を延長することに決定いたしました。

○議長(山田重喜君) 暫時休憩いたします。

(午前11時51分)

○議長(山田重喜君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(午後4時15分)

○議長(山田重喜君) 毛利議員は早退の届けが提出されましたので、これを許可しております。

◎常任委員の選任

○議長(山田重喜君) 日程第12、常任委員の選任を行います。

常任委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長において、総務教育厚生常任委員に、堀田あけみ君、室谷陽一郎君、平野時夫君、毛利純雄君、吉田太一君、杉本隆洋君、笹原幸信君、山川知一郎君。

産業建設常任委員に、山口志代治君、仁佐一三君、森之嗣君、山田重喜、三上薫君、八木秀雄君、北島登君、向山信博君、卯目ひろみ君。

予算決算常任委員会に、堀田あけみ君、室谷陽一郎君、山口志代治君、仁佐一三君、平野時夫君、毛利純雄君、吉田太一君、森之嗣君、杉本隆洋君、三上薫君、八木秀雄君、笹原幸信君、山川知一郎君、北島登君、向山信博君、卯目ひろみ君。

以上のとおり指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山田重喜君) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しましたとおり、それぞれの常任委員に選任することに決定いたしました。

○議長(山田重喜君) 暫時休憩します。

(午後4時16分)

○議長(山田重喜君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後4時17分)

○議長(山田重喜君) 諸般の報告を事務局長から申し上げます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(山田重喜君) 局長。

○事務局長(島田俊哉君) 休憩中の各常任委員会において、正副委員長の互選が行われました。その結果をご報告いたします。

総務教育厚生常任委員長に、平野時夫議員。同じく副委員長に、堀田あけみ議員。

次に、産業建設常任委員長に、卯目ひろみ議員、同じく副委員長に、仁佐一三議員。

予算決算常任委員長に、吉田太一議員、同じく副委員長に、平野時夫議員が選任されました。

以上のとおりでございます。

◎議会運営委員の選任

○議長(山田重喜君) 日程第13、議会運営委員の選任を行います。

議会運営委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長において、平野時夫君、吉田太一君、森之嗣君、笹原幸信君、北島登君、卯目ひろみ君を指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山田重喜君) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しましたとおり、議会運営委員に選任することに決定いたしました。

○議長(山田重喜君) 暫時休憩いたします。

(午後4時18分)

○議長(山田重喜君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後4時19分)

○議長（山田重喜君） 諸般の報告を事務局長から申し上げます。
（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（山田重喜君） 局長。

○事務局長（島田俊哉君） 休憩中の議会運営委員会において、正副委員長の互選が行われました。その結果をご報告いたします。

議会運営委員長に、森 之嗣議員、同じく副委員長に、北島 登議員が選任されました。

以上のとおりでございます。

○議長（山田重喜君） 暫時休憩します。

（午後４時２０分）

○副議長（吉田太一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後４時２０分）

○副議長（吉田太一君） お諮りします。

広報編集特別委員より辞任の申し出がなされておりますので、委員会条例第１４条の規定により、広報編集特別委員の辞任について日程に追加し、議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（吉田太一君） 異議なしと認めます。

したがって、広報編集特別委員の辞任を日程に追加し、追加日程第４として議題とすることに決定しました。

◎広報編集特別委員の辞任

○副議長（吉田太一君） 追加日程第４、広報編集特別委員の辞任を議題とします。

地方自治法第１１７条の規定により、広報編集特別委員、平野時夫君、山田重喜君、北島 登君の退場を求めます。

（議員退場）

○副議長（吉田太一君） お諮りします。

広報編集特別委員、平野時夫君、山田重喜君、北島 登君の辞任を許可することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（吉田太一君） 異議なしと認めます。

したがって、広報編集特別委員、平野時夫君、山田重喜君、北島 登君の辞任を許可することに決定しました。

（退場議員入場）

○副議長（吉田太一君） お諮りします。

ただいまの広報編集特別委員の辞任により、委員に欠員が生じたので、広報編集特別委員の選任を日程に追加し、議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(吉田太一君) 異議なしと認めます。

したがって、広報編集特別委員の選任を日程に追加し、追加日程第5として議題とすることに決定しました。

◎広報編集特別委員の選任

○副議長(吉田太一君) 追加日程第5、広報編集特別委員の選任を議題とします。

3名が欠員となっております広報編集特別委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長において、堀田あけみ君、仁佐一三君、吉田太一を指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(吉田太一君) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しましたとおり、広報編集特別委員に選任することに決定しました。

○副議長(吉田太一君) 暫時休憩します。

(午後4時22分)

○議長(山田重喜君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後4時23分)

○議長(山田重喜君) お諮りします。

議会活性化特別委員より辞任の申し出がなされておりますので、委員会条例第14条の規定により、議会活性化特別委員の辞任について日程に追加し、議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山田重喜君) 異議なしと認めます。

したがって、議会活性化特別委員の辞任を日程に追加し、追加日程第6として議題とすることに決定しました。

◎議会活性化特別委員の辞任

○議長(山田重喜君) 追加日程第6、議会活性化特別委員の辞任を議題とします。

地方自治法第117条の規定により、議会活性化特別委員、笹原幸信君の退場を求めます。

(議員退場)

○議長(山田重喜君) お諮りします。

議会活性化特別委員、笹原幸信君の辞任を許可することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山田重喜君) 異議なしと認めます。

したがって、議会活性化特別委員、笹原幸信君の辞任を許可することに決定しました。

(退場議員入場)

○議長（山田重喜君） お諮りします。

ただいまの議会活性化特別委員の辞任により、委員に欠員が生じたので、議会活性化特別委員の選任を日程に追加し、議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（山田重喜君） 異議なしと認めます。

したがって、議会活性化特別委員の選任を日程に追加し、追加日程第7として議題とすることに決定しました。

◎議会活性化特別委員の選任

○議長（山田重喜君） 追加日程第7、議会活性化特別委員の選任を議題とします。

1名が欠員となっております議会活性化特別委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長において、堀田あけみ君を指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（山田重喜君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しましたとおり、議会活性化特別委員に選任することに決定しました。

○議長（山田重喜君） お諮りします。

環境対策調査特別委員より辞任の申し出がなされておりますので、委員会条例第14条の規定により、環境対策調査特別委員の辞任について日程に追加し、議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（山田重喜君） 異議なしと認めます。

したがって、環境対策調査特別委員の辞任を日程に追加し、追加日程第8として議題とすることに決定しました。

◎環境対策調査特別委員の辞任

○議長（山田重喜君） 追加日程第8、環境対策調査特別委員の辞任を議題とします。

地方自治法第117条の規定により、環境対策調査特別委員、向山信博君の退場を求めます。

(議員退場)

○議長（山田重喜君） お諮りします。

環境対策調査特別委員、向山信博君の辞任を許可することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山田重喜君) 異議なしと認めます。

したがって、環境対策調査特別委員、向山信博君の辞任を許可することに決定しました。

(退場議員入場)

○議長(山田重喜君) お諮りします。

ただいまの環境対策調査特別委員の辞任により、委員に欠員が生じたので、環境対策調査特別委員の選任を日程に追加し、議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山田重喜君) 異議なしと認めます。

したがって、環境対策調査特別委員の選任を日程に追加し、追加日程第9として議題とすることに決定しました。

◎環境対策調査特別委員の選任

○議長(山田重喜君) 追加日程第9、環境対策調査特別委員の選任を議題とします。

1名が欠員となっております環境対策調査特別委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長において、室谷陽一郎君を指名したいと思いません。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山田重喜君) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しましたとおり、環境対策調査特別委員に選任することに決定しました。

○議長(山田重喜君) 暫時休憩します。

(午後4時28分)

○副議長(吉田太一君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後4時29分)

○副議長(吉田太一君) お諮りします。

総合交通まちづくり調査特別委員より辞任の申し出がなされておりますので、委員会条例第14条の規定により、総合交通まちづくり調査特別委員の辞任について日程に追加し、議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(吉田太一君) 異議なしと認めます。

したがって、総合交通まちづくり調査特別委員の辞任を日程に追加し、追加日程第10として、議題とすることに決定しました。

◎総合交通まちづくり調査特別委員の辞任

○副議長（吉田太一君） 追加日程第10、総合交通まちづくり調査特別委員の辞任を議題とします。

地方自治法第117条の規定により、総合交通まちづくり調査特別委員、室谷陽一郎君、山田重喜君の退場を求めます。

（議員退場）

○副議長（吉田太一君） お諮りします。

総合交通まちづくり調査特別委員、室谷陽一郎君、山田重喜君の辞任を許可することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（吉田太一君） 異議なしと認めます。

したがって、総合交通まちづくり調査特別委員、室谷陽一郎君、山田重喜君の辞任を許可することに決定しました。

（退場議員入場）

○副議長（吉田太一君） お諮りします。

ただいまの総合交通まちづくり調査特別委員の辞任により、委員に欠員が生じたので、総合交通まちづくり調査特別委員の選任を日程に追加し、議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（吉田太一君） 異議なしと認めます。

したがって、総合交通まちづくり調査特別委員の選任を日程に追加し、追加日程第11として議題とすることに決定しました。

◎総合交通まちづくり調査特別委員の選任

○副議長（吉田太一君） 追加日程第11、総合交通まちづくり調査特別委員の選任を議題とします。

2名が欠員となっております総合交通まちづくり調査特別委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長において、森之嗣君、向山信博君を指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（吉田太一君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しましたとおり、総合交通まちづくり調査特別委員に選任することに決定しました。

○副議長（吉田太一君） 暫時休憩します。

（午後4時32分）

○議長（山田重喜君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 4 時 3 3 分)

○議長（山田重喜君） 諸般の報告を事務局長から申し上げます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（山田重喜君） 事務局長。

○事務局長（島田俊哉君） 休憩中の各特別委員会において、正副委員長の互選が行われました。その結果をご報告いたします。

広報編集特別委員会委員長に、吉田太一議員、副委員長に、室谷陽一郎議員。

議会活性化特別委員会委員長に、山川知一郎議員、副委員長に、三上 薫議員。

環境対策調査特別委員会委員長に、山口志代治議員、副委員長に、室谷陽一郎議員。

総合交通まちづくり調査特別委員会委員長に、杉本隆洋議員、副委員長に、毛利純雄議員が選任されました。

以上のおりでございます。

○議長（山田重喜君） お諮りします。

坂井地区広域連合議会議員、吉田太一君の辞職により、1名の欠員が生じたので、坂井地区広域連合議会議員の選挙を日程に追加し、議題としたいと思いましたが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田重喜君） 異議なしと認めます。

したがって、坂井地区広域連合議会議員の選挙を日程に追加し、追加日程第12として議題とすることに決定しました。

◎坂井地区広域連合議会議員の選挙

○議長（山田重喜君） 追加日程第12、坂井地区広域連合議会議員の選挙を行います。お諮りします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思いましたが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田重喜君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選によることに決定しました。

○議長（山田重喜君） お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いましたが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田重喜君） 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

○議長（山田重喜君） 坂井地区広域連合議会議員に、山川知一郎君を指名します。

○議長（山田重喜君） お諮りします。

ただいま指名しました、山川知一郎君を坂井地区広域連合議会議員の当選人とすることに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山田重喜君) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました、山川知一郎君が坂井地区広域連合議会議員に当選されました。

○議長(山田重喜君) ただいま坂井地区広域連合議会議員に当選されました、山川知一郎君が議場におられますので、本席より会議規則第32号第2項の規定により告知します。

○議長(山田重喜君) お諮りします。

福井県後期高齢者医療広域連合議会議員、三上 薫君の辞職により、1名の欠員が生じたので、福井県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を日程に追加し、議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山田重喜君) 異議なしと認めます。

したがって、福井県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を日程に追加し、追加日程第13として議題とすることに決定しました。

◎福井県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

○議長(山田重喜君) 追加日程第13、福井県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山田重喜君) 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選によることに決定しました。

○議長(山田重喜君) お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山田重喜君) 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

○議長(山田重喜君) 福井県後期高齢者医療広域連合議会議員に、杉本隆洋君を指名します。

○議長(山田重喜君) お諮りします。

ただいま指名しました、杉本隆洋君を福井県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人とすることに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山田重喜君) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました、杉本隆洋君が福井県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました。

○議長(山田重喜君) ただいま福井県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました、杉本隆洋君が議場におられますので、本席より会議規則第32条第2項の規定により告知します。

○議長(山田重喜君) お諮りします。

嶺北消防組合議会議員、森之嗣君、杉本隆洋君の辞職により、2名の欠員が生じたので、嶺北消防組合議会議員の選任を日程に追加し、議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山田重喜君) 異議なしと認めます。

したがって、嶺北消防組合議会議員の選任を日程に追加し、追加日程第14として議題とすることに決定しました。

◎嶺北消防組合議会議員の選任

○議長(山田重喜君) 追加日程第14、嶺北消防組合議会議員の選任を議題とします。

選任の方法は、議長において指名することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山田重喜君) 異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定しました。

○議長(山田重喜君) 嶺北消防組合議会議員に、平野時夫君、山田重喜を指名します。

○議長(山田重喜君) お諮りします。

ただいま指名しました、平野時夫君、山田重喜を嶺北消防組合議会議員に選任することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山田重喜君) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました、平野時夫君、山田重喜を嶺北消防組合議会議員に選任すること決定しました。

○議長(山田重喜君) ただいま嶺北消防組合議会議員に選任されました、平野時夫君、山田重喜が議場におられますので、本席より会議規則第32条第2項の規定により告知します。

○議長(山田重喜君) お諮りします。

福井坂井地区広域市町村圏事務組合議会議員の平野時夫君、山川知一郎君の辞職により、2名の欠員が生じたので、福井坂井地区広域市町村圏事務組合議会議員の選任を日程に追加し、議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山田重喜君) 異議なしと認めます。

したがって、福井坂井地区広域市町村圏事務組合議会議員の選任を日程に追加し、追加日程第15として議題とすることに決定しました。

◎福井坂井地区広域市町村圏事務組合議会議員の選任

○議長(山田重喜君) 追加日程第15、福井坂井地区広域市町村圏事務組合議会議員の選任を議題とします。

選任の方法は、議長において指名することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山田重喜君) 異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定しました。

○議長(山田重喜君) 福井坂井地区広域市町村圏事務組合議会議員に、吉田太一君、向山信博君を指名します。

○議長(山田重喜君) お諮りします。

ただいま指名しました、吉田太一君、向山信博君を福井坂井地区広域市町村圏事務組合議会議員に選任することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山田重喜君) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました、吉田太一君、向山信博君を福井坂井地区広域市町村圏事務組合議会議員に選任することに決定しました。

○議長(山田重喜君) ただいま福井坂井地区広域市町村圏事務組合議会議員に選任されました、吉田太一君、向山信博君が議場におられますので、本席より会議規則第32条第2項の規定により告知します。

◎議案第54号の上程・提案理由説明・採決

○議長(山田重喜君) 本日、市長から議案第54号、監査委員の選任についての議案が提出されました。

これを日程に追加し、議題とすることに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山田重喜君) 異議なしと認めます。

よって、議案第54号、監査委員の選任についてを日程に追加し、議題とすることに決定しました。

地方自治法第117条の規定により、笹原幸信君の退場を求めます。

(議員退場)

○議長(山田重喜君) 本案に対する提案理由の説明を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（山田重喜君） 市長、佐々木康男君。

○市長（佐々木康男君） ただいま上程されました議案第54号、あわら市監査委員の選任についての提案理由を申し上げます。

本案は、市議会議員から選出した監査委員である向山氏より委員辞任の申し出があり、これを承認いたしましたので、その後任の監査委員として笹原幸信議員を選任するに当たり、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意をお願いするものであります。

笹原氏は、人格が高潔で、行政運営に関しすぐれた識見を有し、監査委員として適任であると思われまますので、よろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（山田重喜君） お諮りします。

本案は、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いましたが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田重喜君） 異議なしと認めます。

よって、直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（山田重喜君） 起立全員。

したがって、議案第54号、あわら市監査委員の選任については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

笹原幸信君、入場してください。

（議員入場）

○議長（山田重喜君） お諮りします。

議会運営委員長から、会議規則第104条の規定により、お手元に配付のとおり、閉会中の継続調査の申し出がありますので、この件を日程に追加し、議題といたしたいと思いましたが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田重喜君） 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を日程に追加し、追加日程第17として議題とすることに決定しました。

◎議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

○議長（山田重喜君） 追加日程第17、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

○議長（山田重喜君） 議会運営委員長より申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田重喜君） 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員長申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎閉議の宣告

○議長（山田重喜君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

これにて、会議を閉じます。

◎市長閉会挨拶

○議長（山田重喜君） 市長より発言の申し出がありますので、これを許可します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（山田重喜君） 市長、佐々木康男君。

○市長（佐々木康男君） 閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会におきましては、6日の開会以来、23日間にわたり、提案いたしました議案につきまして慎重にご審議をいただきました。また、全ての議案について妥当なご決議を賜り厚くお礼を申し上げます。そして、本日は議長、副議長の選挙をはじめ、各委員会の選任や9月定例会から新たに取り入れられる予算決算常任委員会の設置など、議会組織をお決めいただきました。このたび就任されました山田新議長、吉田新副議長には心からお祝いを申し上げます。また、正副議長をはじめ各委員等に就任されました議員各位におかれましては、これまでも増してご支援、ご指導を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

また、これまで市政発展のために大変ご尽力をいただきました森議長をはじめ、委員会等で重責を担われた議員各位に対しまして、改めて厚くお礼を申し上げます。ありがとうございました。

今後、人口減少や少子高齢化対策、芦原温泉駅周辺整備など市の抱える重要課題について議員の皆様と一丸となり、スピード感を持って取り組んでいくことが市政発展のために極めて重要だと考えております。10年先、20年先を見据えて誰もが夢や希望を持ち、わくわく・ドキドキ・きらきらと笑顔で元気に暮らす「誰もがときめくあわら市」の実現を目指すため、今後とも全力で取り組んで参る所存であります。議員各位におかれましては、なお一層のご理解とご指導、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

梅雨の真っ最中でありまして、議員各位におかれましては、健康にはくれぐれもご留意いただき、引き続き本市の発展のためにご活躍いただきますようお願い申し上げます。閉会に当たっての挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

◎議長閉会挨拶

○議長（山田重喜君） 一言ご挨拶申し上げます。

6月6日から本日まで長期間にわたりまして、第97回あわら市議会定例会が開

催されたわけでございますけれども、今回は組織替えということもございまして、不肖私が議長を預かることになりましたが、吉田副議長とともに、あわら市の発展のために尽力したいと思っているところでございます。

これからだんだん暑くなると思えますけれども、健康には十分注意され、それぞれの立場で議員活動を推進いただきたいと思いますところでございます。

◎閉会の宣告

○議長（山田重喜君） 以上をもちまして、第97回あわら市議会定例会を閉会いたします。

（午後4時49分）

地方自治法第123条の規定により署名する

令和元年 月 日

旧議長

旧副議長

新議長

新副議長

署名議員

署名議員